

376

66

5 6 7 8 9 10¹⁸ 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20¹⁸

始



28N-58

376-66



渡邊重石丸著
峯間信吉譯註

原文對照
和譯註解

固本策

東京 廣文堂書店發行

大正
7. 1. 23
內交

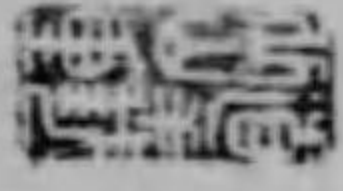


新道乃
 柱石は
 一乃木大持の入
 高とすく口も
 石よりたのむ月日もかき
 五身つる周と節にき重石凡

渡邊重石丸翁作歌及筆蹟

西原長西教題

皇極道弘



水向處岸
大正九年九月十日 老老渡邊重石九書
久大文来ナリ。道ヲ説クテ先師尚文遺教
于其言。會麻久翁乃本將軍ト往儀ト持年
翁ヲ禱フ麻久翁、且本書ヲ遺流シ、
以河之ヲ其道、友ニ欲フト、亦一本ヲ贈ル
者日ニ重橋外ニ靈極ヲ迷ル、時、之ヲ説テ了ス。
念乃本將軍此、日此、時、以多自教、死セ元
本書堂將軍、精靈、各ル所ナリカラシキ。聊
感慨ヲ附記シテ後、此ニ傳フ。

固本策卷之一

豐前 中津 渡邊重石九書

古語拾遺論上

神皇之道莫大禮樂焉。何以謂之曰天尊地卑四時
行焉。百物生焉。見之以目。聞之以耳。天神之化
行乎六合。莫非禮樂之妙用者也。是故山峙川流。花
紅柳綠。以不亂秩序者。禮也。鶯啼雷吼。虫吟風怒。以
快人耳者。樂也。天地既有自然之禮樂。人間豈獨無
自然之禮樂乎。何謂自然之禮樂。曰自天地剖判。
君令臣共。父慈子孝。兄愛弟敬。夫和妻柔。姑慈婦聽。

譯註者自序

今春、英國議會に於て、其の文相フイッシャー氏は、英國の教育方針に一大缺陷あるを指摘し、之が改善案を提出して議會の協賛を求めて曰く、
「二面には熾烈に愛國的犠牲的精神の發揚を期し、一面には一層國民個々の能率を増進せざるべからず」と。我が岡田文部大臣は更に論じて曰く、
「是れ實に英國朝野の輿論たるに止まらず。今や歐米各國は戦後經營の根本方針として、如何にして國民の一致團結を期すべきか、如何にして國民各個の能率を高むべきかに就きて、朝野一致官民協力力を悉しつゝあり。是れ世界の大勢なり。我が教育行政の方針と雖も亦茲に在らざるべからず」と。言誠に然り。而して、益々愛國的犠牲的精神を發揚して國民の一致團結を期せんには、即ち我が古典を論究して以て宏遠なる鑒國

の本義を彰かにし、我が國の祭祀、政事、教育等の起原創始を明らかにし、以て國民精神を發揚して、外、列國に對峙する所以の奮勵心を鼓舞して、以て、斯の國民の能率を昂進するの方案に出でざるべからず。本書は實に之が爲に生る。

原著者渡邊豊城先生は其の略傳に示すが如く、乃木大將の畏敬せる人物にして、國學の泰斗たり。而して、本書の内容は、古語拾遺・古事記・日本書紀・祝詞式・萬葉集等の神典・古書を論究して、議論風發卓勵、一讀以て我が國民精神を鼓舞す。加ふるに、讀論語三章を以てして、我が國に對する論語盛行の功過を痛論す。識見高遠、國民必讀の文字なり。

予、本書公刊の免許を先生に得てより既に數年。家學を承けられたる。先生の令息渡邊刀根次郎君を煩はして、本稿を完成し、茲に校正の終りを告ぐ。而して、今や先生なし。首相寺内伯爵、本書を乃木大將に得て愛讀せられしこの故を以て、伯爵の題辭を卷頭に請ひ、虔んで、本書を豊城先生と乃木將軍との靈に捧ぐと云爾。

大正六年十二月中浣

於牛込寓居

峯間信吉識す

渡邊重石丸氏の略傳

渡邊重石丸氏は、舊豊前中津藩士にして、彼の鈴屋門下の高足として有名なる重名の孫なり。兄重春と並に世にその名を知らる。通稱は鐵次郎、豊城はその號なり。青年時代、藩儒手島大島・野本真城に就きて學を修めしが、一旦平田篤胤翁の著書を読むに及びて、慨然志を立て、遙かに贊を奉じて、故翁歿後の門人となる。明治二年召されて京都に上り、皇學所御用掛並に同所講官に任せられ、尋いで大學校御用掛仰せ付けらる。然れども皆意に中らず。明治六年東京に移り、教部省に出仕し、又或は下總香取神宮少宮司等の職を奉せしむも、夙に身を官海より脱して隱退せんとするの意あり。爾來全く仕途を絶ち、私塾道生館を設けて、専ら育英と著述とに従事したりき。著書十數部、未定稿若干篇あり。就中固本策上下二卷は氏が滿腔の心血を傾倒して之を文にせしもの、曾て乃木將軍の一顧に逢うて頓にその聲價を益し、氏の隱名亦世に顯はれたり。而も氏は之を奇貨として以て名を釣るの具となすことを欲せず、その自ら守ること屢如たり。氏人となり藤澤清貞、議論高遠奇古、獨り自

ら名節を以て尙ぶり、敢て世俗に阿附せず。その所説、本居平田兩翁の遺緒を續ぐにあり。雖も、然も叨りに阿好に僻して先輩の餘唾を拾ふを欲せず、堅説横説必ずや學問の眞理を窮盡して而して止みぬ。その意一に斯道の蘊奥を叩きて、その確動かすべからざる者を提げ以て國是民意を一定せんとするにあり。彼の徒らに花鳥風月を弄びて、所謂國學家と稱する者と伍するが如きは、自ら甚だ屑しとせざる所なり。蓋し人格の崇高なる、氣骨の嶮巖たる、時流に超絶するものあらん。宜なるかな、乃木將軍の、その人となりて敬重せしことや。氏晩年七十七・八十にして矍鑠猶壯に、昕夕几に凭り筆を執りて屹々未定稿を改竄しつゝありき。惜しいかな、大正四年十月十九日、其の居東京府下北豊島郡巢鴨村三四四〇に於て溘焉易簣せらる。享年正に八十歳。

固本策の大意

一、固本策とは、讀んで字の如く、本を固むる策との題名なり。本とは我が國道義の根本をいふ。その根本をシツカリと堅固にする策略は是非とも本書立論の趣意に依らざるべから

ずとの意なり。然らば如何にして、道義の大本を固め、民心の方向を定むるか云は、先づ古語拾遺・古事記・日本書紀・祝詞式・萬葉集等の神典古書を我が國の經書と看做し、國民必讀の書と爲すにあり。蓋し此等の書中には國家肇造の基、皇統繼承の始、諸神經營の跡より、祭祀・政事・教育の起原などに至るまで、悉く具載せざるはなく、仔細に上古の史實を玩味すれば、隱微なる一言一行にも無量の妙理を含みて、直ちに人事の儀則とするに足るべきもの多々之あり。我が國民が忠孝の念深く、義勇奉公の精神に富めるも、かゝる歴史的要素あればなり。外教渡來以後、叨りに外國の事物に憧憬して、自國を野蠻視し、國民の立脚點を失へるは、千古の一大宿弊なりとす。若し夫れ、外教に依りて我が國家的道義を闡明せんと欲するは、亦猶他人の履を借りて自己の足を削るがごとし。故に我が國家的道義は必ず自國の歴史を俟つて説明せざるべからざること理の當然ならずや。果して然らば、國民の歸向必ず一に出で、政治教育の綜攬必ず大綱あり、所謂國利民福もこれによりて得らるべく、而して邦家長久の基も是に於て乎始めて樹立するに至らん。是れ著者が慨然此の書を著せる素志なり。

本著者は國體主義の人なるに、何故に平易なる普通文を避けて、殊更にむづかしき漢文を以てせる乎とは往々識者の發する疑問なり。蓋し著者は熱烈に國家的道義を主張し、議論往々奇激に渉れるも、その道理を極論せる餘に出でしもの。さりて一切外國の書は讀むな、漢字は使用するな、漢文は作るななどといふ如き僻見を抱く者にあらず。凡て文字簡勁にして議論雄拔、一讀痛快を叫ばしむる者は漢文の長所なり。古來所謂漢文學者は多々あれども、日本の道義的題目を捉へて、之を漢文の坩堝に投じ、混和溶解、鐵火文字を鑄成せるもの、恐くは此の書を措きて他にはあらず。日本の道義を以て骨子とし、之を肉づくるに漢文を以てす、爬羅剔抉、字々活躍、妙その裏にあり。彼の軟弱にして甘たるき國學者のものせる擬古體の國文の如きは、既に看者をして嫌厭を生せしめ、又平易淺近の時文に至りては、謹嚴にして精透なる理義を説破するに於て、餘りに淺薄平凡なる嫌なきにあらず、また恐くは著者の長所にもあらずるべし。されば、著者は和魂漢才の見地よりして、自家特得の伎倆を揮ひ、先輩の足轍以外に、別に一種の文章を作爲せしは、固よりその所なり。且つや、著者は素より名利の人にあらず。本書の如きも之を名山石室に藏め

て、知己を千載に求めんとす。豈に子弟小兒輩の呶呶に供せんがために著作せしものならんや。されば今之を和譯に附して、弘く江湖に流布するは、蓋し名聞上或は著者の欲せざる所なるべしと雖も。亦余等斯道のために、一點の婆心已むことを得ざるに出でしなり。一、原文に施す所の批點圈點は、すべて著者の筆餘に出でしものなり。蓋し此は讀者をして文中の主眼又は緊要の處に着目せしめんがためなるべし。必ずしも文章辭句の妙を品定せるにはあらず。而るに今和譯文に之を省ける者は、その煩を避くるなり。一、解釋はすべて簡要を主としたれば、その故事出典の如きも、さして必要なき限は、必ずしも一々その根原を擧げず。唯、一氣讀下、大義に通ずることを得ば可ならんのみ。

大正六年十二月

譯註者識す

固本策卷之一

豊前 中津 渡邊重石丸著

古語拾遺論上



原文對照 固本策卷之一
和譯註解

豊前 中津 渡邊重石丸著

常陸 鹿島 峯間鹿水譯註

古語拾遺論の上

〔大意〕 古語拾遺壹卷、從五位下忌部宿禰廣成がその家に傳はれる古記録を纂輯して、平城天皇の大同三年二月十三日、之を朝廷に上れるものなり。抑、齋部氏の始祖太玉命は、中臣氏の始祖兒屋根命と、神代に相並びて共に朝廷の祭事を掌りし名門の後裔なれば、傳家の記録中には、古事記・日本書紀等の古書以外に舊聞逸事の間、史闕を補ふに足るべきもの尠しとせず。洵

古語拾遺論の上

神皇之道莫大禮樂焉。何以謂

に珍重すべき舊記なり。さて同氏はかゝる名門なるにも拘らず、中臣氏の子孫たる藤原氏權を専らにして、齋部氏を抑へ、その世職を奪ひて他人に命じ、復た朝廷の祭儀に與らしめず、一族衰微して殆ど絶ゆるに垂んとせり。然るに平城天皇の御代に至り、幸に勅問を蒙りしかば、老齡八十餘歳の廣成宿禰、慨然筆を執りて、家の舊記を纂輯し、先祖以來朝廷に深き關係あるよしを叙し、且つは自家の枉冤をも雪ぎ、明言直筆、忌憚なくその理由を陳述して、藤原氏の一門に一大痛棒を加へたり。その書中に辨疏する所の十一箇條は、曾に齋部氏一家の私言にあらずして、實に朝廷の闕典なりといふべし。而も此の闕典を補うて、神代の禮樂を復興し、國家の正學を振張するは、抑亦今日の急務なりとす。これ著者が此の論ある所以なり。

神皇の道は禮樂より大なるは莫し。何を以て之を謂ふ。曰く、天

之。曰天尊地卑。四時行焉。百物生焉。見之。以目。聞之。以耳。

天神之化。行乎六合。莫不奉禮樂之妙用者也。是故山時川流。花紅柳綠。以不亂秩序。者禮也。鶯啼雷吼。蟲吟風怒。以快人耳。者樂也。天地既有自然之禮樂。人間豈獨無自然之禮樂乎。

は尊く地は卑くして四時行れ、百物生ず。之を見るに目を以てし、之を聞くに耳を以てす。天神の化、六合に行はるは、禮樂の妙用に非ずといふもの莫し。是の故に山は時ち川は流れ、花は紅に柳は緑にして。以て秩序を亂らざる者は禮なり。鶯は啼き雷は吼え、蟲は吟じ風は怒りて、以て人耳を快くする者は樂なり。天地既に自然の禮樂ありとすれば、人間も豈獨り自然の禮樂なからんや。

〔釋義〕 神皇は、上古の御祖神を申す、蓋し人皇に對する尊稱。○禮樂、禮は行ひを制して身を修むる所以のもの、樂は心を和らぐる所以のものなり。但し此にはその根本義に就きて云へり。○天神は汎く神代の天津神を申す。○六合は天地四方を云ふ。

何をか自然の禮樂と謂ふぞ。曰く、天地割判せしより、君は合し

何謂自然之禮樂。曰。自天地剖判。君令臣共。父慈子孝。兄愛弟敬。夫和妻柔。姑慈婦聽。各得其宜者。是謂之禮。如石屋戸之變。天稚彥之喪。俳優歌舞。啼哭悲歌。或以解神怒。或以助喪儀。素戔鳴尊之携。沼琴。事代主神之製。磐筥。或以洩勇悍之氣。或以慰經國之勞。而優游閑雅。各得其趣。者是謂之樂也。

臣は共し、父は慈に子は孝に、兄は愛に弟は敬に、夫は和に妻は柔に、姑は慈に婦は聽に、各其の宜しきを得る者、是れ之を禮と謂ふ。石屋戸の變、天稚彥の喪の如き、俳優歌舞し、啼哭悲歌して、或は以て神怒を解き、或は以て喪儀を助けたりき。素戔鳴尊の沼琴を携へ、事代主神の磐筥を製する、或は以て勇悍の氣を洩らし、或は以て經國の勞を慰めたまへり。而も優游閑雅、各其の趣を得る者、是れ之を樂とは謂ふなり。

〔釋義〕○天地剖判。剖も判もワカルと訓す。猶開闢といふがごとし。此の世の生り初めし時をいふ。○臣は共し、其は恭に同じく、君に對して恭敬なるをいふ。○石屋戸の變。神代に天照大御神、御怒りまして、石屋戸に籠り給ひしかば、群神相謀りて、俳優歌舞しつゝ、大御神の御心を和め奉りけるによりて、遂に石屋戸を出御あり。再び天日の光を仰ぎ奉つることを得た

り。下文に俳優歌舞或は以て神怒といへるは、此の段に照應せり。○俳優。ワザヲキと訓す。種々諧謔なる所作を爲して人を笑はするものをいふ。後世に謂はゆる神樂・猿樂・狂言などの始なり。○天稚彥の喪。神代に天稚彥の死するや、父妻・朋友等相集りて、死を悼み、喪を弔ひ、葬を送りて、啼哭悲歌せしことあり。委しき事は、古事記・書記に見ゆ。下文に啼哭悲歌或以助ニ喪儀といへるは、此の段に照應せり。○素戔鳴尊の沼琴を携ふる。古事記に素戔鳴尊天沼琴を携へましつること見ゆ。蓋し常に之を搔鳴らして、勇悍の氣を洩らし、興を遣り給ひしことなるべし。沼琴は瓊琴に同じく、玉もて飾れる琴なり。下文に或以洩ニ勇悍之氣といへるは、こゝに應せり。○事代主神の磐筥を製する。事代主神は、大國主神の御子にて、御父と共に國家を經營せられたるその功勞頗る多大なり。古書に此の神

の盤笛を製せられしこと見えれば、時に之を吹きて自らその
勞を慰め給ひしなるべし。磐笛は石笛なり。下文に或以慰經
國之勞といへるはこゝに應せり。○優游閑雅。優游はユツクリ
として迫らざる貌、閑雅はうるはしくみややかなる貌、共に
人品、襟度のすぐれたるをいふ。

蓋し 神皇の治、天地の道を奉じて、以て億兆に 君臨したま

へり。其の意一至誠に出づ。是れ報本反始の禮、由りて而して

興れる所以なり。報本反始の禮は、唯、祭を大なりとす。天

照大神の尊きを以てしてすら、猶親ら新嘗を爲して以て祭祀の道

を奉じたまへり。其の旨深し矣。

〔釋義〕 億兆は數多き人民を云ふ。○君臨は人君の天下に臨

みて、人民を統治するを云ふ。○報本反始。本に報い、始に反

ると訓みて、子孫たる者が、この祖先に對して誠敬を致し、恩

蓋 神皇之治。奉天地之道。
以君億兆。其意一出於至誠。
是報本反始之禮。所以由而興
也。報本反始之禮。唯祭爲大。
以 天照大神之尊。猶親爲
新嘗。以奉祭祀之道。其旨深
矣。

皇祖瓊杵尊之降臨下土

也。神漏伎神漏美命。授以

天詞太詞事。以爲治天下之要

訣。而其所訓者。以禮樂一行

之如。中臣齊部俱掌祠記之職。

按女君氏供神樂之事。可見

矣。

義を報する意なり。○新嘗。ニヒナメと訓む、新穀を以て神を
饗する祭事なり。天照大神 高天原に於て始めて新嘗開召さ

れしこと古事記に見ゆ。即ち是れ後世新嘗祭の起原なり。

皇祖瓊杵尊の下土に降臨したまへりしとき。神漏伎神漏美命、

授くるに天詞太詞事を以てして、以て天下を治むる要訣と爲

したまへり。而もその所謂祭とは、禮樂を以て之を行へり。中臣

齊部の俱に祠記の職を掌り、按女君氏の神樂の事に供するが如

き。以て見るべし矣。

〔釋義〕 神漏伎命は高皇產靈尊を申し、神漏美命は神皇產靈

尊を申し、所謂造化の神なり。○天詞太詞。アマツノリトノ、

フトノリトゴトと訓む。天上に於ける祭祀の起原及びその儀

式の次第等を天津神の口授し給へるもの、所謂神祭の祝詞にて

永く之を後世に傳へ、彼の延喜の祝詞式にも記載されたるが、

我が古文中最も珍重すべきものなり。天といひ太といふは共に敬美の稱なり。○猿女君氏は天鈿女命の子孫をいふ。岩屋戸の變に天鈿女命俳優して、天照大御神の御怒を解き奉れる故事によりて、その子孫も亦永く朝廷の御神樂を掌ることゝなれり。

至。於新年鎮花風神鎮火道饗大嘗饗魂大祓生島坐摩御門御殿御縣山口廣瀨龍田等諸祭。其の源蓋盡明。於神代。而帝之與神。其際未遠。神物官物亦無有別焉。帝而神。神而帝。其重也至矣。

新年・鎮花・風神・鎮火・道饗・大嘗・鎮魂・大祓・生島・足島・坐摩・御門・御殿・御縣・山口・廣瀨・龍田等の諸祭に至りては、其の源蓋し盡く神代に及びぬ。而して帝と神とは。其の際未だ遠からず。神物も官物も、亦別あることなかりき。帝にして而も神なり。神にして而も帝なり。其の重きことや至りぬ矣。
〔釋義〕 祈年。トシゴヒと訓みて、祈年祭をいふ。毎年陰曆二月四日、神祇官にて之を行ひ、年穀の豊熟ならんことを祈るために、全國、官幣・國幣の諸神を祀らるゝ、殊に重き祭事なり。

傳

現今も嚴かに之を行ひ給へり。○鎮花。ハナシヅメと訓みて、鎮花祭をいふ。陰曆三月に、神祇官にて行はる。春花の飛散する頃は、疫神分散して疫癘を行ふ故に、之を鎮めんとて行ふ祭なりといふ。○風神。下なる廣瀨龍田の條に委しく述べし。○鎮火。ヒシヅメと訓みて、鎮火祭をいふ。朝廷にて火災を防がんために、毎年六月・十二月の兩度に、宮城の四方、外角に於て火神を祭り給ふ。○道饗。ミチアへと訓みて、道饗祭をいふ。陰曆六月・十二月の兩度、朝廷にて、京城の四隅は、八衢比古・八衢比賣・久那斗の三神を祀り、鬼魅の城外より來るものを、道にて饗し遇むる祭なりといふ。○大嘗。オホニへ、又字音にてオホシヤウと訓む。大嘗祭、又大嘗會とも書く。天皇御即位の後、始めて行はせらるゝ新嘗にて、天皇親ら新穀を皇祖天神に薦め給ふ。神事中最大なるものゝ一とす。○鎮魂。タマ

シヅメと訓みて、鎮魂祭をいふ。天皇の御魂を鎮安し、御世長
 久を祈り奉る祭なり。新嘗祭の前日、即ち陰曆十一月中の寅の
 日、(今は十一月二十二日)宮内省に於て之を行ふ。○大祓。オ
 ホハラヒと訓む。贖物を出して、禊を修め、身に犯す所の罪、
 及び觸穢を解除するをいふ。毎年六月・十二月の兩度に之を行
 へり。○生島・足島。イクシマ・タルシマと訓む。生島神・足島
 神を申せども、その御神徳は二者自ら一に歸せり。宮中の祭神
 にて、神祇官の西院に鎮座す。此の神は島の八十島を護り給ふ故
 に、大八州の靈ども稱へ奉れり。○坐摩。キガスリと訓む。宮
 中の祭神にて、神祇官の西院に鎮座す。キガスリは井之尻の義
 なりといふ。朝廷の井溝を掌る神、並に宮廷を守る神を祀り給
 へり。○御門。ミカドと訓みて、御門祭をいふ。朝廷に於て六
 月・十二月の兩度に、鬼魅の類の御門に入るを防がんために行

ひ給へる祭事なり。○御殿。オホトノホカヒと訓む、即ち大殿
 祭をいふ、大嘗祭・新嘗祭等の前後、若しくは皇居の遷移等の
 後に於て、宮殿に災變なからんことを祈る祭事なり。ホガヒは
 壽ぎ祝ふ意。○御縣。ミアガタと訓む、縣は上田の意にて鳥の
 事なるが、朝廷の御料田の名となれり。祈年祭の祝詞に、大和
 國なる六箇所の御縣神社を祀るよし見えたる是なり。○山口。
 ヤマノクチと訓む。宮室を作る料の宮材を伐らんとする時に、
 山神を祭らせ給ふをいふ。その御祭は必ず山の入口にて行は
 る、故に此の稱あり。○廣瀬・龍田。廣瀬神社は、大和國廣瀬
 郡河合村にあり、現今官幣大社に列す。五穀の神若宇迦乃賣神
 を祀る。龍田神社は、同國生駒郡三郷村にあり。現今官幣大社
 に列す。風神・級長津彦命・級長戸邊命を祀る。共に風災を鎮遏
 し、年穀を祈禱するための祭事なり。毎年四月・七月の四月、兩

社同日に行ふを以て、世に廣瀬龍田祭と稱す。○神物官物云々。物とは衣服器具の類を指す。神に供進する物、朝廷の御物も殆ど格段に區別なかりしとの意なり。

嗚呼 朝廷自重也如是。敬神也如是。則民之在各土者。比。帝於神。比神於帝。瞻仰敬禮。唯恐不及。皆曰。某神者忠誠之神也。某神者有功。德乎民矣。某神吾之祖也。某氏某神之後也。此神掌風雨。彼神護疫癘。此儀也。類乎某神。此曲也。起乎某神。觸於目。熟於耳。然後貴賤老少。口口相傳。以談前昔往行。父以傳子。子以傳孫。於是乎。神皇之德澤。澆洽漸漬。千歲不忘。以成敦厚淳朴之俗。由此觀之。禮樂之樂人也。豈言語之所能及哉。

嗚呼 朝廷自ら重んじたまへるや是の如くまし、神を敬ひたまうや是の如くましき。則ち民の各土に在る者は、帝を神に比へ奉り、神を帝に比へ奉りて、瞻仰敬禮、唯及ばざらんことを恐れて、皆曰はく、某の神は忠誠の神なり。某の神は民に功德あり矣。某の神は吾祖なり。某の氏は某の神の後なり。此の神は風雨を掌りたまひ、彼の神は疫癘を護ひたまふ。此の儀や某の神に初り、此の曲や某の神に起れりきなどいひて、目に觸れ、耳に熟せしことならん。然る後に貴賤老少、口口に相傳へて、以て前言往行を識りて、父は以て子に傳へ、子は以て孫に傳へたりき。是に於て乎、神皇の德澤、澆洽漸漬して、千歳までも忘れず、

以て敦厚淳朴の俗を成せしなり此に由りて之を觀れば、禮樂の人を染むることは、豈に言語の能く及ぶ所ならんや。

〔釋義〕

瞻仰は高く瞻仰ぐことにて、敬意を表する意。○疫癘は悪しき流行病をいふ。○前言往行云々。前世往古に於ける神々、又は各自祖先などの言行をいふ。貴賤老少以下十四字は古語拾遺の初に見えたる語なり。○澆洽漸漬。うるほし、ひたす意。祖宗の德澤の、深く遍く人心に浸み渡るをいふ。○敦厚淳朴、上古、人情の篤くして、すなはなるをいふ。○人を染むる云々。何時とはなしに薰染感化さする意。

夫れ天下の味なき者は、風水に若くは無けん。而も物能く尙ふること莫き者は、其の淡きを以てなり。禮樂は風水なり、教法は酒醴なり、人の酒醴を甘しとする者は、風水の美を知らざればなり。世の教法を談ずる者は、禮樂の化を知らざればなり。是に由

夫天下之無味者。無風水者。焉。而物莫能尙者。以其淡也。禮樂風水也。教法酒醴也。人之甘酒醴者。不知風水之美也。

世之謂「敬法」者。不知「禮樂」之化也。由是言之。書契以來。不「好」談「古」。浮華競興。還嗚「舊」者。蓋常人之常。而勢之所「必」至。亦無足「怪」焉也。

前怪。以「天智帝」之明。大織冠之議。猶不能「洞見」神皇

りて之を言へば、書契ありしより以て、古を談ずることを好まず、浮華競ひ興りて、還りて舊老を嗤る者は、蓋し常人の常にして、而も勢の必ず至る所なれば、亦怪しむに足るなきなり。

〔釋義〕 風水は風と水をいふ。二者無味淡泊なれども、これに向へまざるものなき人生の必要物なり。○酒醴。さげごあまざけとをいふ。二者共に濃厚滋味にして、口に適すれど、忽ちに壓き易し。○書契。上古、木を刻みて事を書し、以て信約を表せる者。書契以來とは、人間に文書といふものがありてか
らなごの意。○浮華。ういて、はなやかなること。人情浮薄華美に趨りて、誠實の意なきをいふ。書契以來といふより以下十六字は古語拾遺に廣成が慨言せる語なり。

獨り怪しむらくは、天智帝の明と、大織冠の議とを以てすら猶、神皇の道を洞見すること能はず、新しきを喜びて故きを

之道。喜新而忘故。舍此而取彼。以改易百度。於是乎。神州敦厚淳朴之俗。變爲異域浮華之風。其制事垂法之謬。何曾遺漏之云而已哉。廣成以禮樂未明。斥之者。蓋婉言以憤之也。

忘れ、此を捨て彼を取り、以て百度を改易せられしことを。是に於いて乎、神州敦厚淳朴の俗は、變じて異域浮華の風となりぬ。その事を制し法を垂るゝ謬は、何ぞ嘗に遺漏と云ふのみならんや。廣成、禮樂未だ明かならずといふを以て、之を斥くる者は、蓋し婉言以て之を憤れりしならん。

〔釋義〕 大織冠は、天智天皇の御代に、制定せる冠位二十六階中の第一位にて、藤原鎌足公に授け給へり。因つて公の代名詞とす。○洞見。ほがらかによく見通すこと。○此を捨て、彼を取り云々。此なる我が國の舊慣を捨て、彼なる支那の文物を取られしとの意なり。○百度。數多くいろ／＼の制度をいふ。○異域。外國のことなるが、こゝにては支那を指せり。○その事を制し法を垂るゝの謬云々。古語拾遺廣成の言に、「但中古尚朴、禮樂未明、制事垂法、遺漏多矣。」と見ゆ、そは中古孝德・天

智の御世に、大に法令制度を改革し給へるが、日本古來の美風良俗を發揮すべき點に就きては、却て遺し漏れたること多かりしは残念なりきとの意なり。今、著者は、此の文を引きて、大化以來の大改革は全く日本古來の文物典章を顛覆せるもの、嘗に一二の遺漏ありと云ふ位に止まらずとて、更に之を慨言せるなり。○婉言は、しなやかに言ひまはして、露骨に直言せぬこと。

夫禮樂之名雖出乎異域。而其
實 神皇所以陶治億兆。經緯天下之大法也。廣成欲復禮樂於神代。卓見確論。實可謂一代之偉人矣。嗚呼。自虎賁成之志不行。儒佛之迹。日與月熾。禮樂之入。清矣。其極也。帝王

夫れ禮樂の名は、異域に出でたりと雖も、而も其の實は 神皇の億兆を陶治し、天下を經緯したまふ所以の大法なり。廣成禮樂を神代に復さんと欲せしこと、卓見確論、實に一代の偉人と謂ふべし。嗚呼、廣成の志行はれざりしより。儒佛の迹、日に興り月に熾になりて、禮樂の化燬ぬ矣。其の極や、帝王を絶海に移し奉れる者も之あり、天下を股掌に弄ぶ者も之あり、

於絶海者有之。弄天下於股掌者有之。 皇室陵替。華胄亦隨而凋衰。其禍豈特忌部氏之不幸也。

皇室陵替したまひ、華胄も亦隨つて凋衰せり。其の禍豈に特り忌部氏の不幸のみならんや。

〔釋義〕

陶治。陶は、するものづくりにて、土を捏ねて器皿の類を造ること。治は、かちにて、金鐵を熔かして、種々の用具を鑄ること、以て人物を養成するに喩ふ。○經緯はたて糸とぬき糸。經緯を以て機を織るが如く、天下をおやなし治むるに喩ふ。○熾、火の盛に燃ゆる形容、よりてすべて勢の盛なるに喩ふ。○燬。火のベツタリと消えたる形容、よりて事の消滅するに喩ふ。○股掌に弄ぶ云々。もいどたなごゝる。姦臣が天下の政權を自由に玩弄するさまをいふ。○陵替。陵は丘陵をいひ、替はすたれゆくさまをいふ。丘陵の次第に低く平になりて替れゆく如く、勢威の漸く衰退するに喩ふ。○華胄。名族舊家の稱、こゝにては、中臣齋部などの氏族を云ふ。

然則如之何而可。曰易。鄙俗於
往代。改。批政於當年一者。廣成
之志也。學者今日之務。尤當以
廣成之志爲心。隨時垂制。與
絕續。廢。以補千載之闕典耳。
若當明治維新之年。不能制
望秩之禮。又何學之云哉。

今有一人焉。曰齊。曰魯。曰文
武。曰周孔。叩以神州之典。則
茫然。謂之支那奴隸。則可。謂
之。大日本人則否。又有二人

焉。曰釋迦。曰達磨。曰阿難。曰迦
葉。問以。神聖承統之事。則
茫然。謂之印度奴隸。則可。謂
之。大日本人則否。有一人
焉。曰英。曰佛。曰歐。曰米。語以
神州開國之源。則茫然。謂之西
洋奴隸。則可。謂之。大日本人
則否。嗚呼天下之曠。三千八百萬
人之衆。舉而大觀之。則比比莫
人不爲外國奴隸者焉。謂之
養夷狄於中國也。亦何不可。

然らば則ち之を如何にして可ならん。曰く、鄙俗を往代に易へ、批
政を當年に改めんとする者は、廣成の志なり。學者今日の務は、
尤も當に廣成の志を以て心と爲し、時に隨ひて制を垂れ、絶え
るを興し、廢れたるを繼ぎて、以て千載の闕典を補ふべき耳。若
し明治維新の年に當りて、望秩の禮を制すること能はずば、又何
をか學と之れ云はんや。

〔釋義〕

批政の批はシヒナ、穀の實らざるもの、因つて形美
にして内に實なき弊政に喩ふ。○闕典。空闕に附せられたる朝
廷の典禮。○望秩の禮。支那の上代に、山川の神を祭れる名、
今我が國の神祭の意に借り用ふ。

今、一人あり。曰く齋、曰く魯、曰く文武、曰く周孔と。叩くに
神州の典を以てすれば、則ち茫然たり。之を支那の奴隸と謂は
ば則ち可ならん。之を大日本人と謂はば、則ち否らず。又、一

人あり。曰く釋迦、曰く達磨、曰く阿難、曰く迦葉と。問ふに

神聖承統の事を以てすれば、則ち茫然たり。之を印度の奴隸と
謂はば則ち可ならん。之を大日本人と謂はば則ち否らず。又一
人あり。曰く英、曰く佛、曰く歐、曰く米と。語るに、神州開國

の源を以てすれば、則ち茫然たり。之を西洋の奴隸と謂はば則ち
可ならん。之を大日本人と謂はば、則ち否らず。嗚呼天下の曠き。
三千八百萬人の衆も、舉りて之を大觀するときは、則ち比比と
して人々の外國の奴隸たらざる者なし。之を夷狄を中國に養ふ
と謂はんも、亦何ぞ不可ならん。

〔釋義〕

文武周孔。周の文王・武王・周公及び魯の孔子。○叩
くは、意見を叩きて促し問ふ意。○阿難・迦葉・二人共に釋迦の
弟子。○三千八百萬人は、明治二十年前後に於ける、我が國人
口統計の大數に係る。讀者この意を以て看よ。○中國、我が國

抑儒者人也。佛者人也。洋學者亦人也。而其徒皆有觀面目。浮華之儔。舊老之嗤。愧爲大日本人。其則實降恐後也。然則今日滿天之怪雲愁雨。安知不淵源於廣成大同三年憂國之淚哉。古人有言曰禮樂崩而夷狄橫豈不信乎。

を尊んでいへり。

抑儒者も人なり、佛者も人なり、洋學者も亦人なり。而も其の徒皆睨たる面目ありて、浮華を之れ尙び、舊老を之れ嗤りて、大日本人たることを愧ち、甚だしきは則ち降を賣りて後れんことを恐るゝなり。然らば則ち今日滿天之怪雲愁雨は、安んぞ廣成が大同三年憂國の涙に淵源せざるを知らんや。古人言へることあり。曰く禮樂崩れて而して夷狄横なりと。豈に信ならずや。

〔釋義〕

睨たる面目。無恥にして平氣なる顔つきをいふ。○降を賣りて後れんことを恐る。争うて外國に降參し、一足なりとも他に後れんかと心配するをいふ。卑屈の甚だしき意なり。

○古人有言、曰く云々は、韓退之、與孟尙書文中の語。

古語拾遺論中

神皇之道。私乎其親者。公之大者也。世之論古語拾遺者。往往駁其言涉於私焉。予謂古語拾遺之言。私則私矣。然其論私。即所以論公也。人徒見其論私。而未見其所以論公也。其父攘羊。子不忍證之者人情也。況其父未嘗攘羊乎。廣成設其父之不攘羊者也。謂之私可乎。其言之似底父者。聽者之不明也。使曰其言不出於忌諱氏之口。則未必喋駁之也。言一也。而聽者自有公私之別。不可不察也。

古語拾遺論の中

神皇の道、其の親に私する者は、公の大なる者なり。世の古語拾遺を論ずる者は、往往其の言の私に涉れりと駁せり。予謂へらく古語拾遺の言、私は則ち私なり矣。然れども其の私を論ずるは、即ち公を論ずる所以なりと。人徒に其の私を論ずるをのみ見て、而も未だ其の公を論ずる所以を見ざるなり、其の父、羊を攘むも、子之を證するに忍びざる者は人情なり。況んや其の父未だ嘗て羊を攘まざるをや。廣成は其の父の羊を攘まざるを誣へし者なり。之を私と謂うて可ならん乎。其の言の父を庇ふに似たる者は、聽く者の不明なればなり。其の言をして忌部氏の口より出でざらしめば、則ち未だ必ずしも喋々として之を駁せざらん。言は一なり。而も聽く者には自ら公私の別あれば、察せざるべからず。

〔釋義〕

其父攘羊云々。論語、子路第十三に、楚の葉公が、

且夫忌部氏者華胄也。中臣忌部並仕。自古爲然。自天祖視之。何有彼此哉。冷熱變節人之情也。設使中臣氏衰頹如忌部氏。鎌子不比等輩作此等書。以奏上之。則其謂之何。予斷斷乎知世人之不右中臣氏而黨忌部氏也。

孔子に對して、自分の村に、父が羊を擽めるを、その子がその事實を證明したりといふ、至つて正直者がありしよし話しければ、孔子は吾が村にて正直と云ふは、これとは全く違ひて、父は子のために隠し、子は父のために隠す、直きことはその中にありと對へたること見ゆ。○喋々多言をいふ、
且つ夫れ忌部氏は華胄なり。中臣忌部並に仕ふるは、古より然りとせり。天祖より之を視たまへば、何ぞ彼此あらんや。冷熱によりて節を變ふるは人の情なり。設し中臣氏をして衰頹せしと忌部氏の如くならしめて、鎌子不比等が輩、此等の書を作りて之を奏上したらんには、則ち其之を何とか謂はん。予は斷斷乎として世人の中臣氏を右けずして、而して忌部氏に黨するを知るなり。
〔釋義〕華胄。既に論の上に出づ。○鎌子。藤原鎌足をいふ。○不比等。鎌足の第二子、後諡して淡海公と云ふ。

且廣成欲證家系之寃於朝。則其意必謂。非侃侃公言。不足以動之也。豈可誣以無證之僞言乎。蓋忌部氏自有傳授之言。其與記紀二典異者。即古語拾遺之名。所以由典而貴賤老少。口口相傳者。古俗爲然焉。則一事之判。爲一爲二。亦其所也。世人欲以印板視之。可謂不知言矣。後人往往信其詞。於記紀者而不取其所以異者。是其所以爲可貴也。

且つ廣成は家系の寃を朝に語へんと欲す。則ち其の意に必ず謂はん、侃侃として公言するに非ずば、以て之を動すに足らずと。豈に誣ふるに無證の僞言を以てすべけんや。蓋し忌部氏には自ら傳授の言あり。其の記紀二典と異なる所以の者は、即ち古語拾遺の名、由りて興れる所以にして、而も貴賤老少、口口に相傳ふる者は、古俗を然りとす、則ち一事の判るゝや、一と爲り二と爲るも亦其の所なり、世人印板を以て之を視んと欲するは、古を知らずと謂ふべし矣。後人往往其の記紀に同じき者を信じて、而して其の異なる所以の者をば取らず。殊に其の異なる所以の者は、是れ其の貴ぶ可しと爲す所以を知らざるなり。
〔釋義〕家系。家の系譜。○寃。無實の罪。○侃侃。剛直の貌。○記紀。古事記と日本書紀。本書多く此の語を出せる皆これに准すべし。○以印板視之。印板は版木のこと。複製せる

且古傳中。有諸書說同而並謬者。有說異而或獨傳正者。則亦安知古語拾遺之傳。不有勝記紀一而上之者哉。書紀一書。往往學異說。而事有可考據者也。古事記之書。亦有與書紀異傳者。一是一非。未可容易取之舍之。故學者取其合已意者。而舍其不合者。以為上古一傳。而珍重之也。獨至於古語拾遺。則或斥其稱揚忌部氏者。斷為廣成之所捏造。豈不冤乎。

古書を一種固定せる印刷物と同視せんとするは愚なりとの意。且つ古傳中には、諸書、說同じくして而も併せ謬れる者あり。説異にして而も或は獨り正しきを傳ふる者もあり。則ち亦安ぞ古語拾遺の傳は、記紀に勝りて之より上なる者有らざるを知らんや、書紀の一書には、往往異說を擧げて而して事は考據すべき者あり、古事記の書も、亦書紀と傳を異にせる者もあり。一是一非、未だ容易く之を取捨すべからず、故に學者其の己の意に合へる者を取りて、而して其の合はざる者を捨て、以て上古の一傳と爲して、之を珍重せり。獨り古語拾遺のみに至りては、則ち或は其の忌部氏を稱揚する者を斥けて、斷じて廣成の捏造する所と爲すは、豈に冤ならずや。

〔釋義〕稱揚。ほめたへあぐること。○捏造。事實を無理に構へ造ること。

吾意。當是時。人猶有知古者。假令廣成捏造偽言。人決不信之也。不音人不信之。其辱祖也益甚。然則欲上書以白祖先之系。反使之昧昧。是庸人所不爲也。曾謂廣成高學卓識而爲之乎。當此之際。取信於朝者。唯有至誠惻惻動人之誠耳。由此言之。古語拾遺之書。非忌部氏之私言也明矣。

吾意ふに、是の時に當りて、人猶古を知れる者あり。假、廣成をして偽言を捏造せしめんも、人決して之を信せざらん。曾に人之を信せざるのみならず。其の祖を辱むるや益々甚だしからん。然らば則ち上書して以て祖先の系を白かにせんと欲して、反りて之をして昧昧たらしむるなり。是れ庸人だも爲ざる所なり。曾て廣成の高學卓識にして之を爲すと謂はん乎。此の際に當りて、信を朝に取る者は、唯至誠惻惻として人を動すの誠ある耳。此に由りて之を言へば、古語拾遺の書は、忌部氏の私言に非ること明けし矣。

〔釋義〕白。祖先之系。家系の事實を明白にする意。○昧昧。クラキこと、事實を闇味たらしむるをいふ。○惻惻。眞情溢れて人の心を感動せしむるさまをいふ。

其の父室を作れば。其の子堂して之を構ふるは、孝の道なりとい

也。廣成欲念堂構之孝。以聿修乃祖之業。真不愧乎爲太玉命之胤矣。夫鏡作玉造等之神奇。載在古典。不可枚舉焉。而裔衰頹。失業也久矣。未嘗聞有。一人奮言。如廣成者也。嗚呼使鏡作玉造等之裔。皆易其求富趨利之心。爲廣成所歎之心。則天下豈成樂向浮華。以嗤舊老之俗哉。蓋其尙浮華。嗤舊老之人。卽爲神代諸神之後裔。如中臣鎌子辭神祇伯。可以徵時風矣。後之學者。此之不尤。而尤廣成。何其戾也。

へり。廣成堂構の孝を念うて、以て乃祖の業を聿べ修めんと欲るは、眞に太玉命の胤たるに愧ぢず矣。夫れ鏡作・玉造等の神奇、載せて古典に在る者は、枚擧すべからず。而るに後裔衰頹して、業を失ふや久し矣。未だ嘗て一人も言を奮ふこと廣成の如き者有りしことを聞かざりしなり。嗚呼鏡作・玉造等の裔をして、皆其の富を求め利に趨るの心を易へて、廣成が歎く所の心と爲さしめたらんには、則ち天下豈に浮華を崇尙して以て舊老を嗤る俗と成りなんや。蓋し其の浮華を尙び、舊老を嗤るの人は、卽ち神代諸神の後裔たり。中臣鎌子が神祇伯を辭するが如き、以て時風を徵すべし矣。後の學者、此をしも尤めずして、而も廣成を尤むるは、何ぞ其の戾れるや。

〔釋義〕 堂構之孝。父祖の遺業を繼述する意。家屋を造るに喩ふ。○鏡作・玉造。二者並に職を以て姓とする者。○中臣鎌子

昔平治之際。源牛若在鞍馬。年甫十一。讀諸家系譜。自知其先世慷慨憤激。終克成其志云。廣成辭論八十。效蹇蹇之誠也。如此。嗚呼英雄明哲之士。其所感知合符節。吾故曰。神皇之道。私乎其親。乃公之大者也。今之爲名胄華族者。使之師廣成之志。則他日猶可。以見君親於地下也。其得爲忠孝之人。與否。決於此矣。不然。後之視華族。猶今之視忌部氏也。也。也。也。

神祇伯を辭す云々。此の事實、書紀皇極卷に見ゆ。昔平治の際。源牛若鞍馬に在り。年甫十一。諸家の系譜を讀みて、自ら其の先世を知り、慷慨憤激して、終に克く其の志を成せりと云ふ。廣成辭八十を讀んで。蹇蹇の誠を效すや此くの如し。嗚呼英雄明哲の士、其の感ずる所、符節を合するが如し。吾故に曰く、神皇の道、其の親に私するは、乃ち公の大なる者なりと。今の名胄華族たる者、之をして廣成の志を師とせしめば、則ち他日猶以て君親に地下に見ゆべきなり。其の忠孝の人たるを得ると否とは、此に決せり。然らずば後の華族を視ること、猶今の忌部氏を視るが如くならん。悲しいかな。

〔釋義〕 源牛若。九郎義經の幼字。○先世。前代といふに同じ。○蹇蹇の誠。蹇はアシナヘグと訓む。王事に勤勞するさまに喩ふ。○英雄は上に云へる牛若を指す。○明哲は道理にサ

トキ意。上にいへる廣成を指す。○符節はワリフ。全き竹を割きて兩どなし、各々その一を執り、之を合せて信とす、因つて事の全然合一せる義に用ふ。○名冑は名家名族などの意。

古語拾遺論下

神皇之道。終不可復興歟。曰。奚爲其然。上失其道。民散也。久矣。道之不行。自上下廢之也。豈盡蠶氓之罪也乎哉。物有本末。事有終始。根柢傷者。其木枯。言論戻者。其事敗。不待智者而知之也。

學之關於人身。有甚於衣食者矣。神州之正氣萎靡不振。

古語拾遺論の下

神皇の道は、終に復興すべからざる歟。曰く、奚爲其れ然らん。上其の道を失うて、民散すること久し矣。道の行はれざるは、上より之を廢すればなり。豈に盡く蠶氓の罪のみならんや。物に本末あり、事に終始あり、根柢傷く者は、其の木枯れ、言論戻る者は、其の事蹟く。智者にして之を知るを待たざるなり。

〔釋義〕 蠶氓。愚民をいふ。○根柢。根本といふに同じ。

學の人身に關することは、衣食よりも甚だしき者あり矣。神州の正氣萎靡振はざる者は、蓋し異邦の學ありて以て之を盡すればな

者蓋有異邦之學以蓋之也。何

以謂之。曰。上古之世。各有所承。貴賤老少。口口相傳者。上古之學也。當是時。人各君其君。祖其祖。國其國。家其家。內其內。外其外。而天子以此治天下。國造以此治其國。蒼生以此治其家。大小之事無非師古者。亦無非師神者也。

予意。所謂貴賤老少。道朝野之名。而其人口相傳。戒慎勸勵。則其功或有倍於讀書之功。

り。何を以て之を謂ふ。曰く、上古の世、各々承くる所ありて、貴賤老少、口口に相傳ふる者は、上古の學なり。是の時に當りて人各々其の君を君とし、其の祖を祖とし、其の國を國とし、其の家を家とし、其の内を内とし、其の外を外としたりき。而して天子は此を以て天下を治めたまひ、國造は此を以て其の國を治め、蒼生は之を以て其の家を治めて、大小の事、古を師とするに非ざる者なく、亦神を師とするに非ざる者なかりしなり。

〔釋義〕 委靡。なへしなひて元氣なき貌。○蠶は樹木の心を喰ふ蟲、深く物を害するに喩ふ。○國造。クニノミヤツコと訓む。上古に於ける一種の地方官。○蒼生。人民のこと。

予意く、所謂貴賤老少とは、朝野に通ずる名にして、其の人、口口に相傳へて戒慎勸勵するときは、則ち其の功、或は讀書の功より倍する者あり矣。其の風を傳へ俗を成すに及びて、則ち誰か疑

者矣。及其傳風成俗。則誰有容疑乎前言行者哉。如皇天傳國之詔。二尊經營之跡。醫藥禁厭之類。播乎朝野。發乎談論。觸耳勸心。存而不忘。則千百世猶一日。是其所以成一之俗也。

自漢籍入貢。頓改耳目。有賤丈夫者。告於衆曰。彼有聖

を前言行に容る者あらん哉。皇天傳國の詔、二尊經營の跡、醫藥禁厭の類の如き、朝野に播し、談論に發し、耳に觸れ心に勸し、存して忘れざりしかば、則ち千百世も猶一日のごとなりき。是れその純一の俗を成せし所以なり。

〔釋義〕 戒慎。いましめつゝしみて用心すること。○勅。勅もいましむと訓む。心を引締めて勵ますこと。○皇天傳國の詔。天照大神、天孫瓊々杵尊に降し給へる天壤無窮の神勅を曰ふ。○二尊經營の跡。伊邪那岐命、伊邪那美命の此の國土をつくりはじめ給ひし事迹。○醫藥禁厭。醫術藥方、禁厭はマジナヒにて災禍を攘ふ術をいふ。此等は皆大國主神、少名彥神の創め給ひしものなり。

漢籍の入貢せしより、頓に耳目を改めて賤丈夫あり。衆に告げて曰く、彼に聖人といふ者あり。吾邦に有諸と。曰く、無しと。

人者吾邦有諸。曰。無。彼有詩書者。吾邦有諸。曰。無。彼有禮樂者。吾邦有諸。曰。無。彼有仁義忠孝者。吾邦有諸。曰。無。然則彼謂我夷。亦何不可也。於是乎。人心之向彼者。沛然不能復禁。內自攻擊。兄弟之鬩於墻者始。

彼に詩書といふ者あり。吾邦に有諸と。曰く、無しと。彼に禮樂といふ者あり。吾邦に有諸と。曰く、無しと。彼に仁義忠孝といふ者あり。吾邦に有諸と。曰く、無しと。然らば則ち彼我を夷と謂ふとも、亦何ぞ不可ならんと。是に於て乎、人心の彼に向ふ者、沛然として復禁むること能はず、内自ら攻撃して、兄弟の墻に鬩ぐ者始まりぬ。

殊不知。所謂詩書者。吾邦有

殊に知らず、謂はゆる詩書といふ者は、吾が邦にも之あり、禮

之。禮樂者吾邦有之。仁義忠
學者吾邦有之。而不レ知レ身
優游涵泳乎 神聖之化。猶
魚在水也。道在レ邇。而求レ諸遠。
事在レ易。而求レ諸難。爲レ儒者。
不レ亦迂遠二乎一。

且夫支那之爲レ俗。有レ言浮二於
實一者。有レ行不レ及二於言一者焉。
再求之黨二於季氏。仲由之死二於
衛輒。不忠不義執大レ焉。以レ姬旦
之才。猶不能レ服二頑民。則時事
可レ知也。以レ孔丘之賢。猶去二其

婦。則家法亦可レ知也。學者此之
不レ察。而見二其喋喋教レ人者。瞻
仰俯伏。以爲二聖賢之行亦如此
過矣。

樂といふ者は。吾が邦にも之あり。仁義忠孝といふ者は。吾が
邦にも之あることを。而して身 神聖の化に優游涵泳して、
猶魚の水に在るがごときを知らざるなり。道は邇きに在りて而も
諸を遠に求め、事は易きに在りて、而も諸を難きに求む。儒たる
者も、亦迂遠ならずや。

〔釋義〕 神聖の化に優游涵泳云々。鴻大なる神の徳化の中に
一身をひたして生息しつゝ、而もその恩を知らずとの意なり。
優游涵泳は魚の水中にありて、徐に游泳するさまをいふ。

且つ夫支那の俗たる、言は實に浮る者あり、行は言に及ばざる者
あり焉。再求の季氏に黨する、仲由の衛輒に死する、不忠不義な
ること、孰か焉より大ならん。姫旦の才を以てすら。猶頑民を服
すること能はずとすれば、則ち時事知るべきなり。孔丘の賢を以
てすら、猶其の婦を去るときは、則ち家法も亦知るべきなり。

學者此れ之れを察せずして、而して其の喋喋人を教ふる者を見て、
瞻仰俯伏しつゝ、以て聖賢の行も亦此くの如しと爲すは過り矣。

〔釋義〕、再求の季氏に黨する云々。再求は孔子の門人、季氏
は魯の三家の一にして、當時權力を擅にし、公室を蔑視して暴
慢の振舞多かりき。然るに再求これが宰となりて、聚斂附益、
季氏に阿從せしかば、孔子は大にその罪を攻めたること論語に
見ゆ。○仲由の衛輒に死する云々。仲由も孔子の門人なり、衛
の太子蒯 黶出奔し、其の子輒立つ。後、蒯黶反りて國に入ら
んとす。輒その父を禦いで入れしめず。然れども遂に克たす。
此の時、仲由は輒を援けて、その難に死したりき。此の事史記
に委しく見ゆ。○姫旦の才を以てすら猶、頑民を服すること能
はず云々。姫旦は周武王の弟、姓は姬、名は旦、所謂周公なり、
周既に殷を亡ぼし、かど、殷の遺民、尙久しく頑強に抵抗して

周に服せず、周之を以てして、頑民を以てして、頗る懐柔に苦心したりとぞ。○孔丘の賢を以てすら猶その婦を去る云々。此の事實禮記に見ゆ。○喋喋は多言の貌、ベチャ／＼としやべること。○瞻仰俯伏。高く視あふぎ、下にうつぶさふすこと、恐れ畏みたるさまをいふ。

家有呵怒之聲者。有蕩子以亂之也。國有苛酷之法者。有賊民以用之也。君不君。故教之以仁。臣不臣。故教之以義。父不父。故教之以慈。子不子。故教之以孝。夫不夫。故教之以和。婦不婦。故教之以貞。其所以教之者。適其所以足。證浮薄之俗也。嗚呼道既亡

家に呵怒の聲ある者は、蕩子ありて以て之を亂せばなり。國に苛酷の法ある者は、賊民ありて以て之を犯せばなり。君、君たらず故に之に教ふるに仁を以てし、臣、臣たらず、故に之に教ふるに義を以てし、父、父たらず、故に之に教ふるに慈を以てし、子、子たらず、故に之に教ふるに孝を以てし、夫、夫たらず、故に之に教ふるに和を以てし、婦、婦たらず、故に之に教ふるに貞を以てす。其の之を教ふる所以の者は、適其の浮薄の俗を證するに足る所以なり。嗚呼道既に亡びぬ矣。故に名教を造作して以て之を

矣。故道作名教以導之。神州之人不虞其如是也。其書之入。虛心平氣。以讀之。目眩耳駭。氣動心亂。魂飛魄奪。頑然化為唐虞三代之人。嗚呼是何異於無病之人服奇藥以求奇病也。

導きしなり。神州の人。其の是の如きを慮らずして、其の書の入りしとき、虛心平氣にて、以て之を讀みしかば、目眩み耳駭き、氣動き心亂れ、魂飛び魄奪はれて、頑然化して唐虞三代の人となれりき。嗚呼是れ何ぞ無病の人奇藥を服して以て奇病を求むるに異ならんや。

〔釋義〕 呵怒の聲。しかり、いかる聲。○蕩子。放蕩息子。○苛酷の法。からく、むごき法律。○名教。五倫五常などの名と教をいふ。○唐虞三代。堯舜及び夏殷周。

佛法之入。神州也。其毒殆有甚於是焉者。無君臣也。無父子也。無夫婦也。無兄弟也。無朋友也。圓首緇衣。作本地垂跡之說。以誣其祖。而王公

佛法の神州に入るや。其の毒殆ど是より甚だしき者あり。君臣も無きなり、父子も無きなり、夫婦も無きなり、兄弟も無きなり、朋友も無きなり、圓首緇衣、本地垂跡の說を作りて、以て其の祖を誣ひたりき。而るに王公大人、身既に印度の人と爲れりことを省みず。先王の流風遺俗、存する者、蓋し幾もなし矣。

大人不省身既爲印度之人。先王之流風遺俗。存者蓋無幾矣。

至三於近時。洋教駸駸日盛。其無君無父之教。亂風敗俗。比之於佛。則其害殆不知幾百倍之也。譬如敗船入海之勢。苟無爲之所。則欲免國家之覆沒得乎。

嗚呼。此三害乎。神州將何策。

以救之也。曰。昔僧高辨謂北條泰時曰。治國猶治病。當先知其病因也。病因既明。則其下藥亦易易耳。今日救世之策。亦不得不出乎此。何謂良藥。曰。神州之人不穀食也久矣。其困憊也亦宜。神典者。神州之穀食也。一日與之。則元氣之復。斷乎不可疑也。廣成曰。書契以來。不好談古。其所以然者。未必不由異學亂之也。今也。朝廷斷然棄絕異學。易之以上古之學。使貴賤老少。口口。先王之法言。則天下知所向矣。

古語拾遺論の下

〔釋義〕 圓首緋衣。まろきあたま、墨染の衣、僧侶の體をいふ。○本地垂迹の説。佛者の説に、日本の神も、天竺なる本地の某佛の跡を此の地に垂れて出で給へるものとし、因つて神佛を混同して、人民に信を起さしめ、佛法を弘むる方便とせり。皆誣妄の言なり。

近時に至りては、洋教駸駸として日に盛に其の君を無みし父を無みするの教、風を亂り俗を敗ること、之を佛に比ぶるときは、則ち其の害殆ど之に幾百倍なることを知らざるなり。譬へば敗船海に入る勢の如し。苟も之が所を爲すこと無きときは、則ち國家の覆没を免れんと欲すとも得ん乎。

〔釋義〕 駸駸は馬の馳する貌、物事の進みゆく勢に喩ふ。○敗船、破損したる船。嗚呼此の三害を 神州に聚む。將何の策か以て之を救はん。曰く

昔、僧高辨、北條泰時に謂ひて曰く、國を治むるは猶病を治むるがごとし。當に先づ其の病因を知るべし。病因既に明かなるときは、則ち其の藥を下すも亦易易たる耳と。今日、世を救ふの策も、亦此に出でざることを得ざるなり。何をか良藥と謂ふ。曰く、神州の人、穀食せざるや久しかりき矣。其の困憊するも亦た宜なり。神典者神州の穀食なり。一日之を與へば、則ち元氣の復すること斷乎として疑ふ可からざるなり。廣成曰く、書契以來、古を談ずることを好まずと。其の然る所以の者は、未だ必ずしも異學の之を亂せるに由らずんばあらず。今や 朝廷、斷然として異學を棄絶し、之に易ふるに上古の學を以てして、貴賤老少をして、口口に 先生の法言を誦せしめたらんには、則ち天下は向ふ所を知りなん矣。

〔釋義〕 病因は病の源因。○易易。容易なり。○困憊。く

夫、神州之尙武久矣。天下可終古無堯舜湯武也。不可一日無信長秀吉也。天下可終古無釋迦達磨也。不可一日無加藤清正本多忠勝也。今使天下華族士族神官教職人民之徒。一旦翻然改業。以從事於斯學。豈不出乎十年。而批鉢百萬之士可養而致焉。而見文祿慶長之俗乎今日也。必矣。果如此。則異徒之冥頑。亦在吾殼中耳。不亦長甘爲外國之奴隸也。

るしみ、つかれて元氣衰ふること。○法言。法とすべし言。夫れ、神州の武を尙ぶは久矣。天下終古も堯舜湯武無かるべし。一日も信長・秀吉無かるべからざるなり。天下終古も釋迦・達磨無かるべし。一日も加藤清正・本多忠勝無かるべからざるなり。今、天下の華族・士族・神官・教職・人民の徒をして、一旦翻然として業を改めて、以て斯學に従事せしめば、蓋し十年を出でずして、而して批鉢百萬の士、養うて致すべし。而して文祿・慶長の俗を今日に見るや必せり矣。果して此の如くなるときは、則ち異徒の冥頑なるも亦吾が殼中に在らん耳。必ずしも長く甘んじて外國の奴隸とならじ。

〔釋義〕 終古。なほ久古といふが如し。窮りなき世をいふ。○批鉢。たけき獸の名、勇猛なる武士の意に用ふ。○吾が殼中に在らんのみ云々。殼はヤゴロと訓ひ。弓を引きつめて、矢を

放つべき程合をいふ。今こゝにては、漢佛洋の徒は活すも殺すも、皆吾が手中にありとの意なり。

且夫作君如神武。作后如神后。可以無譏矣。作皇子如倭建作。臣如武内。亦可以止矣。何必祖述漢人。憲章洋人。然後爲學哉。蓋文人之文弱。不如武人之武愚。文士之巧言饒舌。不如武士之質直。猛悍。神州之俗。自古爲然也。故神州之道。隱乎昇平儒者之言。而見乎亂世武人之跡。昭乎不可誣也。

且つ夫れ君作ること 神武の如く、后作ること 神后の如くならば、以て譏ることなかるべし矣。皇子作ること 倭建の如く、臣作ること武内の如くならば、亦以て止むべきなり矣。何ぞ必ずしも漢人を祖述し、洋人を憲章して、然る後に學とせん哉。蓋し文人の文弱は、武人の武愚に如かず。文士の巧言饒舌は武士の質直猛悍なるに如かず。神州の俗。古より然とせり。故に神州の道は、昇平儒者の言に隠れて、亂世武人の跡に見る、者は、昭乎として誣ふべからざるなり。

〔釋義〕 祖述。其の道を祖として、うけつぎ述ぶる意。○憲章。法手本とする意。○巧言饒舌。言葉巧にいひ、口數多くしやべること。○質直猛悍。すなほにして勇猛なること。

時有嘔然笑於座者曰。今日是何等時。敢欲與上古之學。豈不迂腐之極乎。重石丸曰。吁。子無譏。吾明語子。吾聞。楚宮之多。餓死。因其好細腰也。吳國之多。瘡痍。因其好劍也。上有好者。下有甚焉。草之靡。誰能禁之。

時に嘔然として座に笑ふ者あり。曰く、今日は是れ何等の時ぞ。敢て上古の學を興さんと欲す。豈に迂腐の極ならずやと。重石丸曰く、吁、子譏しうすること無れ。吾明かに子に語らん、吾聞く、楚宮の餓死多かりしは、其の細腰を好むに因りてなり。吳國の瘡痍多かりしは、其の劍を好むに因りてなりといへり。上に好む者あれば、下は焉より甚だしきことあり。草の風に靡く、誰か能く之を禁めんや。

〔釋義〕 嘔然。ニタリとあざわらふさま。○迂腐。迂遠にして陳腐なること、古めかしきをいふ。○楚宮の餓死云々。楚王、美人の細腰なる者を好みしかば、宮女食を減じて、自ら瘦せんことを求め、遂に多く餓死するに至る。此の事管子、風俗通等諸書に見ゆ。○吳國の瘡痍云々。吳王、劍を好みて、殺伐の風國中にひろまり、人民瘡痍を負はぬものなきに至る此の事、後

漢書馬遷傳に見ゆ。

子未見華族士民。頑鈍嗜利者乎。其無特操。莫甚今日。苟有英雄。以義鼓之。以利驅之。以禮誘之。以刑威之。則吾知其風靡之速。出於意外也。復何疑。今也下令。揭正學之目於天下。其要有四焉。一曰黜浮華。二曰尙耆老。三曰闡故實。四曰識根源。舉而施之者。天子之學也。天子之學。謂之講明禮樂也。入則追孝其祖。出則事一人。以天子之心爲心者。公卿大夫之學。

子未だ華族・士民の頑鈍にして利を嗜む者を見ず乎。其の特操無きこと。今日より甚だしきは無きなり。苟も英雄ありて、義を以て之を鼓し、利を以て之を驅り、徳を以て之を誘ひ、刑を以て之を威したらんには。則ち吾其の風靡の速なること意外に出づることを知れり。復た何を疑はん。今や、令を下して、正學の目を天下に掲げんに、其の要、四あり焉。一に曰く、浮華を黜く。二に曰く、舊老を尙ぶ。三に曰く、故實を問ふ。四に曰く、根源を識る。舉げて之を總べたまふ者は。天子の學なり。天子の學は之を禮樂を講明すと謂ふ。入りては則ち其の祖に追孝し、出でては則ち一人に事へ、天子の心を以て心となす者は、公卿大夫の學なり。身を勞して親を養ひ、家を富まし國を益し、天子の心を以て心となす者は、士庶人の學なり。如し夫れ秦平の化

也。勞身養親。富家益國。以學也。天子之心。爲心者。士庶人之學也。如夫游。泳於泰平之化。照照皞皞。民日遷善。不知爲之者。謂樂之化也。

蓋謂浮華。則實學舉矣。尙書老。則輕躁之風熄矣。問。故實。則國體立矣。識。根源。則萬世不易。國是定矣。嗚呼。果欲興。斯道。則亦在。願。施設之法。陶冶之術。何如一耳。

に游泳し、熙熙皞皞として、民日に善に遷りて、之を爲る者を知らざるは禮樂の化なり。

〔釋義〕 頑鈍。かたくなにしてにぶし。禮義廉恥心の無き者をいふ。○特操。自己特有の節操。○追孝。遠きを追ひて、先祖に孝敬を致すこと。○熙熙皞皞。前者は和ぎ樂しむ貌、後者は廣大自得の貌。共に天下泰平の恩澤に浴する意なり。蓋し浮華を黜くるときは、則ち實學舉りなん矣。舊老を尙ぶときは、則ち輕躁の風熄みなん矣。故實を問ふときは、則ち國體立ちなん矣。根源を識るときは、則ち萬世不易の國是定まりなん矣。嗚呼果して斯道を興さんと欲せば、則ち亦施設の法、陶冶の術、何如といふを願るに在る耳。

〔釋義〕 實學は實用の學問の意。○故實、故き實事の意。古の禮典・儀式・法令等の稱。○國是。なほ一國の方針などいふが

如し。○施設の法。政治教育を天下に施し設くる方法。○陶冶。既に同論の上に解せり。

固本策卷之二

豊前 中津 渡邊重石丸著

古事記論上

原文對照
和譯註解
固本策卷之二

豊前 中津 渡邊重石丸著

常陸 鹿島 峯間鹿水譯註

古事記論の上

〔大意〕 古事記三卷、天地開闢かみひらくより推古天皇の時までの事を記す。初め天武天皇ひんたのあ神田阿禮あの口述によりて撰録したまへるが、その御志成らざりしを、元明天皇遺志を繼ぎて、和銅四年博士太朝臣安麻呂あまのまろに命じて之を修撰せしめ給ふ。本書は日本書紀と共に我が國最古の歴史なれば、我が國家肇造の起源、皇統發祥の事實等を知らんと欲するには、一日も缺く可からざる國民必

讀の書なり。而して本書と書紀とは、その内容固より同一ならずして各々長短ありと雖も、書紀は動もすれば漢文の潤飾に驅られて或は本來の眞意義を沒了すること多きを遺憾とす。本書は一種變體の漢文を以て記されたれど、往々交ふるに國語を以てして、力めて神代以來の口氣を失はしめざるに注意したるを、その特長とす。されば上古の眞面目は此の書に於てその一斑を窺ひ知るを得べし。本書の註釋本並に參考書としては、本居宣長先生の古事記傳、平田篤胤先生の古史傳等あり、必ず併せ看るべし。

○王化之不行也久矣。神典。皇史。荒唐不經。不_レ足以取_レ信歟。聖經賢傳。未_レ明_レ於世歟。說教演說之士。遐_レ陳僻壤。有_レ所_レ未_レ適歟。抑明治維新之化。人心有_レ

王化の行はれざること久矣。神典。皇史。荒唐不經にして、以て信を取るに足らざるか、聖經賢傳、未だ世に明かならざるか。說教演說の士、遐陳僻壤には、未だ遍からざる所あるか、抑、明治維新の化は、人心に未だ浹治せざる所あるか。曰く、皆非なり。

所_レ未_レ浹治歟。曰。皆非也。嗚呼天下之亂久矣。王室自棄。祖宗之典。而_レ霸府之政不_レ復。還。考古道。降及_レ今日。先王之澤盡矣。士之競_レ榮利者。不_レ知_レ神典爲_レ何物。百說任意。詭遇求_レ功。莫_レ甚_レ今日。焉。是王化之所以不_レ行也。

嗚呼天下の亂れたること久矣。王室自ら 祖宗の典を棄てて、而して霸府の政、復古道に遵考せず、降りて今日に及びて、先王の澤盡きたり矣。士の榮利を競ふ者は、神典の何物たるかを知らず、百說意に任せ、詭遇功を求むるは、今日より甚だしきは莫し。是 王化の行はれざる所以なり。

〔釋義〕 荒唐不經。とりとめなくして常道とせられぬこと。○聖經賢傳。支那に於ける聖人の經書、賢人の傳記類をいふ。○遐陳僻壤。共に都市に遠き地方をいふ。○浹治。うるほひ、あまねき意にて、王化に浴するをいふ。○霸府。こゝにては徳川幕府を指す。○詭遇功を求む。權變を行つて、うまく功利を得ること。

○古事記者爲_レ 神州經世之大典。其爲_レ書。不_レ音儒業者流。所

蓋し古事記は、神州經世の大典たり。その書たる、音に儒業者流の、謂はゆる尙書・春秋の類ならざるなり。何とならば則ち 天

謂尚書春秋之類也。何則。天神之所垂法。而帝王之所取範也。故曰。雖步驟各異。文質不同。莫不稽古以繩風猷於既頤。照今以補典教於欲絕。學者不可不知也。

神の法を垂れたまふ所にして、而して帝王の範を取りたまふ所なればなり。故に曰く、步驟各異に、文質同じからずと雖も、古を稽へて以て風猷を既に類れたるに繩し、今を照して以て、典教の絶えなんと欲するを補はずといふことなしと。學者知らずんばあるべからず。

〔釋義〕 尚書。即ち書經のこと。○春秋。魯の史記の名。孔子の筆削せしものなり。○步驟。歩は徐にあゆみ、驟は、かけはすることにて、猶緩急といはんが如し、政治を施すに、その時代に因りて、緩急の差異あるをいふ。步驟以下三十字は古事記序文中の語。○文質。文は、あや、かざりのあること、質は、かざりけなく、うぶのまゝなること、時代によりて繁簡の差異あるをいふ。○風猷、は風教道德をいふ。○典教は定法教學をいふ。

夫世有沿革。而道無古今。體天神之遺者。固宜極天知命。而不可毫有卑屈阿世之念。斯道也。傳之於神代。子孫千億。繼繼承承。不致失墜。自天子。達於三千八百萬人。一也。順道則吉。逆道則凶。道之盛衰。可以下天下之存亡矣。天子曰。耶蘇可拜。三千八百萬人曰。如何拜外神。天子曰。祭祀可廢。三千八百萬人曰。如何背祖宗。與天子。謂不如下者。蓋有道以爲之準也。天神之傳道既如此。故讀斯書者宜比身於此。

夫れ世には沿革ありて、而も道には古今なし。天神の道を體する者は、固より宜しく天を極め命を知るべし。而して毫も卑屈世に阿るの念あるべからず。斯の道や。之を神代より傳へて、子孫千億、繼繼承承。敢て失墜せず。天子より三千八百萬人に達するまで一なり。道に順ふときは則ち吉にして、道に逆ふときは則ち凶なり。道の盛衰は、以て天下の存亡を卜ふべし矣。天子のたまはく、耶蘇拜すべしと。三千八百萬人曰く、如何ぞ外神を拜せんと。天子のたまはく、祭祀廢すべしと。三千八百萬人曰く、如何ぞ。祖宗に背きたてまつらんやといひて、天子と謂謗として、相下らざる者は、蓋し道ありて以て之が準となればなり。天神の道を傳へたまふや既に此くの如し。故に斯の書を読む者は、宜しく身を皇祖天神に比すべし。身は卑賤なりと雖も、道は則ち尊矣。身に行ふ所の者は、天神の事なり。

皇祖天神。身雖卑賤。乎道則尊。矣身所行者。天神之事也。口所言者。天神之法也。而

代。天工。奉。天職。莫。非。皇。維。持。國體。與。護。衛。皇。基。之。事。者。焉。天下有道。以。道。殉。身。天下無道。則。以。身。殉。道。爲。劍。爲。玉。折。而。猶。利。碎。而。有。光。臣。子。之。事。畢。矣。雖。子。豈。得。左。右。吾。身。哉。

蓋。人。者。神。也。神。者。人。也。神。人。同。體。將。以。上。報。天。神。之。生。德。於。我。者。我。寧。可。不。自。任。以。邦。家。經。緯。之。事。哉。是。學。者。之。心。也。

口に言ふ所の者は、天神の法なり。而して天工に代り、天職を奉ずるは、國體を維持するに、皇基を護衛するの事に非ざるもの莫し。天下道あるときは、道を以て身に殉へ、天下道無きときは、則ち身を以て道に殉ふ。劍と爲り玉と爲り、折れて猶利く、碎けて光あり。臣子の事畢んぬ矣。天子と雖も、豈に吾が身を左右したまふことを得んや。

〔釋義〕 耶蘇。謂はゆる基督にて、耶蘇とは救世主の意なり、その他世皆知る所、今事新しく陳々せず。○諤諤。直言して憚らざること。○天工。猶神造といふが如し、即ち造化の功をいふ。○天職。天より授與せられたる職分をいふ。蓋し人は神なり。神は人なり。神人同體、將に以て上は、天神の德を我に生みたまふ者に報いんとす。我寧自ら任ずるに邦家經緯の事を以てせざる可けんや、是れ學者の心なり、悲しい

避世之公卿大夫。其所適從。

非。佛。則。洋。非。佛。則。洋。不。復。

知。世。有。先。王。之。法。言。不。敬。

上天。謂。祭。無。益。以。笑。世。所。

謂。國。學。者。流。之。人。而。國。學。者。流。之。

人。窠。窟。甚。小。所。見。極。卑。修。詞。

章。文。字。訓。詁。考。證。之。學。以。獻。媚。於。

王。公。大。人。無。氣。節。也。無。廉。恥。

也。其。實。技。藝。與。俳。優。何。擇。焉。

降。爲。神。官。社。會。之。流。爲。教。導。者。流。之。人。於。是。乎。天。神。之。大。

かな。世の公卿大夫、その適從する所、儒に非ざれば則ち佛、佛に非ざれば、則ち洋、復た世に先王の法言あることを知らず。上天を敬はず、祭を益なしと謂ひて、以て世に所謂國學者流の人を笑へり。而るに國學者流の人も、窠窟甚だ小さく、見る所極めて卑く、詞章・文字・訓詁・考證の學をのみ修めて、以て媚を王公大人に献ず。氣節なきなり、廉耻なきなり。其の技藝を賣る、俳優と何ぞ擇ばん。

〔釋義〕 窠窟。窠は鳥の巢をいひ、窟は獸の栖穴をいふ。共に守る所の領區甚だ狭小なる意味。○俳優。既に古語拾遺論上に見ゆ。但しこゝは今の世に所謂芝居の役者のことに見るべし。降りては神官社會の流となり、教導者流の人となれり。是に於てか。天神の大道、龜分、瓜裂、各處に黨を成し。其の道とす

道。龜分瓜裂。各處成黨。道其
所道。教其所教。牽強傳會。
無所不至。誣天欺人。索
隱行怪。民心潰裂。欲治益亂。
然則廢絕。王化者。公卿大
夫也。沮敗風猷者。國學者流
也。擾亂典教者。神官教職也。
嗚呼誰又知。邦家之經緯。
王化之鴻基。不在彼而在。此哉

天下有道。禮樂征伐。自天
子一出者。古今之通制也。今也學
冠婚喪祭之禮。委之市井神官教

禮之徒。假令稽古。願令。靈薦拜
禮之式。盡合於古義。亦私焉耳。
其亂。王政敗。邦典執大
焉而公卿大夫。恬然坐視。不自
知其失。職。先聖傳道之意
荒矣。吁。天武帝之損古事
記。固將以公天下。而豈私一
巫祝哉。

る所を道とし、其の教とする所を教として、牽強傳會、至らざる
所なく、天を誣ひ人を欺き、隠れたるを索め怪しきを行ひ、民心
潰裂、治めんと欲して益々亂る。然らば則ち、王化を廢絶す
る者は、公卿大夫なり、風猷を沮敗する者は、國學者流なり、典
教を擾亂する者は、神官教職なり。嗚呼誰か又邦家の經緯
王化の鴻基は、彼に在らずして、此に在ることを知らんや。

〔釋義〕 龜分瓜裂。龜の甲のやうに分れ、瓜の膚のやうに裂
くること。事の種々に分裂して統一なきをいふ。○牽強傳會。
無理にひきつけること。○索隱行怪。隱事を詮索し、奇怪な
ることを行ひて世に衒はんとする者をいふ。○鴻基。大いなる
基本をいふ。

天下道あるときは。禮樂征伐、天子より出づる者は、古今の
通制なり。今や冠婚喪祭の禮を擧げて、之を市井神官教職の徒に

委ねたり。假令古を稽へ今を照して、靈薦拜禮の式、盡く古義に
合ふとも、亦私のみ。其の王政を亂り、邦典を敗ること、孰
か焉より大ならん。而るに公卿大夫、恬然坐視しつゝ、自ら其の
職を失へることを知らず、先聖道を傳ふるの意荒矣。吁。
天武帝の古事記を撰びたまへるは、固より將に以て天下に公にせ
んとしたまへり。而も豈に一巫祝に私したまはんや。

〔釋義〕 禮樂征伐。禮樂は汎く文教をいひ、征伐は兵政をい
ふ。共に是れ國君の大權に屬するもの、人臣の敢て私すべきに
あらず。○市井云々。素は一小區づゝの町住居の義なれど、後
には汎く市中、又は民間などの意に用ひたり。○靈薦拜禮。手
を洗ひ淨めて神饌を薦め献じ、その際拜禮走趨すること。神を
祭る儀容をいふ。○恬然坐視。安閑として坐ながらにその事を
視て、少しも心配せぬことなり。○巫祝。巫はカンナギ、祝は

且夫漢洋學者之講書。將以從事於政也。使彼他日得志。則其束神官教職於高閣。固不待論也。而學者之講神典。將以求神官教職。是先舉己之身。以饑之於餓虎也。其爲計。不亦左乎。夫天祖之道。網羅宇宙。混混蕩蕩。至大無外。將以赤子視漢洋學者於吾掌中。則吾黨之志於道。尤不可不以不厭。廓其志氣也。吁。風猷頹矣。典教絕矣。當今之世。非吾黨之士。出而救之。其誰也。

ハハリ。専ら加持祈禱などする者の稱。されどこゝは神官教導職の徒を汎く指していへり。

且つ夫れ漢洋學者の書を講ずるは、將に以て政に従事せんとするなり。彼をして他日志を得せしめなば、則ち其の神官教職を高閣に束ぬること、固より論を待たざるなり。而るに學者の神典を講ずるは、將に以て神官教職を求めんとす。是れ先づ己の身を擧げて、以て之を餓虎に饑するなり。其の計たる豈に左ならずや。夫天祖の道は、宇宙を網羅し、混混蕩蕩として、至大外無く、將に以て漢洋學者を吾が掌中に赤子の如く視はさんとするときは、則ち吾が黨の道に志すものは、尤も以て其の志氣を恢廓にせざるべからざるなり。吁、風猷は頹れたり矣、典教は絶えたり矣。今の世に當りて、吾が黨の士、出で、之を救ふに非ずして其れ誰ぞや。

〔釋義〕 高閣に束ぬ云々。高きタナの上に束ね置くこと。最早無用物として取扱ふ意味。○宇宙。天地と四方とをいふ。○左ならずや。支那の習俗、右を貴び左を賤しめり。こゝにては誤り間違ふ意。○網羅。アミ、大きく覆ひかぶする意。○恢廓。大きくほがらかなる意。

昔 大已貴命。驅除殘賊。授天下於皇孫。盛徳大業。民到于今稱之。然則志士之講此書者。將相自期。有時爲之。亦何不可也。爲士爲隸。爲農工。爲漁商。古之人有之行之者。焉。如其遇不遇。天也。窮則獨善其身。達則兼善天下。儒者猶能言之。噫。微斯人。吾誰與歸。如夫詞

昔、大已貴命、殘賊を驅除して、天下を皇孫に授けたてまつれり。盛徳大業、民今に到るまで之を稱す。然らば則ち志士の此の書を講ずる者は、將相もて自ら期し、時ありて之を爲さんも、亦何ぞ不可ならん。士となり隸となり、農工となり、漁商となるも、古の人之を行ふ者なり。その遇ふと遇はざるこの如きは天なり。窮するときは則ち獨りその身を善し、達するときは則ち兼ねて天下を善す。儒者も猶能く之を言へり。噫斯人微りせば、吾は誰と與にか歸せん。如し夫れ詞章浮華の士、神官教職の徒、千百

韋浮華之士。神官教職之徒。千百成群。何有輕重於天下哉。

古事記論中

帝系之出於上帝。而赫赫不可疑者。唯我大日本帝國爲然焉。蓋上帝之號。四海萬國。同神異名。各極尊崇。稱曰造化之神。而國之開闢。起於亞細亞。亞細亞之本。在支那。支那之本。在神州。
(西說。亞細亞謂神。神聖首出之鄉。故有是尊稱。猶曰神州。萬國傳信紀事曰。亞細亞。世界開闢之初地。神聖出焉。人類生焉。帝王興國。法教新

群を成すとも、何ぞ天下に輕重あらんや。

〔釋義〕 大已貴命。即ち大國主神を申す。○殘賊。わるもの。○將相。大將と宰相とをいふ。

古事記論の中

帝系の 上帝より出で、赫々として疑ふ可からざるものは、唯、我が 大日本帝國のみを然りとす。蓋し 上帝の號は、四海萬國、同神異名、各、尊崇を極めて、稱へて 造化の神と曰ふ。而して國の開闢は、亞細亞に起れり、亞細亞の本は、支那に在り、支那の本は、神州に在り。

西說に、亞細亞とは神をいふなり。神聖首出の郷なり。故に是の尊稱あり。猶、神州と曰はんが猶しと。萬國傳信紀事に曰く亞細亞は、世界開闢の初地にして、神聖もこゝに出で、人類も

立。其他文字諸技藝之屬莫不權與于此州也。萬國航海圖說曰。亞細亞洲。人類初生之地。聖賢首出之郷。國土之開闢帝王之建國。皆先於他洲也。

英國志曰。天下萬國。本於一脈。其始人類。出於亞細亞洲。後散居四方。分數種。西洋開見錄曰。孔子釋迦耶穌。悉出於亞細亞洲。故洋人以爲人類淵源之地。最尊最重之也。且如火器。火藥。針盤。時規。割刷。諸技藝等。悉出於漢人發明。而洋人倣造之耳。格物入門曰。如用磁器。亦自漢土流傳者也。蓋此法遠始於周代。而迄於宋時。西洋始傳之也。

こゝに出づ。帝王國を興し。教法斯より立ち、其他文字諸技藝の屬まで、此の洲に權與せずといふことなしと。萬國航海圖說に曰く、亞細亞洲は、人類初生の地にして、聖賢首出の郷なり。國土の開闢、帝王の國を建てしも、皆他洲に先だてりと。

〔釋義〕 首出。初めて現出する意。○權與。事物の創始をいふ。
英國志に曰く。天下の萬國、一脈に本づけり。その始の人類は亞細亞洲より出で、後四方に散居し、數種に分れたりきと。西洋開見錄に曰く、孔子・釋迦・耶穌の如きも、悉く亞細亞洲に出でたりき。故に洋人は以て人類淵源の地と爲して、最も之を尊重せり。且つ火器・火藥・針盤・時規・割刷・諸技藝等の如きも、悉く漢人の發明より出で、而も洋人之に倣造せし耳と。格物入門に曰く、磁器を用ふるが如きも、亦漢土より流傳せしもの

なり。蓋し此し法は遠く周代に始まりて、而して宋時に迄びて西洋始めて之を傳ふるなりと。

〔釋義〕 針盤。羅針盤の略、即ち磁石盤のこと。○時規。時計のこと。○剗。雕刻の刀よりして、後には専ら刊刻の業をいふ。○磁器。即ち磁石のこと。

(重石丸曰。西説既如此。按。周易曰。帝出乎震。萬物出乎巽。震東方也。王子年拾遺記曰。春皇布至德于天下。元元之類。莫不尊焉。以木德稱王。故曰春皇。其明觀照於八區。是曰太昊。位居東方。以含養造化。叶于木德。號曰木皇。家語。孔子曰。五行用事。先起於木。木東方萬物之初。皆出焉。是故王則之。淮南子。地形訓曰。正東易州曰土。說文。神也。又曰。扶木在易州。日之所噴注。扶木扶桑也。在暘谷之南。

重石丸曰く、西説既に此の如し。按ずるに、周易に曰く、帝震より出づ、萬物も震に出でたりき。震は東方なりと。王子年拾遺記に曰く、春皇至德を天下に布く。元々の類、尊ばざるはなし。木徳を以て王を稱す、故に春皇と曰ふなり。其の明観、八區を照せり。是を太昊と曰ふ。位東方に居て、以て養化を含養して、木徳に叶へり。家語に、孔子曰く、五行の事を用ふるは、先づ木より起れり。木は東方にて、萬物の初、皆焉より出づ。是の故に王者之に則れりと。淮南子地形訓に曰

噴發照也。是易州東方也。十洲記扶桑地方萬里。上有太帝宮。葛洪枕中書曰。扶桑太帝住。在碧海之中。以上諸書。可證國土開闢淵源于神州之不偶然也。

く、正東易州を甲土と曰へりと。説文に、申は神なりと。又曰く、扶木は易州に在り。日の噴す所なりと。注に、扶木は扶桑なり、暘谷の南に在り。猶照らすがごとし。是れ易州の東方なりと。十洲記に、扶桑は地方萬里、上に太帝宮ありと。葛洪枕中書に曰く、扶桑は太帝の住にして、碧海の中に在りと。以上の諸書、以て國土の開闢は、神州に淵源するの偶然ならざるを證すべきなり。

〔釋義〕 元元の類。人類をいふ。○養化。人類を憫みていふ。

神州有帝曰。須賣良美許登。猶言字內統馭之。至尊也。其系譜曰。天地剖判之世。有天御中主神。高皇產靈神。神皇產靈神。以造化世界萬物。是須賣良美許

神州に帝あり、須賣良美許登と曰ふ。須賣良美許登とは、猶字内統馭の至尊と言はんがごとし。其の系譜に曰く、天地剖判の世に、天御中主神・高皇產靈神・神皇產靈神ありて、以て世界萬物を造化せりと。是れ須賣良美許登の始祖なり。是に由りて之を觀れば、帝系の上帝より出で、赫々として疑

登之始祖也。由是觀之。謂上帝系之出於上帝。而赫赫不可疑者。果非誣妄也。

論者。或病其書之神異也。予曰。不然。是上帝洩造化之神機也。如所謂生風生火。生國生島。蓋古人篤乎信天。以傳其真耳。唯真矣。是以其說朴。其說朴矣。是其所以至真也。不然。何古人之不巧乎欺人。也。今夫舟車之走海陸者。蒸氣之力也。鐵鍋煮水。田父野老。見其跳珠。疑蒸氣之行。舟車。豈知理者哉。

ふ可からざる者は、果して誣妄に非ざるなり。

〔釋義〕

統馭。統治といふに同じ。○至尊。天皇の稱、今

こは造化の神々を尊んで申せり。論者或はその書之神異なるを病とせり。予曰く、然らず。是れ上帝造化の神機を洩したまへるなり。謂はゆる風を生み火を生み、國を生み島を生むといふが如き、蓋し古人天を信するに篤くして、以て真を傳ふる耳。唯真矣、是を以て其の説朴なり。其の説朴なるは矣。是れその至真たる所以なり。然らずば、何ぞ古人の人を欺くに巧みならざるや。今夫れ舟車の海陸に走る者は、蒸氣の力なり。鐵鍋にて水を煮るに、田父野老、その跳珠を見て蒸氣の舟車を行るを疑ふは、豈に理を知る者ならんや。

〔釋義〕

神異。神變奇異にして、不可思議なること。○神機。神妙なる造化の機關の意。○跳珠。煮えくり返りたる湯玉のこと。

と。

大地之於天間。不啻舟車於海陸。而神之運造化。其妙機遠出乎蒸氣之上矣。後之學者。或欲以田父野老之見議之。亦多見其不知量也。夫天地草創之事。悉出乎神傳鬼工。固不可尋常之理窺之。所古人確信而不疑者。知有神人之別也。神以傳人。人以傳人。人心之淳。風俗之厚。無教而有教。無道而有道。道之本原出於天。而天神之所以貽慶於無窮者。未不感由此也。

大地の天間に於けるは。雷に舟車の海陸に於けるのみならず、而して神の造化を運らしたまふ、その妙機は遙に蒸氣の上に出でたり。後の學者、或は田父野老の見を以て之を議せんと欲す。亦多くその量を見ざるを見るなり。夫れ天地草創の事、悉く神傳鬼工より出で、固より尋常の理を以て之を窺ふ可からず。古人確信して疑はざる所以の者は、神人の別あることを知ればなり。神は以て人に傳へ、人は以て人に傳へたり。人心の淳き、風俗の厚き、教無くして而も教あり、道無くして而も道あり。道の本原は、天より出で、而して天神の慶を無窮に貽したまふ所以の者は、未だ必ずしも此に由らすんばあらざるなり。

〔釋義〕

草創。始をいふ。○神傳鬼工。天地造化の事は、鬼神の傳説に係り、又その手によりて成れる工わざなりとの意。

或曰。帝系古則古矣。而我上世。文物之闕。蓋資之乎支那者何耶。曰。惡是何言也。人世必需之物。莫大於宮殿焉。莫急於衣服焉。莫善於穀食焉。莫要於刀劍焉。莫便於火工焉。而神代既悉具矣。

謂之穴居野處乎。伊邪那岐命世。有八尋殿。鏡鏡變天之事。謂之茹毛飲血乎。大日靈尊世。有狹田長田。秋熟之事。謂之裸體乎。有栲幡千千比賣命。以織綾羅錦繡。謂之

象跡乎。鍛刀劍戈矛。以具護國之用。謂之無智乎。岩屋戸之變。採鐵制鏡。凡百火工之事。莫不發明。如夫報本反始。則有祀禮之禮。改過移善。則有大祓之禮。衣食足矣。兵器備矣。正德之道立矣。

鬼神の二字必ずしも一々分解するを要せず。

或曰く、帝系古きことは則ち古矣、而も我が上世、文物の闕くる、盡く之を支那に資りしは何ぞやと。曰く、惡は何の言ぞや。人世必需の物、宮殿より大なるはなく、衣服より急なるはなく、穀食より善きはなく、刀劍より要なるはなく、火工より便なるはなし。而して神代には既に悉く具はれりき矣。

〔釋義〕 資るは。資本として他の供給を仰ぐ意。○必需。必要といふに同じ。

之を穴居野處せしと謂はん乎。伊邪那岐命の世に、八尋殿、巍々として天に聳ゆるの舉あり。之を毛を茹ひ血を飲みたりと謂はん乎。大日靈尊の世に、狹田長田、秋熟の事あり。之を裸體と謂はん乎。栲幡千千比賣命ありて、以て綾羅錦繡を織りたまへり。之を蒙昧と謂はん乎。刀劍戈矛を鍛ひて、以て護國の用

に具へたりき。之を無智と謂はん乎。岩屋戸の變に、鐵を採りて鏡を制り給ひ、凡百火工の事、發明せざること莫りき。如し夫れ報本反始には、則ち祭祀の禮あり、過を改め善に移るには、則ち大祓の式ありき。衣食足矣、兵器備矣、正德の道立ちぬ矣。

〔釋義〕 八尋殿云々。神代に、伊邪那岐、伊邪那美二神、磯取廬島に天降りまして八尋殿を作りたまへること古事記、書紀に見ゆ。八尋は丈幾尋もある意。蓋し、高大なるものなりしならん。○大日靈尊。即ち天照大御神を申す。大神始めて稻種を獲て、之を天狹田及び長田に植ゑ給ひけるに、その秋大に豊熟せりといふこと、書紀に見ゆ。○栲幡千千比賣命云々。此の神一名天棚機姫神と申す。機を織るに妙にして、和衣を製りませること、古語拾遺などに見ゆ。和衣は精巧なる絹帛の謂なり。今こゝには、漢文風に綾羅錦繡と形容せり。○刀劍戈矛云々。

神代に、天目一箇神、手置帆負彦狹知二神、刀劍・戈矛等種々の武器を作り給へること、古語拾遺などに見ゆ。○岩屋戸の變に云々。當時の變に石凝姥神、天香山の銅を取りて鏡を鑄りたまへること同書等に見ゆ。○大祓は、須佐之男命より始まる。罪穢を蠲いて過惡を改め、神に謝する法なり。なほ、古語拾遺論上に解けるを見るべし。○正徳の道。道德を正しうして品性を修飾すること。

於是乎布。皇化乎海外。有。

素盞鳴尊。降。新羅之迹。有。少名彥命。適。常世國之事。有。内立。萬世不易之主。以制。經綸之業。有。國造。有。縣主。有。稻置。有。直。有。別。碁布星羅。以。國。其根。而使。無。實祚動搖。

是に於て乎。皇化を海外に布きたまひしことは。

新羅に降りまし、迹あり。少名彥命。常世の國に適まし、事あり。内には萬世不易の主を立て、以て經綸の業を制す。國造あり。縣主あり、稻置あり、直あり、別ありて、碁布星羅。以てその根を固めたまひて、實祚動搖の憂無からしめたまひき。是れ 祖宗の内を治め外を馭して、以て國を建つる所以の大體

之愛焉。是 祖宗所以治

内取外。以建。國之大體也。而又何嘗借。力於支那乎。

なり。而して又何ぞ嘗て力を支那に借りなんや。

〔釋義〕素盞鳴尊云々。書紀の一書に、素盞鳴尊 天上を遷

はれて後、新羅國に降り到りませること見ゆ。○少彥名命云々。此の神、大國主神と共に國土を經營し給へるが、後辭して獨り常世國に渡りませること、古事記・書紀に見ゆ。常世國とは外國を指せるなるべし。○國造。上世、地方を治めたる世襲の官。

○縣主。上世、縣を治めたる世襲の官。縣は朝廷御料の地なり。○稻置。古くは邑長の稱、後には第八等の姓となれり。○別。上世、一地方を領せる國主なるが如し。後には一種の姓となれり。

○碁布星羅。碁石を布けるが如く、星宿の羅れるがごとしとの意。點綴聯絡せるさまを形容していふ。○實祚。天位をいふ。予意ふに、支那には皇天上帝あり、印度には梵天帝釋あり、西洋には耶和華の説あり。蓋し、我が古傳に本づかざる者なけん。而

予意。支那有。皇天上帝。印度有。

梵天帝釋。西洋有。耶和華之說。

嘗莫不本乎我古傳一者焉。而支那之開國也。其或在於素盞鳴尊。與少名彥命之際乎。是故以長天知命立教焉。其說頗近於古焉。印度之開國之。西洋則較近耳。世愈近。而教愈聖。以惑亂人心。今也不知所謂。皇天上帝。梵天帝釋。耶和華者。即爲神州固有之祖神。而嘗反欲借彼教法。以說愛國之道。其爲教法也。忘君忘父。忘身忘國。忘祖宗之典。而愛國之道果何在也。

るに支那の國を聞きしは、其れ或は素盞鳴尊と少名彥命との間に在りし乎。是の故に天を畏れ命を知るを以て教を立てたり。その説頗る古に近し。印度の開けたるは之に次ぎしならん。西洋は則ち較近耳。世愈々近くして、教愈々聖ち、以て人心を惑亂せり。今や謂はゆる皇天上帝・梵天帝釋・耶和華といふ者は、即ち神州固有の祖神たることを知らずして、而して輩々として反つて彼の教法を借りて、以て愛國の道を説かんと欲す。その教法なるや、君を忘れ父を忘れ、身を忘れ國を忘れ、祖宗の典を忘る。而して愛國の道、果して何に在るや。

〔釋義〕 皇天上帝。支那にて無上の神をいふ。○梵天帝釋。印度の古傳に、能生萬物の王、即ち天帝をいふ。○耶和華。西洋の古傳に、造物者即ち神を指したる名稱。恒久自存の義といふ。猶太教徒最も之を尊奉す。○較近。尤も近き時代の意。○

輩々。かまびすしく、やかましく。

豐太閤之征韓。有云。夫日本者神國也。神即天帝。天帝即神也。秀吉夙夜憂世。欲復聖明於神代。遺威名於萬世也。而方其捷伐明虜。志在欲使四百餘州。盡化我俗。以施王政於億萬斯年。是豐太閤亦以帝系爲出於上帝也。而帝系之出於上帝。本於神典。則豐太閤信古之篤。亦可見矣。夫豐太閤。則欲鳴帝系之盛大。以張國威於殊方絕域。今之學者。則私

豐太閤の韓を征するとき、云へることあり。夫れ日本は神國なり。神即ち天帝にして、天帝即ち神なり。秀吉夙夜世を憂へて、聖明を神代に復し、威名を萬世に遺さんと欲す。其の明虜を捷伐するに方りては、志、四百餘州をして、盡く我が俗に化せしめ、以て王政を億萬斯年に施さんと欲するに在りき。是れ豐太閤も、亦帝系を以て、上帝より出でたりと爲しなり。而して帝系の上帝より出でたることは、神典に本づけば、則ち豐太閤古を信するの篤きも、亦見るべし矣。夫れ豐太閤は、則ち帝系の盛大を鳴らして、以て國威を殊方絶域に張らんと欲したり。今の學者は、則ち私智自ら喜びて、以て國家の大計を忘れたり。其の見の高下は、何ぞ其れ霄壤なるや。抑人亦言へることあり。曰く、唯聖のみ聖を知ること。嗚呼神智

智自喜。以忘。國家之大計。其見之高下。何其霄壤也。抑人亦有言。曰唯聖知聖。嗚呼。自非神智如豐太閤者。神聖之大道。亦爲不易之窺知也夫。

豐太閤の如き者に非ざるよりは、神聖の大道も、亦窺ひ知り易からずとするかな。

〔釋義〕 明虜。明國を卑しめて云ふ。○捷伐。むちうつこと、即ち攻伐するをいふ。○四百餘州。支那領域の總稱。○億萬斯年。たい億萬年といふ意、斯字は深き意味あるにあらず。○殊方絶域。遠き外國をいふ。○霄壤。天地といふに同じ。距離の非常に隔たりたる喩。

古事記論下

古事記之書。大則可以治天下。小則可以修一身也。而此書也。出於先聖之口授。帝室傳之。諸家記之。及天武帝世。使神田阿禮口誦之。

古事記論の下

古事記の書、大にすれば則ち以て天下を治むべく、小にすれば則ち以て一身を修むべし。而して此の書や、先聖の口授より出で、帝室之を傳へ、諸家之を記せり。天武帝の世に及びて、神田阿禮をして之を口誦せしめたまひき。元明帝その遺

元明帝繼其遺志。詔太安萬侶。撰之。以傳之於無窮之世。是二帝所以深體先聖之意。其惠天下後世。莫大焉。

志を繼ぎ、太安萬侶に詔して、之を撰ばしめたまひ、以て之を無窮の世に傳へたまへり。是れ二帝深く先聖の意を體したまへる所以にして、その天下後世を惠みたまふこと、焉より大なるはなし。

〔釋義〕 神田阿禮。天武帝の御代の人、時に年僅に二十八。

而も一個の女性に過ぎざりしが、博聞強記、世に匹なし。帝詔して舊聞遺事を誦習せしめたまふ。他日古事記は此の時記録せるものを材料として成れるなり。

予見世之論古事記者。不責之於王公大人。而責之於巫祝之徒。其爲無識。勿論已。而學者之讀古事記者。徒從事於巫祝之學。適足以汚古事記也。有レ人於此。不責利刀之用於

予世の古事記を論ずる者を見るに、之を王公大人に責めずして、而も之を巫祝の徒に責む。その無識たる論無き已。而して學者の古事記を讀む者は、徒に巫祝の學に従事せり。適々以て古事記を汚穢するに足るなり。此に人あらんに、利刀の用を武士に責めずして、而も婢僕に授くるに正宗を以てせば、豈に危からずや。世

武士。而授_二婢僕_一以_二正宗_一。豈不_レ危乎。世之汚_二嶮古事記_一者。何以異_二於此_一焉。

夫學之失_レ名久矣。名之不_レ正。

國勢之所_レ以不_レ振也。而習俗之移_レ人。雖_二有識之士_一。有_二不能免者_一焉。何謂_二名不正_一。曰。學_二先王之道_一者。謂_二之_一神道。

講_二先聖之學_一者。謂_二之和學_一。而至_二於漢學_一。則單稱_レ學呼_レ道。是以_レ主_レ爲_レ客。以_レ未_レ爲_レ本。不_レ自覺_二其倒_一也。蓋中古大學。首_レ記_二孔子_一。以_二周易_一。尙書。周禮。儀禮。禮記。毛詩。春秋左氏傳。孝

經。論語等書。列_二於教科_一。欲_二以_一鎔_二化唐虞三代之人_一。後之君子。承_レ風波_レ流者。以_二唐虞三代之人_一。自居。而會有_レ講_二神聖之典_一者。則群聚笑_レ之曰。彼學_二神道_一。彼修_二和學_一。目以_二異端_一。極_レ口排_レ之。其弊與_二今世缺舌者流_一。豈_二慕西洋_一者。何異焉。心既肯_二父母之邦_一矣。幾何其不_レ爲_二夷狄_一也。吁亦盍_レ反_二其本_一焉。

恭惟上古 神聖規模之大。殆

古事記論の下

の古事記を汚_レ嶮する者は、何を以てか此に異ならん。

〔釋義〕 汚_レ嶮。けがすこと。即ち侮辱する意。○正宗。有名なる刀鍛冶なるを、直ちに名刀のことに用ひたり。

夫れ學の名を失へる久矣。名の正しからざるは、國勢の振はざる所以なり。而も習俗の人を移すことは、有識の士と雖も免かること能はざる者あり。何をか名正しからずと謂ふ。曰く、

先王の道を學ぶ者をば、之を神道と謂ひ、先聖の學を講ずる者をば、之を和學と謂へり。而して漢學に至りては、則ち單に學と稱し、道と呼ぶ。是れ主を以て客と爲し、未を以て本と爲して、自らその倒なることを覺らざるなり。蓋し中古大學に、首として孔子を祀り、周易・尙書・周禮・儀禮・禮記・毛詩・春秋左氏傳・孝經・論語等の書を以て、教科に列して、以て唐虞三代の人を鎔化せんと欲せり。後の君子風を承け流を汲む者、唐虞三代の人を以

て自ら居る。而して會々 神聖の典を講ずる者あれば、則ち群聚して之を笑うて曰く、彼は 神道を學べり、彼は和學を修むといひて、目するに異端を以てして、口を極めて之を排しぬ。その弊、今世缺舌者流、西洋を艶慕する者ど何ぞ異ならん。心既に父母の邦に背きたり矣、幾何か其れ夷狄爲らざらん。吁亦盍ぞ其の本に反らざる焉。

〔釋義〕 大學。文武天皇大寶の制に至りて、大學寮の職制備はる。廟に於て孔子を祀り、釋奠の禮を行ひ、その他職制、及び教科書等に至るまで、悉く支那に模倣せり。○鎔化。金屬を鎔かして、種々の器物を造るが如く、人物を教化するをいふ。○缺舌者流。缺舌は、モズ(百舌鳥)の舌にて嚙ることにて、外國語を形容す。○艶慕。非常に羨み慕ふこと。恭しく惟るに、上古 神聖規模の大なることは、殆ど測度す可か

有不可測度者焉。後世欽慕鑽仰。而有餘。謂之神習。蓋天神之賜瓊矛。將以鑄造大地也。伊邪那岐命之承命於天。將以見畏。天命之有源也。素盞鳴尊之創航海。將以一統九夷八蠻也。天照大神之降皇孫。將以定宇內之主也。武甕槌。經津主神之捷伐殘賊。將以遺神國尙武之典也。

らざる者あり。後世欽慕鑽仰して餘あり。之を神習と謂へりき。蓋し天神の瓊矛を賜へりしは、將に以て大地を鑄造せんとしたまへるなり。伊邪那岐命の命を天に承けたまへるは、將に以て天命を畏るゝことの源あるを見したまはんとせしなり。素盞鳴尊の航海を創めたまへるは、將に以て九夷八蠻を一統にせんとしたまへるなり。天照大神の皇孫を降したまへるは、將に以て宇内の主を定めんとしたまへるなり。武甕槌、經津主神の殘賊を捷伐したまへるは、將に以て神國尙武の典を遺したまはんとせしなり。

〔釋義〕神習。カミナラヒと訓む。上古の神の御迹を師法とするを云ふ。○天神云々。神代に、天神伊邪那岐・伊邪那美二神に、是の漂へる國を修理固成せと詔して、天瓊矛を賜ひき。二神天降りまして、國土を經營し、遂によく修理固成の任務を

果し給へり。○伊邪那岐命云々。伊邪那岐命、伊邪那美命、能基呂島に於て天御柱を廻り逢ひたまへる時、陰神先づ言を發し給ふによりて、その産みませる御子太だ不祥なり。是に於て二神、天神の御許に到りて、その御教を受け、更に前言を撤して、此の度は、陽神先づ唱へ、陰神之に和し給へりしかば、陰陽よく諧ひて、御子神數多生れ出でさせ、天神御依托の大任を全うするを得給ひき。○素盞鳴尊云々。尊、既に天上を逐はれまして後、新羅に渡り、又天壁立極めぐりますともあれば、蓋し世界を週遊し給へることなるべし。○九夷八蠻。元來支那にて各々指し定めたる夷蠻の名なれど、こゝは唯汎く日本以外世界各國のことに借用せるまでなり。○天照大神云々。芦原中津國平定の後、大神皇孫瓊杵尊を降し立て、天下の主と爲し給ふ。○武甕槌(謂はゆる鹿島の神)經津主神(謂はゆる香取の神)

●●二神、天照大神の詔を奉じて、出雲に到り、大國主命を諭して國土を皇孫に献せしめ、遂に自餘の殘賊を征服して、國中を掃蕩平定し、赫々たる武功を立て給へる神なり。

大國主神之讓天下於皇孫。將以表臣民奉之上之典也。中臣忌部二神之司祭祀。以執政事。將以合一治教也。大名持神之經營外國。將以教導護化之民也。少彥名神之親醫藥禁厭。將以救億兆之天札也。保食神之化生蠶穀。將以開人民衣食之源也。五十猛神之播八十木種。將以賜養生喪死之材也。大宮能賣神之調和君臣。將以傳道德也。大己貴

大國主神の天下を皇孫に譲りたまへるは、將に以て臣民之上を奉ずるの典を表せんとしたまへるなり。中臣・忌部二神の祭祀を司どりて、以て政事を執りたまへるは、將に以て治教を合一にせんとしたまへるなり。大名持神の外國を經營したまへるは、將に以て蠶化の民を教導せんとしたまへるなり。少彥名神の醫藥禁厭を初めたまへるは、將に以て億兆の天札を救はんとしたまへるなり。保食神の蠶穀を化生したまへるは、將に以て人民衣食の源を開かんとしたまへるなり。五十猛神の八十木種を播きたまへるは、將に以て生を養ひ死に喪するの材を賜はんとしたまへるなり。大宮能賣神の君臣を調和したまへるは、將に以て道德を傳へんと

神治ニ幽府。將以使人魂有所歸也。

したまへるなり。大己貴神の幽府を治めたまへるは、將に以て人魂をして憑歸する所有らしめんとしたまへるなり。

〔釋義〕大國主神云々。此の神、天孫降臨以前、此の國土を領有し給ひしを、天上の詔を奉じて、恭順の意を表し、天下を舉りて之を天孫に譲り給へり。臣民奉上の義はまさにかくあるべきものなり。○中臣・忌部二神云々。中臣の祖天兒屋根命、忌部の祖天太玉命相並びて祭政の權を執りて朝廷に仕へ奉り、此の時に當りて謂はゆる政治・教育の二者は合一にして、復た區別あることなかりき。○大名持神云々。即ち大國主神。文德天皇の齊衡三年、常陸大洗磯前に天降ります神あり、その處の人民にかゝりて、「吾は大奈母知、少比古奈命なり。昔此の國を造り終へて、東海に往まし、今民を濟はんとして歸り來つ。」と教へ給ふよし見ゆ。蓋し遠く外國をも經營したまひつることな

らん。○少彥名神云々。此の神、大名持神と共に協力して醫藥禁厭の術を始め、人民の天札(ワカジニ)するを救ひ給へり。○保食神云々。此の神、須佐之男命に殺され給ふ時。その御身より蠶・牛馬・稻穀の類化生せり。これ人民衣食の源にして、その恩顧を受くること多大なりとす。○五十猛神云々。須佐之男命の御子なり。此の神、天より多く樹種を持ち降りて、大八州の國內に播種し給へり。八十木種とはその多數なるをいふ。尙委しきことは書紀に見ゆ。○大宮能賣神。即ち天鈿女命。此の神御心強く剛く、而も寛く厚くして、よく君臣の間を調和するに妙を得たる道德高き神にてませり。○大己貴神云々。即ち大國主神。此の神永く出雲國に鎮まりまして、幽府即ち幽冥界を治め給ふといふ。古事記傳、古史傳等に之を詳論せり。就いて看るべし。

大年神之利ニ年穀。目一箇神之創ニ金工。手置帆負。彥狹知神之助ニ工匠。井神之堀井。靈神之作レ靈。皆無レ非レ爲ニ人民ニ者ニ焉。而レ生レ化レ之妙。始ニ於 天御中主神。終ニ於八百萬神。至ニ於無レ聲無レ臭而後已。蕩蕩乎。誰能名レ之。是在上君子。所レ當ニ取レ以爲レ法也。

然則 神典之妙如レ是而止邪。曰。不然。古言之含ニ蓄道義。猶ニ權字之含ニ有意味。不可ニ以輕輕

大年神の年穀を利したまへる、目一箇神の金工を創めたまへる、手置帆負彦狹知神の工匠を助めたまへる、井の神の井を堀りたまへる、靈の神の靈を作りたまへるも、皆人民の爲にするに非ざる者なきなり。而して生々化々之妙、天御中主神に始まりて、八百萬神に終り、聲もなく臭もなきに至りて而して後已む。蕩々乎として、誰か能く之を名づけん。是れ在上の君子、當に取りて以て法と爲すべきなり。

〔釋義〕 大年神は五穀を掌り給ふ神なり。○目一箇神、手置帆負彦狹知神。此の事既に同論の中に解せり。○蕩々乎。廣大無邊の貌。

然らば則ち 神典の妙は、是の如くにして止まむか曰く、然らず。古言の道義を含蓄することは、猶漢字の意味を含有するが如きなり。以て輕々に讀み過す可からず。請ふ、其略を説かん。蓋し古に

禮過也。禮說其略。蓋古稱

天子曰。天日嗣。稱

天皇曰。是謂。天

日之胤。然後可以爲。字內統取

之。至尊也。稱國造曰。國

禰。奴猶言家之子也。蓋

天子以四海爲家。其封。諸

侯。猶家有奴隸也。其君臣之

際。貴賤相距。有霄壤之分。可

以見矣。古言。自父以上至始

祖。皆謂之於夜。自子以下至

苗裔。皆謂之古。然則曰。於夜。

曰古者。不啻父子之謂也。其

血屬之親。永遠不易。可以見

矣。

天位を稱へて、天日嗣といひ、

統尊といふ。是れ。天皇を稱へて、

至尊たる可きを謂ふなり。國造を稱して、國御奴といふ。奴

は猶家の子と言はんが如し。蓋し。天子は、四海を以て家と爲

たまへり。その諸侯を封建するは、猶家に奴隸あるが如きなり。

其の君臣の際、貴賤相距ること霄壤の分ある、以て見るべし矣。

古言に、父より以上始祖に至るまで、皆之を於夜と謂ひ、子より

以下苗裔に至るまで、皆之を古と謂ふ。然らば則ち於夜と曰ひ、

古と曰ふ者は、嘗に父子の謂のみならずなるなり。その血屬の親み、

永遠易らざる、以て見るべし矣。

〔釋義〕天日嗣。皇胤は、日神天照大神より出でさせられた

れば、その承継続ぎます天位を稱してかくは申せり。○統尊。

世を統べ治めます至尊の義にて天皇を申す。○苗裔。子孫のこ

ど。

嗚呼 君臣の義なり、父子の親なり。古の道、既に已に此くの如

し。是の類を推して以て道を求めなば、則ち千言萬語、之を左右

に取りて、而してその原に逢はん。又何ぞ春秋と論語とを假りて

以て尊内卑外の典、修身齊家の具と爲さんや。吾故に曰く、古

事記の書、大なるは則ち以て天下を治むべく、小なるは則ち以て

一身を修むべしと。問ふ者曰く、子が言は則ち然り。獨り時勢の

不可なるを如何せん。吾子の世に容れられずして以て窮死するこ

とを憫むなりと。曰く、志士は溝壑に在ることを忘れず、勇士は

その元を喪ふことを忘れず、義に志す者は利を忘れ、利に志す者

は義を忘るゝは、自然の符なり。苟も吾をして一身の利を謀らし

めば、則ち散髮窄袖、以て磔神の室に出入せんも可なり。何ぞ必

ずしも齊門に瑟を執るの迂を學ばんや。

吾謀一身之利。則散髮窄袖。以

利一者忘義。自然之符也。苟使

其元。志於義者忘利。志於

不。忘。在。溝。壑。勇。士。不。忘。義。

獨如。時勢不可何。吾憫。子之

不容。於世。以窮死也。曰。志士

不。忘。在。溝。壑。勇。士。不。忘。義。

出入禪神之室可也。何必學齊門執瑟之迂乎。

雖然使吾言不行。則吾恐三千八百萬人之子孫。不免踏印度埃及之覆轍矣。嗚呼古事記者。三千八百萬人之古事記也。道之

不明。天地晦冥。直須爲甲三千八百萬之人也。譬諸人自以日月爲無用。日月非吾家日月矣。吾唯指示其光明已。如其用與不用。於我何哉。

〔釋義〕 志士云々。以下十四字は、孟子に出づ。○散髮窄袖。ちらし髪に筒袖即ち西洋人の姿をいふ。○磔神。即ち耶穌基督。そは磔刑に處せられたればかくいへり。今こゝは耶穌教徒となりてもよいとの意。○齊門執瑟。齊王竽(フエ)を好む。客に瑟を善くする者あり、齊門に立つこと三年に及びしが、遂に省みられず。これ如何に瑟は巧みなりとも、王の好む所にあらず、その好まざる所の者を以て仕を求めんとするは、迂遠の至りなり。因て事を求むるの迂なるに喩ふ。此の事、韓愈答陳商書中に見ゆ。

然りと雖も、吾が言をして行はれざらしめば、則ち吾恐らくは三千八百萬人の子孫、印度・埃及の覆轍を蹈むを免れざることを。嗚呼古事記は三千八百萬人の古事記なり。道の明かならざらんには、天地も晦冥なれば、直ちに須く爲に三千八百萬の人を弔ふべし。

諸を人自ら日月を以て無用と爲すに譬へん。日月は吾が家の日月のみにはあらざるなり矣。吾は唯その光明を指示する已。その用と不用との如きは、我に於て何ぞや。
〔釋義〕 覆轍。前車の顛覆したる轍を踏みて又後車の覆へること、猶貳舞を演ずといはんが如し。

固本策卷之三

豊前 中津 渡邊重石丸著
神代紀論上

原文對照 固本策卷之三
和譯註解

豊前 中津 渡邊重石丸著

常陸 鹿島 峯間鹿水譯註

神代紀論の上

〔大意〕 日本書紀三十卷、第一・第二の上下兩卷を神代紀とす。神代より持統天皇までの史實を漢文にて編年體に記述したる正史なり。記事の精明なるは、古事記に勝りたれども、或は文飾に流るゝ弊あり。要するに二書相參照比較して始めて上古の面目を窺ひ知るを得べし。本書は元正天皇養老四年一品舍人親王いっほんさなり及び太安麻呂等勅を奉じて撰す。今こゝに特に神代紀のみを提

げて論議せるものは、凡そ神代の史實は國體の起源を明らかにする上に於て最も必要なればなり。世の學者及び歴史家等往々神武天皇以下に着目して、神代の事實を棄て、顧みず、是れ猶子として父なく、人として首なきがごとし。天下豈に此の理あらんや。是れ著者が尤も神代に重きを置きて正言直筆せる所以なり。

人而無父之人。猶人而無首之人也。人而無首。不可以為人焉。人而無父。不可以為人焉。異哉儒者之論。神代、其見之出乎無父也。天地剖判之初。有。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊。是為造化之元首。儒者聞而異之。曰。是何怪誕。吾經典

を無きに出づること。天地剖判の初、天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊といふ者あり、是を造化の元首と爲すと。儒者聞いて之を異しみて曰く、是れ何を怪誕なる。吾が經典に無き所なりと。伊弉諾尊、伊弉册尊といふ者あり、是を萬品の始祖と爲すと、儒者聞いて之を笑うて曰く、海を生み山

所無也。有。伊弉諾尊。

伊弉冉尊者。是為萬品之始祖。

儒者聞而笑之。曰。生海生山。

聖人不道也。何。日本古傳之荒唐也。有。天照大神者。是為

高天原之君主。儒者聞而毀之

曰。大神何為者。上古蒙昧之

世。仰以為。日神。可笑之甚

也。如。正哉吾勝勝速日天忍

穗耳尊。天饒石國饒石天津

彦火瓊瓊杵尊。彦火火出見

尊。彦波瀲武鸕鷀草葺不合

尊。是何等名義哉。是何等事跡

哉。要之。在書契以前。蓋蛇身

神代紀論の上

を生むといふことは、聖人道はざるなり。何ぞ。日本古傳の荒唐なるやと。天照大神といふ者あり、是を高天原の君主となすと。儒者聞いて之を毀りて曰く、大神とは何為者ぞ。上古蒙昧の世、仰いで以て日神と為しは笑ふべきの甚だしきなりと。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、天饒石國饒石天津彦火瓊瓊杵尊、彦火火出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の如き、是れ何等の名義ぞや、是れ何等の事迹ぞや。之を要するに、書契以前にあれば、蓋し蛇身牛首の類ならん耳。亦論辯を費すに足らざるなりといへり。

〔釋義〕 怪誕 奇怪荒謬なること、事實上あられぬとの意なり。○萬品の始祖、人類、河海・山川・草木・風雨・水火・金土等を産み給へる萬物の始祖神をいふ。○蒙昧、上古、未だ人智の開けぬ時をいふ。○蛇身牛首、支那の太古に、三皇の中なる伏羲

平首類耳。亦不足費論辯也。

於是乎。舉。大祖。則稱。神武。引。帝部。則呼。檀原。舉。世茫茫。措。神代乎。六合之外。其視。祖宗。胡越。不音。嗚呼。儒者。之不知。道。一至。於此。也。昔者。孔丘。序。書。斷。自。唐虞。而不。取。義農。其故何也。蓋。西土。之爲。國。自。古。到。于。今。其。易。姓。不。音。奕。棋。而。人。安。其。俗。虞。舜。之。民。不。記。唐。堯。之。恩。夏。禹。之。民。不。知。虞。舜。之。仁。是。以。史。氏。之。

氏は蛇身人首、又神農氏は人身牛首など、見えたるが、詢に信すべからざることなり。

是に於て乎、大祖を擧ぐれば、則ち神武と稱し、帝都を引けば、則ち檀原と呼びて、世を擧りて茫茫として、神代を六合の外に措けり。其の祖宗を視ること、胡越も雷ならざるなり。嗚呼儒者の道を知らざる、一に此に至れるや。昔者孔丘書を序で、唐虞より斷じて、義農を取らざりき。その故何ぞや。蓋し西土の國たる、古より今に到るまで、その姓を易へたること雷に奕棋のみならず、而して人その俗に安じ、虞舜の民は、唐堯の恩を記さず、夏禹の民は、虞舜の仁を知らず。是を以て史氏の權、取捨意に任せ、褒貶は筆に隨へり。異代の人なれば、何ぞ異代の帝王を有りとせんや。是れ孔丘が容易く唐虞より以下を斷じたる所以なり。

稱。取捨任意。貶隨筆。異代之人。何有。於異代之帝王。焉。是孔丘所以容易斷自唐虞以下也。

今也儒者。以。神代。爲。義農。乎。伊勢有。大神宮。歴朝祀之。未。可。以。義農。視之也。以。神武。爲。大祖。

〔釋義〕

胡越も雷ならず。胡は、支那の北方にあり、越は南方にありて相距ること甚だ遠く、風土人情全く異れり。因つて土地遠隔、更に親善の意なきことをいふ。今こゝの文意は、その無關係なることは雷に胡越位なるのみならず、猶更に疎々しとなり。○書を序いで云々。書は尙書即ち書經をいふ。孔子、書を删序するに唐堯虞舜より斷定して、それより以上、伏羲・神農の史實は一切取らざりしとなり。○雷に奕棋のみならず。奕棋は「ゴ」のこと。碁を打つにその都合によりて、自由に石を變更移動させる、それよりも甚だしとの意なり。以て國王廢立の極めて容易なるに喩ふ。

今や儒者、神代を以て義農と爲す乎。伊勢に大神宮あり、歴朝之を祀りたまふ、未だ義農を以て之を視るべからざるなり。神武を以て大祖と爲す乎。神武は業を檀原に創めた

乎。神武非創業於權原者。未可不以大祖遇之也。進退無所據。而欲與朝秦暮漢之國同視之。以制宗廟之典籍。無乃效孔丘之筆乎。蓋孔丘爲周人。其重文武周公者至矣。推是意。使下生我神國。則吾知其尊崇神典。其於墳典。而二典三謨。反東之乎高閣。而後止也。

まふ者に非ず、未だ太祖を以て之を遇すべからざるなり。進退據る所なくして、朝秦暮漢の國と之を同視して、以て宗廟の典籍を刪らんと欲するは、乃ち孔丘の轍に效ふこと無からん乎。蓋し孔丘は周人たり、その文武周公を重んずる者至れり矣。是の意を推すに、之をして我が神國に生れしめば、則ち吾その神典を尊崇すること墳典より甚だしからん。而して二典三謨は反りて之を高閣に束ねて而る後に止むといふことを知るなり。
〔釋義〕 義農 支那太古の帝王。太昊伏羲氏・炎帝神農氏をいふ。○朝秦暮漢。一日の内、朝は秦にして、暮には最早漢の世となるとの意にて、支那は古來革命頻々、王朝の興亡極めて迅速なるをいふ。○轍に效ふ。轍は面をシカムル貌、故事あれど長ければ略しつ。要するに唯無意味に他人の眞似をして、うれしがる意なり。○墳典。三墳五典の略。共に支那上古の書名。

予嘗謂。漢學之入神州也。二千有餘年於此矣。而盡人心。敗國俗。其弊有不可勝言者焉。然是非獨孔丘之罪也。亦學者之妄也已。夫孔丘以敬天爲道者也。則皇祖天神。不可不以不敬焉。孔丘以先王爲宗者也。則神皇之典。不可不以不修焉。孔丘信而好古者也。則上世之事。不可不以不講焉。孔丘明尊卑外之分者也。則華夷内外之別。不可不以不嚴焉。孔丘以尊君父立教者也。則忠君愛父之道。不可不以不究焉。道

予嘗て謂らく漢學の神州に入るや、此に二千有餘年なり矣。而して人心を盡し、國俗を敗れる、その弊勝て言ふべからざる者ありき。然れども是れ獨り孔丘の罪のみには非じ、亦學者の妄のみ。夫れ孔丘は天を敬ふを以て、道と爲し者なり。則ち皇祖天神は、以て敬はずんばあるべからず。孔丘は先王を以て宗と爲し者なり。則ち神皇の典は、以て修めずんばあるべからざるなり。孔丘は信じて古を好みし者なり。則ち上世の事は、以て講せずんばあるべからざるなり。孔丘は尊卑内外の分を明にせし者なり。則ち華夷内外の別は、以て嚴にせずんばあるべからざるなり。孔丘は君父を尊むを以て教を立てし者なり。則ち君に忠し父を愛するの道は、以て究めずんばあるべからざ

果如是。則斷斷乎知非孔子之
賈學者。而學者之賈孔子也。
嗚呼使天下人。不知神
州之所。以為神州者。抑誰
之罪也。吾讀日本紀。不得
不眷眷於神代。故表而出
之以告世之君子焉。世之君子
其亦勿為後之為孔子者
所笑也哉。

神代紀論中

世之讀神代紀者。多引
神聖之迹。以為仁義孝弟之
目。皆味乎道者之言耳。果以
神代為有道。則坦坦。葦原之

るなり。道果して是の如くならば、則ち斷々乎として孔子の學者
に負きしにあらすして、學者の孔子に負きたりしことを知るなり。
嗚呼天下の人をして、神州の神州爲る所以を知らざらし
めし者は、抑誰か罪ぞや。吾日本紀を讀んで、神代に眷眷
たらざることを得ず。故に表して之を出し、以て世の君子に告げ
んとす。世の君子、それ亦後の孔子爲らん者のために笑はるゝこ
と勿らんかな。

〔釋義〕 眷眷。後を顧るさま。戀しく慕しき意。

神代紀論の中

世の神代紀を讀む者、多くは神聖の迹を引いて、以て仁義
孝弟の目を爲くれる者あり、皆道に味き者の言のみ。果して
神代を以て道ありと爲ば、則ち坦坦たる葦原の國をば、視て荆

國。不得視為荆棘焉。敢問
何說也。曰。伊弉諾尊。伊

弉冉尊。俱爲夫婦。以生萬物。
說者乃曰。是二尊爲天下萬
姓。立夫婦之道。而普天率土。
不得不由之也。是信然。而學
者獨不見夫婦之時。亦由於
二尊乎。不道其敗。而道其
成。則誰信以爲然也。

棘と爲ざることを得ざるなり。敢て問ふ、何の說ぞや。曰く。

伊弉諾尊。伊弉冉尊。俱に夫婦と爲りて以て萬物を生みませり、
説く者乃ち曰く、是れ二尊、天下萬姓の爲めに、夫婦の道を
立てたまへり。而して普天率土、之に由らざることを得ずといへ
り。是れ信に然り。而れども學者獨り夫婦の敗れも、亦二尊
に由りしことを見ずや。その敗れを道はずして、その成れるのみ
を道は、則ち誰か信じて以て然りと爲んや。

〔釋義〕 荆棘。イバラと訓む。今この一段は、支那の道徳

的名目を取つて、一々細かに我が神代の事迹にあてはめんとす
れば、反て道なきことを證據立つるものにて、葦原中津國は宛
も荆棘のみ生ひ茂つて道路も何も無き荒野原と同然に視ざるを
得ず。但し天地の大道は、依然その裡にあり、人々自ら之を履
みて而して知らざるなりとの意なり。○二尊夫婦の敗云々。諸

天照大神。光華明彩。照徹六合。一
 說者乃曰。是無上至尊之神。而
 鍾_ニ 神聖之德於厥躬_一者也。
 是信然。而學者獨不見_テ安河原
 之爭。爲_ニ 素盞鳴尊_ニ所_レ勝乎。
 是 大神之德。未_レ爲_レ無_レ可_レ議
 焉。大國主神者。世所謂冥府之神
 也。說者乃曰。是立_ニ功於顯幽_一。天
 地剖判。未_レ有_ニ此神_一也。是信然。
 而學者獨不見_テ彼_ニ於八十神_一
 乎。是大神。亦未_レ爲_レ無_レ可_レ容

尊、冊尊を慕うて黄泉に到り、その隱密の居を覓ひ給ふ。時に
 冊尊辱ぢ且つ怒りまして、自ら軍兵を率ゐて之を追ふ。諸尊劍
 を後に振りつゝ逃げ出でまし、又桃子三つを取りて抛ち、漸く
 その厄を免れ給ひき。此の事、古事記書紀に委しく見ゆ。
 天照大神、光華明彩、六合に照徹したまふ。説く者乃ち曰く、是
 れ無上至尊の神にして、 神聖の德を厥の躬に鍾めし者なりと
 いへり。是れ信に然り。而れども學者獨り安河原の争_〇 素盞
 鳴尊のために勝れたまひしことを見ずや。是れ 大神の德も未
 だ議したてまつる可きことなしと爲ざるなり。大國主神は、世に
 謂はゆる冥府の神なり。説く者乃ち曰く、是れ功を顯幽に立てた
 まへり。天地剖判より、未だ此の神のごときは有らざるなりと。
 是れ信に然り。而れども學者獨り彼の八十神に窘しめられたまひ
 しを見ずや。是れ大神も、亦未だ喉を容れ奉つるべきこと無しと

味鋌高彦根神者。甲_ニ天若
 彦之喪_一者也。說者乃曰。朋友之
 義。不_レ當_ニ如_レ是耶。而學者獨不_レ
 見_テ其_ニ喪屋_一之暴舉乎。死者
 何罪也。是其_ニ友義_一。未_レ爲_レ至
 焉。凡_レ如_ニ此類_一者。指不_レ違_レ屈。
 則學者所_ニ指以爲_レ有_レ道者。適
 足_ニ以證_レ無_レ道耳。是說者所_レ困
 也。

爲ざるなり。味鋌高彦根神は、天若彦の喪を弔ひし者なり。説く
 者乃ち曰く、朋友の義、當に是の如くなるべきことならずやと。
 而れども學者獨り其の喪屋を厥たまひし暴舉を見ずや。死者には
 何の罪かある。是れその友義に於けるも、未だ至れりとは爲ざる
 なり。凡そ此の類の如き者は、指屈するに違あらずと爲すは、
 則ち學者の指して以て道ありと爲る所の者は、適く以て道なきを
 證するに足る耳。是れ説く者の困しむ所なり。
 (釋義) 安河原の争。素盞鳴尊、父母二神の命に従ひて、遠
 く根の國に適きまさんとするに當り暫く御姉天照大神に拜別せ
 んどて、高天原に參上ましけるが、大神固よりその暴惡を知し
 めして、是れ必ず國を奪はんとする志あるなるべしとて、盛に
 防備を嚴にし、且つ之を詰り問ひ給ふ。素尊頻りに辯疏せらる
 るも聽き給はず。是に於て共に安河原に誓約し給ふ。その結果

素尊、五男神を生み得まして、邪惡の心ましまさぬことを證明せられ、遂にその勝利に歸し給へり。以上古事記・書紀に委しく見ゆ。○八十神に宥められ云々。大國主神に異腹の兄弟八十神ませり。八十とは數多の稱なり。初め大國主神未だ時運に際會し給はざるや、此の神々に種々あらゆる憂目に逢ひ給へること、古事記に見ゆ。其のこと一々擧げ難し。○喪屋を厭るの暴舉云々。天若彦の死するや、その友味鉏高彦根神來りて喪を弔ふ。時に此の神の形貌、自ら天若彦と酷肖たりしかば、天若彦の妻子等誤つて死者の再來せる者となし、大に喜びてその衣帶を攀ちて放たず、高彦根神乃ち大に忿怒して曰く、如何ぞ吾を死人に擬すやとて、劍を抜いて喪屋を斫り倒し、足にて之を厭遣り、忿然として去りたまひき。喪屋は暫く遺骸を斂めおくために作れる小屋なり。以上古事記・書紀に委しく見ゆ。

吾意。古之立大事者。必有曠世之度。有曠世之度者。必不覺有瑕玼焉。是天地之常理。不唯人為然也。是故。日月不能無蝕。山岳不能無震。火以燒數萬之屋。水以溺數萬之人。風或拔木。雨或腐禾。是日月山岳水火風雨。豈爲無益於人哉。而其傷害人物如此。然人卒不以日月山岳水火風雨爲無用。其仰之不衰者。蓋知不以小廢大之理也。夫神聖之事。大之則鑄造天地。小之則經理人事。盛德大業。世無與比。造化之功。直可與

吾意ふに、古の大事を立つる者は、必ず曠世の度あり、曠世の度ある者は、必ず瑕玼あることを免れじ。是れ天地の常理にて、唯、人のみ然りと爲るにあらざるなり。是故に、日月も蝕なきこと能はず、山嶽も震なきこと能はず、火は以て數萬の屋を燒き、水は以て數萬の人を溺らし、風は或は木を抜き、雨は或は禾を腐しぬ。是れ日月・山嶽・水火・風雨は、豈に人に益なしと爲せんや。而れどもその人物を傷害すること此の如し。然るに人は卒に日月山嶽・水火風雨を以て無用と爲す。その之を仰ぎて衰へざる者は、蓋小を以て大を廢せざるの理を知ればなり。夫れ 神聖の事たる之を大にしては則ち天地を鑄造したまひ、之を小にしては則ち人事を經理したまひ、盛徳大業、世與に比することなく、造化の功、直ちに 天御中主神と踵を接ふべし。豈に區々たる小節を以て之を苛論す容んや。

天御中主神一接踵矣。豈容以區區小節一奇論之哉。

世儒之佞堯舜周孔者。以爲聖人毫無過失。於是乎飾辭粉言。揜其不善。以著其善。學者見其如此。心竊羨之。以爲吾神聖。亦復如是。不然。不足以敵聖人焉。乃臆言告於衆。曰。某神爲某某事。仁也。某神爲某行。義也。某神孝也。某神弟也。殊不知其所云。仁義孝弟者。未足以爲道。而其事之

出於意表者。決不可以仁義孝弟之目律之也。則豈非所謂欲蓋而名章者乎

嗚呼。世之君子。欲以無蝕二期日月。以無震二期山岳。以無燒二期火。以無溺二期水。其亦昧乎天地之理矣。是故。蝕者日月之理也。震者山岳之理也。燒者火之理也。溺者水之理也。由是言之。神聖亦豈有無過之理哉。但其行事。磊磊落落。不與尋常同科。其心胸。網羅宇宙。包括六合。以立其前者。是

〔釋義〕 曠世の度。世をひなしうする度量、即ち絶世の度量あるをいふ。○瑕疵。キズ、缺點をいふ。○蝕は日蝕・月蝕のこと。○震は地震のこと。○踵を接す。踵は足のカ、ト。直に相接する意。

世儒の堯舜周孔に倣する者、以爲らく、聖人は毫も過失なしといへり。是に於て乎、飾辭粉言、その不善を揜うて、以てその善を著はさんとせり。學者その此の如きを見て、心竊に之を羨みて、以爲らく、吾が神聖も、亦復た是の如し。然らずんば以て聖人に敵するに足らずと。乃ち臆言して衆に告げて曰く、某の神は某の事を爲す、仁なり、某の神は某の行を爲す、義なり、某の神は孝にませり、某の神は弟にませりと。殊に知らず、その仁義孝弟と云ふ所の者は、未だ以て道と爲るに足らずして、而してその行事の意表に出づる者は、決して仁義孝弟の目を以て之を律すべからざることを。則ち豈に謂はゆる蓋はんと欲して名章るといふ者に非ずや。

〔釋義〕 飾辭粉言。言辭を粉飾すといふに同じ。漫りに體裁よく、つくり飾りなすこと。○臆言。言を臆げて、人にいひふらす意。

嗚呼世の君子、無蝕を以て日月を期し、無震を以て山嶽を期し、無焼を以て火を期し、無溺を以て水を期せんと欲するは、其亦天地の理に昧し矣。是故に蝕は日月の理なり、震は山嶽の理なり、燒くは火の理なり、溺らすは水の理なり、是に由りて之を言へば神聖も亦豈に過なきの理あらんや。但その行事、磊磊落落として、尋常と科を同じくせず、その心胸宇宙を網羅し、六合を包括して、以てその大なる者を立てたまへり。是れその後王の模範と爲り、人事の儀則とも爲れる所以なり。

其所以為。後王之模範。而為人事之儀則也。

後之言道德者。欲丈丈而規。尺尺而度。寸寸而議。分分而論。遂使神無善神。人無善人。是先修其小者。而道之遠者。德之大者。道而無問焉故也。深山幽谷。必生巨材大木。其高千萬丈。上入雲霄。不知其極者。蓋有天然雨露以養之也。人見其材如此。以為古之所謂英鐘靈傑者。亦是巨材大木之屬耳。因欲執三綱領。八條目。以教育人材。吁。亦盡學南宋之覆

轍也。譬諸欲制圓丁。以養樹。弄之於掌大之匠。則可也。欲期以棟梁之材。則未也。

〔釋義〕 磊磊落落。英雄豪傑などの氣宇豁達にして、小事に拘泥せざるさまをいふ。○同科。等級を同くすとの義。

後の道德を言ふ者は、丈丈にして規し、尺尺にして度し、寸寸にして議し、分分にして論せんと欲せり。遂に神には善神なく、人には善人なからしめき。是れ先づその小なる者を修めて、而して道の遠き者、徳の大なる者をば、遺して問ふこと無きが故なり。深山幽谷には、必ず巨材大木を生じ、その高さ千萬丈、上は雲霄に入りて、その極を知らざる者は、蓋し天然の雨露ありて、以てこれを養へばなり。人その材の此の如きを見て、以為らく、古の所謂英雄豪傑といふ者も、亦是れ巨材大木の屬のみぞ。因つて三綱領、八條目を執りて、人材を教育せんと欲せり。吁、亦盡ぞ南宋の覆轍を鑿みざるや。諸を圓丁を欲うて以て樹苗を養はんと欲するに譬へんに、之を掌大の庭に弄ばんに、則ち可ならん、期す

るに棟梁の材を以てせんと欲せば、則ち未し。

〔釋義〕 三綱領・八條目。儒學にて四書の一なる大學に、明徳・新民・止於至善・之を三綱領とし、格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・治國・平天下。之を八條目とす、儒學の原理を説けるものにて、儒者は一に之を尊奉せり。○南宋の覆轍云々。宋は屢々金人の侵犯に遇ひ、高宗の時、遂に已むなくその首都汴京を去つて、南部の臨安に遷りぬ。此より以後、史上之を南宋といへり。支那は、宋代に及びて碩儒大家、前後輩出し、一に孔孟の學を奉じ、大學・中庸・論語・孟子等の訓詁註釋本も頗る多く、大に儒學のために盡したりしかど、性理學說の弊は、たゞ小理窟に固まれる道學者的偏狹なる學者のみ養成されて、國家の大計を忘却し、議論研究中に更に元の強敵は遠慮なく來寇し、崖山の戰に、陸秀夫等は帝を奉じて海上に逃れ、舟中にて尙大學

善考元龜天正之際。猛將勇士。出奇應變者。蓋講孫吳之人。而文祿慶長之際。忠臣烈士。殺身報主者。亦非讀論語之人。而鴻業偉跡。如彼者何也。無他。勇武足以幹事。廉恥足以死國。其受家庭之訓。各以墜家聲。辱祖先。爲戒。不可以弓箭易文墨。風俗與古。稍近故爾。嗚呼知此。則庶乎知神代之道矣。

を進講せしかども、遂に宗社滅亡の厄に逢ひぬ。嗚呼園藝的の小學問は遂に大人物を養成する方法にはあらざるなり。蓋し嘗て元龜・天正の際を考ふるに、猛將勇士、奇を出し變に應ずる者は、蓋孫吳を講ずるの人にあらず。而して文祿慶長の際、忠臣烈士、身を殺して主に報ゆる者も、亦論語を讀む人にはあらざるなり。而るに鴻業偉跡、彼が如き者は何ぞや。他なし、勇武以て事に幹るに足り、廉恥以て國に死するに足り、その家庭の訓を受けて、各々家聲を墜し、祖先を辱しむるを以て戒と爲し、弓箭を以て文墨に易へず、風俗稍古と近きが故のみ。嗚呼此を知らば、則ち神代の道を知るに庶からん矣。

〔釋義〕 孫吳 孫子・吳子。共に支那に於ける兵法の書。○家聲。家の聲名、即ち名聞の意。

神代紀論下

慶長四年。後陽成天皇。詔刊日本書記。少納言清原國賢。爲之跋曰。日本書紀。歷代之古史也。君臣莫不究此書。頃學儒佛者夥。而知神書者鮮矣。物有本末。事有終始。何棄本而取末焉。欽惟陛下寬惠睿智。惜其流布之不廣。始壽諸梓矣。用之國。而及之天下。則以成熙皞之治。保瑞穗之地。千五百秋將必有賴於斯焉。

神代紀論の下

慶長四年。後陽成天皇。詔して日本書紀を刊したまふ。少納言清原國賢、之が跋を爲りて曰く、日本書紀は、歷代之古史なり。君臣此の書を究めざるものなかりき。頃儒佛を學ぶ者夥しくして、而して神書を知る者鮮し矣。物には本末あり、事には終始あり。何ぞ本を棄て、而して末をのみ取らんや。欽みて惟るに陛下寬惠睿智にましく、その流布の廣からざるを惜しみたまひ、始めて諸を梓に壽したまへり矣。之を國に用ひて、而して之を天下に及ぼしたまは、則ち以て熙皞の治を成し、瑞穗の地を保ち、千五百秋、將に必ず斯に頼ることあらんとす。

〔釋義〕

清原國賢の跋文。日本書紀刊本の末尾に出づ、今本論は、右原文中よりその緊要の語のみを簡拔せり。○瑞穗の地

云々。古語に豊葦原の千秋の長五百秋の水穂の國とあり。瑞穗の國は、我が日本の古名。千秋の長五百秋とは國運の長久を祝ふ意にして、猶千秋萬歳など云ふがごとし。今こゝは此の古語を節略して用ひたるなり。○様に壽す。木板に刊して、永く世に傳ふる意。

重石丸曰。嗚呼。天之降災亂久矣。藤原氏之專。源平氏之橫。承久之亂。元弘之禍。北條氏之逆。足利氏之叛。實有不忍言者。是何因也。蓋上古之世。呼天子。以現御神。而天子之待民。以大御寶。其道之所以承於皇祖天神者。如是。是其所以上下蒙福也。

重石丸曰く、嗚呼、天の災亂を降せること久しかりき矣。藤原氏の專、源平氏の横、承久の亂、元弘の禍、北條氏の逆、足利氏の叛、實に言ふに忍びざる者あり。是れ何の因ぞや。蓋し上古の世天子を呼ぶに現御神を以てせり、而して天子の民を待つは、大御寶を以てしたまへり。その道の皇祖天神より承けたる所以の者は是の如し。是れその上下福を蒙りし所以なり。
〔釋義〕承久の亂。順德天皇の承久三年四月、後鳥羽上皇、北條義時を伐ち給ふ。官軍利あらず、義時遂に上皇を隱岐に、

西籍入貢。捨質趨文。其所爲。莫非模倣唐風者焉。彼經典。以下人臣放弑其君者。以爲曠世之偉舉者。謂之詩書。彼聖賢以禪王位於農夫。以爲絕代之美事者。謂之勳華。天子不以爲禁。人民不以爲諱。君臣相率。以拜於先聖先師之像。簠簋豆。陳列其

他の二上皇をも佐渡、土佐に遷し奉る。○元弘の禍。後醍醐天皇元弘元年、天皇關東征伐の謀洩る。北條高時、承久の例に倣ひ、帝を隱岐に遷し奉る。○現御神。天皇は現實に形體を具へ給ふ神にてませりとの意。○大御寶。人民は、國家の一切も大切なる寶物なりとの意。大も御も共に美稱なり。
西籍入貢せしより、質を捨て、文に趨き、その爲す所、唐風に倣するに非る者なかりき。彼の經典は、人臣の、その君を放弑する者を以て、以て曠世の偉舉と爲し者を、之を詩書と謂ひ、彼の聖賢は、王位を農夫に禪れるを以て、以て絶代の美事と爲す者を、之を勳華と謂へり。天子以て禁と爲したまはず、人民以て諱むこと、爲す。君臣相率ひて、以て先聖先師の像を拜し、簠簋籩豆、その前に陳列せしかば、恍然として心既に唐土の域に入りぬ矣。心既に彼に入りて、民俗も從つて變じたれば、堂堂た

前。恍然心既入。唐土之域。心既入。彼。民俗從變。堂堂。神州。非。復昔日。神州也。

神州は復た昔日の神州には非ざるなり。

於是乎。向之以。現御神。視天子者。其有不傾於已者。

〔釋義〕 放弑云々。殷の湯王、夏桀を南巢に放ち、周の武王、殷紂を牧野に伐ちて之を弑す、史上之を湯武の放伐といふ。詩經・書經には、湯武を稱賛せる事ども多く見え、後の儒者はかゝる悖逆の行爲を以て、正當の理の如くに認めて、敢て異議する者なかりき。○禪王位云々。堯はその子に位を傳へずして、之を歷山の一農夫たる舜に授けぬ、史に之を堯舜の禪讓といひて、尤も之を美事とせり。これ實に天倫を滅却し大義を廢絶するものならずや。○勳華。堯の名を放勳といひ、舜の名を重華といふ。○先聖先師。先聖は孔子を言ひ、先師は孔門の十哲を言ふ。○簠簋籩豆。いづれも支那の祭器の名。是に於て乎、向之に 現御神を以て 天子を視たてまつりし者も、その己に不便なる者あれば、心乃ち指して以て桀紂の君と爲し、而も 天子の臣民を視たまふも、復た大御寶の 祖訓を念ひたまはず。 君臣日に隔たり。 國俗日に漓くなりしかば、天下治亂の機は、既に此に決せり矣。豈に義時高資が輩。湯武の故例を引いて、以て 皇室を顛覆するの日を待たんや。 帝蓋し此に見たまふことありて、以爲く、 王權既覇府の爲に奪はれ、天下の心、唯、覇府のみ知りて。 皇室を知らずなりぬれば、頗る古道を講明して、以て 神尊の統を正しうするに非ずんば、以て倒瀾を挽回するに足らざるなりと。その心を設けたまふことは、蓋し亦北畠准后の 神皇正統記に於けるが如けん耳。

心乃指以爲桀紂之君。而 天子之視臣民者。不復念大御寶之 祖訓。 君臣日隔。 國俗日漓。 天下治亂之機。 既決于此矣。 豈待義時高資輩。 引湯武故例。 以顛覆 皇室之日哉。 帝蓋有見於此。 以爲 王權既爲覇府所奪。 天下之心。 唯知覇府。 不知 皇室。 頗非講明古道。 以正 神尊之統。 不足三以挽三倒瀾也。 其設心。 蓋亦如北畠准后之於 神皇正統記一耳。

〔釋義〕 義時・高資輩云々。 承久の亂に北條義時、後鳥羽上皇を隱岐に遷し奉れる、元弘の亂に北條高時の後醍醐天皇をも同じく遷し奉れる、一に湯武放伐の故事を引いて、之を實行せり。

高資は長崎圓喜の子、高時の臣にして、後醍醐天皇遷幸の事を
德憑せしものなり。○北畠准后。源親房卿をいふ。南朝の忠
臣にして、神皇正統記を著はし、正潤順逆の大義を天下に明
かにせり。

當是時。豐太閤既薨。秀賴猶幼。
德川家康有雄飛之色。天下成敗
未可レ知也。帝之區區於壽
粹者。豈果無深算一哉。不レ然。
當戰國爭衡之世。期以三傑。韓之
治。何其。帝之不レ知時也。在
昔。皇室之盛也。使博士等。
進講書記以爲恒例。而爲漢
籍所壓。所謂。君臣共究此
書者。遂屬畫餅。豈不レ惜乎。

是の時に當りて、豐太閤既に薨じて、秀賴猶幼なし。德川家康雄
飛の色ありて、天下の成敗未だ知るべからざるなり。帝の壽
粹に區々たる者、豈に果して深算無からんや。然らずんば、戰國
爭衡の世に當りて、期するに三傑の治を以てしたまふとは、何ぞ
それ。帝の時を知りたまはざるや。在昔。皇室の盛なるや、
博士等をして、書記を進講して以て恒例と爲さしめき。而るに漢
籍の爲に壓せられて、謂はゆる。君臣共に此の書を究めしもの
も、遂に畫餅に屬したりぬ。豈に惜しからずや。

〔釋義〕 戰國。戰國の羣雄が互に縱横攻略の計をめぐら

予嘗謂。國家自有。神聖之
制度。舍レ故喜。新。事無。小大。
取。法於外國。是顛覆之道也。德
川氏之爲。政於天下。不レ能。擴
充。帝意。以講。明古道。其極
也。學者欲。廢。帝室。者有
之。以。日本夷人。自居者有
之。以。泰伯子孫。皇統。
者有。之。而幕府措而不。問焉。豈
唯。體而不。問而已哉。其意乃謂。

すこと。○書紀を進講す云々。貞觀以後、書紀を進講せしこと
史上に多く見ゆ。日本紀竟宴とあるは進講果て、後に慰勞のた
めに賜はる宴の謂なり。○畫餅に屬す。畫きたる餅はいかに美
なりとも、味はふこと能はず、因つて空文實なきの義に喩ふ。
予嘗て謂らく、國家には自ら。神聖の制度あるに、故を捨て、
新らしきを喜び、事小大となく、法を外國に取るは、是れ顛覆の
道なりと。德川氏の政を天下に爲しとき、帝位を擴充して、
以て古道を講明すること能はず。その極や、學者。帝室を廢せ
んと欲する者之あり。日本。の夷人を以て自ら居る者も之あり。
泰伯の子孫を以て、皇統を議したてまつる者も之ありき。而
るに幕府措いて問はず。豈に唯に措いて問はざる而已ならんや。
その意に乃ち謂ふ、我が。邦の文字は、漢土より傳はりぬ。人智
も是に由りて開け、倫理も是に由りて明かに、工藝も是に由りて

我邦文字。傳自漢土。人智由是開。倫理由是明。工藝由是興。制度由是立。舉世滔滔。以爲文明之世。何其盛也。

興り、制度も是に由りて立ちたりと。舉世滔滔として、以て文明の世と爲せるは。何ぞそれに惑へるや。

〔釋義〕 帝室を廢しまつらんと欲する者云々。伊藤維楨幕府に上書して言ふ、徳川幕府は既に天下兵馬の政を握る、乃ち是れ天子の事を行ふ者なり。然らば今その名を正し、その實を收むるも亦何ぞ不可ならん。而し天子は宜しく封じて大和侯と爲し奉るべし云々といへり。右は其の文の大意なり。○日本の夷人を以て自ら居る者云々。荻生茂卿、孔子の畫像に題賛し、その末に、日本國の夷人物茂卿と自署せり。何ぞそれ卑屈の甚だしきや。○泰伯の子孫を以て皇統を議しまつる者。林信勝、本朝通鑑を選びて、書中に、日本の始祖は吳泰伯の胤なりと明記せり。徳川光圀之を見て、その不都合を詰り、幕府に改訂を促したりと云ふ。

且夫 朝有制度。曰律。曰令。曰格。曰式。而事多本於神典。不徵一神典。何以明之。鄙儒俗學。不諳一朝章。如所謂祈年。鎮華。神衣。大忌。三枝。風神。鎮火。道饗。大嘗。新嘗。鎮魂。大祓等大禮。蓋夢想所不及也。其在一家也。放言謾辭。自謂講中華聖賢之道者。不知身既犯大逆大不敬之律。以爲皇室之罪人。亦可憫也。雖然。國有罪人。政府之罪也。嗚呼。帝惜書記流布之。不慮者即欲使天下無罪人也。其爲仁可謂大矣。天下苟

且つそれ 朝に制度あり。曰く律、曰く令、曰く格、曰く式、而して事多く 神典に本づきたりき。神典に徵せざれば、何を以てか之を明さんや。鄙儒俗學、朝章を諳んせず。謂はゆる祈年・鎮華・神衣・大忌・三枝・風神・鎮火・道饗・大嘗・新嘗・鎮魂・大祓等の大禮の如きは、蓋し夢想だにも及ばざる所なり。その家に在るときは、放言謾辭、自ら中華聖賢の道を講ずと謂へる者も、身は既に大逆大不敬の律を犯して、以て皇室の罪人爲りしことを知らずとは、亦憫むべきなり。然りと雖も、國に罪人あるは政府の罪なり。嗚呼 帝は書記流布の廣からざるを惜しみたまへる者は、即ち天下に罪人無からしめんと欲してなり。その仁たること大なりと謂ひつべし矣。天下に苟も罪人無くんば、刑措いて用ひずと雖も可なり。則ち熙皞の治も、亦信に茲に在らざらめやは。

無罪人。雖刑措不用可也。則
然。雖之治亦豈信不在茲乎。

〔釋義〕 祈年・鎮華・風神・鎮火・道饗・大嘗・新嘗・鎮魂・大祓
以上の解、既に古語拾遺論上に出づ。○神衣。カムミゾと訓む。
伊勢大神宮の祭。和妙・荒妙の神衣を織りて奉る御祭事なり。毎
年四月、九月の十四日に之を行ふ。○大忌。オホイミと訓む。
大和國廣瀨郡河合村にある廣瀨神社にて、毎年春秋二季、風災
を鎮め、年穀を祈らなため、大忌神を祭るをいふ。○三枝。
サエグサと訓む。大和國添上郡率川阿波神社の孟夏の祭事、三
枝(山百合)の華を以て酒樽を飾りて祭るといふ。○律令。律は
罪人を所罰する法を規定せるもの、令は細大の制度を規定せる
ものをいふ。律令には、近江令・大寶令・養老令・養老律等あり、
各時代に於て必要上制せられたるものなれば、その内容固よ
り同一ならず。○格式。格は、制度法律に關する臨時の勅令及
び官符をいひ、式は朝廷年中の儀式、百官臨時の作法及び事務

等を詳記せるものをいふ。格には、弘仁、貞觀、延喜三代のも
のを集録せる類聚三代格あり、令には、弘仁、貞觀の二式あれ
ど、延喜式に至りて大成せり。

固本策卷之四

豊前 中津 渡邊重石丸著

原文對照
和譯註解
固本策 卷之四

豊前 中津 渡邊重石丸著

常陸 鹿島 峯間鹿水譯註

祝詞式論の上

祝詞式論の上

〔大意〕 祝詞は、ハ、ハ、トと訓む。宣説言ノリトキコトの略。神に告げ申す詞をいふ。延喜式に收載せられたるものこれなり。凡そ我が國家の大禮は祭事にあり。而して古來朝廷が神に對して如何に豊腆の盛を極め、敬虔の意を致し給ひしかは祝詞の遺文に徴して、その一斑を窺ひ奉るを得べし。且つその文辭古雅典麗にして、毫も支那的臭味を帯びず、實に神代以來の口氣をそのままに後世

に傳へたるもの詢に珍重すべきなり。尤も祝詞作成の年代等に就いては、古來學說種々あれど、縱令奈良朝時代前後に於て、その御代御代に改作又は新作せられたるにもせよ、その神祭の事實たる、すべて神代以來の故例舊慣を繼承し、且つこれに用ふる特殊の文辭も、大抵は古風に則りしものならん。叨に舊慣を改め、徒に新意を出すことは、當時に於ては尙未だ之を敢てせざりしなり。中古以來儒佛に心酔して、粉飾をこれ事とせしにも拘らず、獨り純日本式の祝詞・祭文・宣命等は未だ嘗て漢文を以て之を行はず、出來得る限り、古雅なる國語を以て文辭を綴り、以て神聖を保たしめたるは、蓋し是の故なり。此の舊慣は今も祝詞文に於て見るを得べし。而して就中、古の祝詞中、出雲國いづものくに造神壽詞のみやつのかみよきこと、大祓の詞おほはらひことば、祈年祭の詞としせきのまつりことばなどは、殊に雄々しく神々しくうるはしきものなり。之を要するに、祝詞は文辭を弄ぶべき

祝詞式者。政事之書也。邪。巫祝之書也。邪。政事之書。則如巫祝。不講可也。巫祝之書。則何爲列之於延喜之式也。二者不判。則天下之學者。泛泛然。如彼舟流。不知所屆也。予觀予世之講祝詞者。多爲巫祝之流。是豈知祝

ものにあらず、即ち皇祖皇宗に對し奉る追孝の誠、國家有徳の神に對する報本反始の意を致せるものなれば、深く思うて審かに察し、以て朝廷の大禮、國家の大興たるの實を天下萬民に知らしむべきこと尤も緊要なりとす。著者此に見る所あり、直ちに以て政事の書と爲す、眞に千古の鐵案といふべし。世の祝詞を以て國學者、神官、巫祝者流の玩弄物と思惟せる者、今此の論を讀むに及んで眼底の雲霧倏ち一拂するの思あらん。

祝詞式は政事の書か、巫祝の書か。政事の書なれば、則ち巫祝の如きは、講せずとも可ならん。巫祝の書ならんには、則ち何爲ぞ之を延喜の式に列ねたるや。二者判せざれば、則ち天下の學者、泛々然として、彼の舟流の屆る所を知らざるが如し。予世の祝詞を講する者を觀るに、多くは巫祝の流となれり。是れ豈に祝詞を知る者ならんや。問ふ者曰く、巫祝の祝詞を誦するは、是れその

謂者乎哉。問者曰。巫祝之誦祝詞。是其職也。異哉。子之發論也。抑于別有所見耶。曰。噫。世衰道微。而巫祝之學興焉。世見巫祝之徒。章句之摘。器物之考。喋喋講祝詞者。以為神道。神道由是見鄙。甚哉紫之奪朱也。

蓋人道莫大於祭祀焉。祭祀者王道也。決非巫祝之可私也。何哉。曰。天子主祭。巫祝者特運豆有司耳。祭祀之不屬巫祝。見祝詞之文。可觀矣。夫政之爲言。祭事也。祭事之爲言。政也。

政也。祭者爲政教之根本。根本既立。則諸政舉矣。是故。我上古之世。以祭爲政。以政爲祭。祭以爲教。教以爲治。祭政一致。治教合一。無爲之化。不言之教。於是乎成矣。

天地之初判也。有神造之。人之始生也。亦有神以造之。天地本於神。人亦本於神。天子報本。人民效之。祭祀之道。固出乎不得已也。天子者爲天下父母。爲政

職なり。異いかな。子が論を發することや。抑々子は別に見る所ありや。曰く、噫。世衰へ道微にして、而も巫祝の學興れり。世には巫祝の徒の、章句をのみこれ摘み、器物をのみこれ考へ、喋々として祝詞を講ずる者を見て、以て神道と爲せり。神道は是に由りて、鄙められぬ。甚だしいかな、紫の朱を奪へること。

〔釋義〕

泛々然。浮き漂ふ貌。○紫の朱を奪ふ。朱は正色、紫は間色にして、色相似たり。而して人或は濃き紫色に目移りして、朱を賤しむ。因つて事の似て非なるをいふ。

蓋し人道は、祭祀より大なるは莫し。祭祀は王道なり、決して巫祝の私すべきに非るなり。何ぞや。曰く、天子は祭を主りたまへり。巫祝は特に籩笠の有司耳。祭祀の巫祝に屬せざることば、祝詞の文を見ても觀つべし矣。夫れ政の言たる、祭事なり。祭事の義たる、政なり。祭は政教の根本たり。根本既に立つ

ときは、則ち諸政舉らむ矣。是の故に、我が上古の世、祭を以て政を爲し、政を以て祭を爲し、祭は以て教と爲し、教は以て治と爲せり。祭政一致、治教合一にして、無爲の化、不言の教、是に於てか成りぬ矣。

〔釋義〕

籩笠の有司。祭器具陳等のことを掌る役人、謂はゆる神官神職の謂なり。○無爲の化。不言の教。別に煩雜なる政令を施さずして徳化行はれ、多辯を要せずして教訓行はるゝをいふ。

天地の初めて判るゝとき、神ありて之を造りたまへり。人の始めて生るゝときも、亦神ありて之を造りたまへり。天地は神に本づき、人も亦神に本づけり、天子は本に報いたまひ、人民も之に倣ひまつれば、祭祀は固より已むことを得ざるに出でたるなり。天子は天下の父母と爲りて、政を天下に爲

天下。而使天下子弟。各祭其本矣。人各祭其本。而國無不忠之臣。家無不孝之子。風俗之美。不亦宜乎。祭與政。固不同科。而治與教。亦勢不得不同。人或以此駭之者。曰。是引西洋異域之例。以疑我上古之制者耳。飯匙之矩。亦何足論也。

祭祀之義。事固多端。請就其大者論之。天下之生久矣。而人無不本於祖。則祖先之業。非予其誰繼之。人道之不孝。莫大於無後焉。無後爲不祀。苟知不祀之爲不孝。則祀之爲

人道第一。毫不容疑者也。

天下有君臣者。君出令。而臣行之。執刑賞予奪之權。以臨於我。以安吾公衆。其歸不遇。欲將以使我吾公衆奉先祀也。天下有父子者。父慈子孝。一家和樂。其歸不遇。欲將以保護先祀也。天下有兄弟者。雖有內有問牆之言。外禦其侮者。其歸不遇。欲將以如手如足。不墜先祀也。天下有夫婦者。生子長孫。其歸不

したまひて、天下の子弟をして、各その本を祭らしめたまへり。人各その本を祭ららんに、國に不忠の臣もなく、家に不孝の子もなからん。風俗の美なりしも、亦宜ならずや。祭と政とは、固より科を同じくせず。而して治と教とも、亦勢岐れざるを得ずとて、人或は此を以て之を駭する者あり。曰く、是は西洋異域の例を引いて、以て我が上古の制を疑ふ者のみ。飯匙の矩、亦何ぞ論するに足らんや。

〔釋義〕 飯匙の矩。諺に謂はゆる杓子定規の意。祭祀の義は固より多端なれども、請ふその大なる者に就いて之を論せん。天下の生久しいかな。而れども人祖に本かざる者無きときは、則ち祖先の業は、子に非ずんば、其れ誰か之を繼がんや。人道の不孝は、後無きより大なるは莫けん。後なきを不祀と爲せり。苟も不祀の不孝たるを知らば、則ち祀の人道第一爲ること、

毫も疑を容れざるものなり。

〔釋義〕 不祀。子孫斷絶して、先祖を祀らざること、支那にては、尤も之を大不孝とせり。

天下に君臣といふ者あり。君は令を出して、臣は之を行ひ、刑賞予奪の權を執つて、以て我に臨み、以て吾が公衆を安じたまへるもの、その歸は將に以て吾が公衆をして先祀を奉せしめんとするを欲するに過ぎざるなり。天下に父子といふ者あり。父は慈に子は孝にして、一家和樂なるも、其の歸は將に以て先祀を保護せんとするを欲するに過ぎざるなり。天下に兄弟といふ者あり。内に問牆の言ありと雖も、外その侮を禦ぐ者は、その歸は將に以て手の如く足の如くして、先祀を墜さざらんとするを欲するに過ぎざるなり。天下に夫婦といふ者あり。子を生み孫を長ずるも、その歸は將に以て血胤連綿として先祀を奉せしめんとするを欲する

過欲將以使其血胤連綿。奉先祀也。天下有朋友者。責善求益。研究道德。其歸不遇。欲將以揚名與家。以繼先祀也。是故觀花賞月者。祭祀之餘澤也。招客宴賓者。亦祭祀之餘澤也。鑿井而飲。耕田而食。細大之事。無非爲祭祀者。亦無非祭祀之餘慶者矣。

世之君子。慮不深遠。以所謂君臣父子夫婦兄弟朋友者。爲當然之道。而不知其君臣父子夫婦兄弟朋友者。特爲所以爲

に過ぎざるなり。天下に朋友といふ者あり。善を責め益を求めて、道德を研究するも、その歸は將に以て名を揚げ家を興して、以て先祀を繼がんとするを欲するに過ぎざるなり。是の故に花を觀月を賞することは、祭祀の餘澤なり。客を招き賓を宴することも、亦祭祀の餘澤なり。井を鑿りて飲み、田を耕して食ふ。細大の事まで、祭祀の爲にするに非ざる者なく、亦祭祀の餘慶に非ざる者なきなり矣。

〔釋義〕

閱牆の言云々。内々で兄弟喧嘩はしても、他に對しては、その侮辱を禦いで、共同一致すとの意なり。閱牆の解既に出づ。

世の君子、慮深遠ならず、謂はゆる君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友といふ者を以て、當然の理となして、而もその君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友といふ者は、殊に天下公衆をして、各先祀を無窮

使天下公衆。各安先祀乎無窮。而設之之具也。古之人。有非飲食而致孝乎鬼神者。世以爲美談。而何其今人之薄也。今夫父歿。而子祭焉者。家道之常也。黍盛籩豆。酒饌幣帛。具以供指揮者。婢僕之事也。主人失道。婢僕代祭者。家政之衰也。豈不幾乎蔑祖先之祀乎。世之失禮於鬼神者。無貴賤一也。昔王道之盛也。天子親祭。不敢專委之於巫祝。巫祝之從事於籩豆者。亦不過欲達天子之盛意乎。神明而已矣。今之學者。不知此意。

に安んせしめんがために之を設けたる所以の具爲ることを知らざるなり。古の人に飲食を菲くして、孝を鬼神に致し、者あるを世には以て美談と爲るを、何ぞそれ今人の薄きや。今夫れ父歿して子祭るといふことは、家道の常なり。黍盛籩豆、酒饌幣帛、具へて以て指揮に供する者は、婢僕の事なり。主人道を失うて、婢僕代り祭るは、家政の衰へたるなり。豈に祖先の祀を蔑するに幾からずや。世の禮を鬼神に失へる者は、貴賤となく一なり。昔王道の盛なりしときは、天子親祭して、敢て専ら之を巫祝に委ねたまはず、巫祝の籩豆に従事する者も、亦天子の盛意を神明に達せんと欲するに過ぎざるのみ。今の學者は、此の意を知らずして、巫祝の籩豆に従事する者を視て、以て王政と相關せずと爲し、遂に官國幣社を以て、無用の長物と爲し、天下の大道、蕩然として地に墜ちたり。而も誰か復た祭政の岐るゝこと

視_レ風_レ祝_レ之_レ從_ニ事_ニ於_ニ蓬_豆者_一。以_レ爲_レ不_レ與_ニ。王_政相_關。遂_以官_國幣_社。爲_ニ無_レ用_レ長_レ物_一。天下_之大_道。蕩_然墜_レ地_一。而_誰復_知祭_政之_岐。實_爲天下_治亂_興亡_之大_機關_一哉。

嗚呼。學者所_レ見_レ如_レ彼。政_事家所_レ論_レ如_レ彼。天下_衆庶_所云_レ如_レ彼。於_レ是_乎。竺_之乞_子。洋_之磔_鬼。唯_意所_レ懲_レ。欲_ニ乘_レ以_レ營_ニ己_之私_一。人心_潰裂_レ。禍_殆不_レ可_レ測_焉。

憂_世之_士。或_云。世_勢至_レ此_不得_レ不_レ以_レ佛_爲國_教。或_云。以_レ耶_蘇爲_ニ國_教。則_ニ國_必鞏_固矣。或_云。合_ニ神_道各_派相_分者_一以_レ爲_ニ己_之地_一。皆_不知_レ本_者之_論耳。必_如俗_士所_レ言_一。則_ニ國_體果_何在_也。

予_物謂_レ。教_レ之_無他_術。亦_唯曰_レ治_レ本_而已_一。本_者何_也。曰_禮也_已。天_孫之_降臨_也。天_神授_レ以_ニ天_都詞_大詞_事。是_見以_ニ祭_政一_致之_大法_一。曰_授。天_孫也_一。其_爲禮_不亦_至大_乎。世_之講_祝者_一。爲_レ巫_爲祝_一。吾_何知_焉。

は、實_に天下_治亂_興亡_の大_機關_爲る_{こと}を_知らんや。

〔釋義〕 飲食_を菲_くして_孝を_鬼神_に致_す。孔子_、夏_禹の_德を_稱賛_せし_語、論_語に_見ゆ。○棄_盛。黍_稷を_棄とい_ひ、器_にある_を盛_{とい}ふ、(キ_ビノ_モリ_モノ)支_那にて、神_に薦_ひる_供物_{なり}。今_我が_國の_神饌_の意_に借_り用_ふ。○官_國幣_社。古_の規_定に_、神_祇官_の祭_に預_るもの_を官_幣社_{とい}ひ、その_國々_の國_司にて_祭る_{もの}を_國幣_社とい_ふ。現_今も_此の_名稱_{あり}て、大_抵古_制によ_られた_れど、その_内容_には_彼此_古今_の差_異あり。○無_用の_長物_一。役_に立_たぬ_邪魔_物を_いふ。

嗚呼。學者_の見_る所_も彼_が如_く、政_事家_の論_ずる_所も_彼が_如く、天下_衆庶_の云_ふ所_も彼_が如_くなり_き。是_に於_て乎_、竺_之乞_子、洋_之磔_鬼、唯_意の_懲ふ_所の_まに_、乘_じて_以て_己の_私を_營まん_と欲_せり。人_心潰_裂。禍_殆と_測る_べか_らざる_{なり}。憂_世の_士、或_は云_ふ、世_勢此_に至_{れば}、佛_を以_て國_教と_爲ざる_を得_ずと。或_は云_ふ、耶_蘇を_以て_國教_と爲_{ると}きは、則_ち國_必ず_鞏固_{なら}んと。或_は云_ふ、神_道各_派の_相分_れし_者を_合せて、以_て己_の地_と爲_んとも_いへり。皆_本を_知ら_{ざる}者_の論_耳。必_ず俗_士の_言ふ_所の_如く_{ならば}、則_ち國_體果_{して}何_に在_るや。

〔釋義〕 竺_之乞_子。天_竺の_乞巧_、即_ち釋_迦の_こと。洋_の磔_鬼。即_ち耶_蘇の_事。汎_く佛_教徒_・耶_蘇教_徒を_指した_る意_一。予_窃に_謂ふ_、之_を救_{はん}に_は、他_術な_し。亦_唯本_を治_むと_曰はん_{のみ}。本_{とは}何_ぞや。曰_く禮_{のみ}、天_孫の_降臨_{した}ま_ひし_{とき}、天_神授_{くる}に_天都_詞大_詞事_を以_てした_まへ_りき。是_れ見_に祭_政一_致の_大法_を以_て。天_孫に_口授_{した}ま_ひし_{なり}。その_禮たる_や、亦_至大_{ならず}や。世_の祝_詞を_講ず_る者_の、巫_爲り_祝爲_{らん}も、吾_何ぞ_知ら_む。明_々なる_神漏_義、神_漏美_命、下_に臨_{みて}

予_物謂_レ。救_レ之_無他_術。亦_唯曰_レ治_レ本_而已_一。本_者何_也。曰_禮也_已。天_孫之_降臨_也。天_神授_レ以_ニ天_都詞_大詞_事。是_見以_ニ祭_政一_致之_大法_一。曰_授。天_孫也_一。其_爲禮_不亦_至大_乎。世_之講_祝者_一。爲_レ巫_爲祝_一。吾_何知_焉。

明明、神漏義、神漏美命、臨下有赫、吾則斷然取天都詞大詞事、定以爲經國之大法。

赫たることなり。吾は則ち斷然天都詞大詞事を取りて、定めて以て經國の大法と爲んのみ。

〔釋義〕 天神云々。神漏義・神漏美命を申す。○天都詞大詞事。アマツノリトノ、フトノリトゴトと訓む。又略して單に天都詞とも云ふ。天神の口授に出でたれば、天都(都は之の義)といひ、大は特に尊みたる稱。此の語、祝詞式大祝の中にも見ゆ。これに就きて學者の諸説あれど、すべて省きつ。

祝詞式論中

高天原 神國之元氣也。神國之所以爲 神國者。以有 高天原一耳。苟無 高天原。則是無 神國也。夫高天原者。上帝之所居。而 神國之

祝詞式論の中

高天原は 神國の元氣なり。 神國の 神國爲る所以の者は 高天原あるを以てのみ。苟も高天原なしとせば、則ち是れ 神國も無きなり。夫れ高天原は、 上帝の居たまふ所にして、而して 神國の事、一切高天原に原づかずといふ者なきなり。是

事無一切不原于高天原者。是故國曰 神國。人曰 神裔。書曰 神典。天子即位之初政。告於 神。令於 民之。詔。亦必繫之於高天原。以明其起元。所以慎國體也。今夫匹夫匹婦之家。猶有系譜。自父祖。以上溯於高祖之事。子孫識之。隣里敬之。鄉黨重之。苟有言讎。家譜者。憐然而怒。以雪其冤。否則以爲失。孝於父祖。是人之至情也。故曰。高天原者。神國之元氣也。其關 國家盛衰之運。比之匹夫匹婦之家。爭榮辱於隣里鄉

の故に國を 神國と曰ひ、人を 神裔と曰ひ、書を 神典と曰へり。 天子即位の初政、 神に告げ、民に令するの詔も、亦必ず高天原に繋けて、以てその起元を明かにせり。 國體を慎む所以なり。今夫れ匹夫匹婦の家すら、猶系譜ありて、父祖より以上、高祖の事に溯り。子孫之を識し、隣里之を敬ひ、郷黨之を重んせり、苟も言、家譜を讎す者あれば、憐然として怒り、以てその冤を雪めん。否ざれば、則ち以爲く、孝を父祖に失ふ。是れ人の至情なり。故に曰く。高天原は、 神國の元氣なりと。その 國家盛衰の運に關する、之を匹夫匹婦の家の、榮辱を隣里郷黨に争ふ者に比せんに、固より日を同じくして語るべからざるなり。

〔釋義〕 上帝。天御中主神を申す。○匹夫匹婦。賤しき者の男女をいふ。○憐然。怒りて面色を變ずる貌。○雪冤。無實の

驚者。固不可同日而語也。蓋高天原尊。則神尊。神尊則帝室尊。帝室尊則神亦尊。神尊則高天原亦尊。帝室之與高天原。未不相須以爲輕重也。方今浮燥伶俐之士。離解自智。以其所見疑其所不見者。傲然以爲是古之寓言耳。空論浮辭。盡微之。洋說。遂至謂認人祖。爲沐猴所化。誣之種。亦何其頑也。兵法。忌下談敵之美者。恐其假兵氣也。齊藤實盛在軍。盛說敵兵之強。兵氣沮也。於是乎。有富士

罪をすゝぎ淨むること。○榮辱。榮譽と恥辱となり。蓋し、高天原尊きときは、則ち神尊し。神尊きときは、則ち帝室尊し。帝室尊きときは、則ち神も亦尊し。神尊きときは、則ち高天原も亦尊し。帝室と高天原と、未だ相須つて以て輕重を爲さずんばあらざるなり。方今浮燥伶俐の士、離解自智なりとし、その見る所を以て、その見ざる所の者を疑ひて、傲然として以爲く、是れ古の寓言のみといへり。空論浮辭、盡く之を洋說に徴し、遂に人祖を認めて、沐猴の化する所と爲し、帝譜を誣ひて、殊方異域の種より出づと爲すに至れり。亦何ぞ其れ頑なるや。兵法に、敵の美を談する者を忌むは、その兵氣を假さんことを恐るればなり。齊藤實盛軍に在りて、盛に敵兵の強を説きたりしに、兵氣沮喪せり。是に於て乎、富士川潰走の事ありき。今や國家の赤子、自ら高天原の盛事を毀ちて、以て洋種の美

川潰走之事。今也國家赤子、自毀高天原之盛事。以誇稱洋種之。其損元氣。不啻實盛談敵兵之盛焉。則堂堂神國。安保他日無土崩瓦解不可言之變一哉。

を誇稱せり。その元氣を損すること。晉に實盛が敵兵の盛を談するが如きのみならざるときは、則ち堂々たる神國も、安ぞ他日土崩瓦解言ふべからざるの變無しといふことを保たんや。

〔釋義〕 浮燥伶俐。浮薄輕躁にして小利巧ぶる者。○齷齪。器量淺小にしてコセツク貌。○寓言。一種假設の言、つくりごと。○人祖沐猴云々。謂はゆる人類の祖先は、猿の進化せしものなりといふ説。○富士川潰走の事云々。平氏、源頼朝の兵を起すと聞き、維盛を以て將と爲し、齷齪實盛を以て郷導とす。實盛盛に東兵の強壯なるを説き、辭し去る。一軍恐怖す。一夜鵝鴨の驚起するを聞き、大に駭いて潰走せり。○土崩瓦解。土の如く崩れ、瓦の如く解くとい意にて、人心の一時に解體になるさまなり。

人心之不齊。風俗之不齊者。

人心の一ならざると、風俗の齊しからざるとは、國の大害なり。

國之大害也。今夫欲一人心一齊風俗。則無如用古典。以明古道。古道明。則人無邪路之迷。古典行。則國無橫議之士。爲人上者。不可不以不知所。向也。霸政之世。學流萬派。人異論。國國別制。談禪讓之美者有之。稱放伐之義者有之。未嘗知忌諱。以爲聖人之道。波及乎我矣。殊不知。是養背叛之心於未萌。以樹兵耳。卒之使政教相岐。上下相猜。動引湯武之跡。以誦天子。其弊猶洋學共和自由說之於今日。我上古 神聖之建國設

今夫人心を一にし、風俗を齊しくせんと欲せば、則ち古典を用ひて、以て古道を明かにするに如くは無けん。古道明かなるときは、則ち人々邪路の迷なく。古典行はるるときは、則ち國に横議の士なからむ。人の上爲る者は、以て向ふ所を知らざるべからず。霸政の世には、學者萬派、人人論を異にし、國國制を別にしたりき。禪讓の美を談ずる者も之あり、放伐の義を稱する者も之ありて、未だ嘗て忌諱を知らず、以て聖人の道、我に波及せりと爲せり。殊に知らず、是は、背叛の心を未だ萌さざるに養うて、以て兵を樹うるのみなることを。卒之に政教相岐れ。上下相猜ひて、動もすれば湯武の跡を引いて、以て天子を議しまつらしめき。その弊、猶洋學共和自由說の今日に於けるがごとし。我が上古 神聖の國を建て制を設けたまへることは、是の如く迂ならざりき。

〔釋義〕

霸政の世。徳川幕府の時を云ふ。○禪讓放伐。解既

制不若是之迂也

夫天神之造天地。當時之事。皆其所親觀目擊。以此授皇孫。即所謂天都祝詞也。皇孫受之。紹述不懈。貴準三器焉。蓋記紀猶題。祝詞猶歌。歌之與題。未嘗相矛盾。祝歌知題。讀題解歌。稽古之道。爲然焉。而祝詞之辭。言言無僞。句句陳誠。可泣鬼神。可感民人。猶上古之歌。吐情言實。惻惻動人。不與後世之歌同科。而天子所以報神之義盡矣。

に神代紀論の下に出づ。○波及。餘波の遠くまで及ぶこと。

夫れ 天神の天地を造りたまひしことは、當時の事、皆その親睹目撃する所なれば、此を以て 皇孫に授けたまへり。即ち謂はゆる天都祝詞なり。 皇孫之を受け、紹述懈らず、貴きこと三器に準へたまへりき。蓋し記紀は猶題のごとく、祝詞は猶歌のごとし。歌と題とは、未だ嘗て相矛盾せず。歌を視れば題を知らん。題を讀まば歌を解くべし。稽古の道を然りと爲す。而して祝詞の辭は、言言僞なく、句句誠を陳べたれば、以て鬼神をも泣かしむべく、以て民人をも感せしむべし。猶上古の歌の、情を吐き實を言ひて、惻々として人を動かして、後世の歌と科を同じくせざるがごとし。而して 天子 神に報いたまふ所以の義盡きぬ矣。

〔釋義〕

三器。則ち鏡・劍・玉の神寶を云ふ。○矛盾。事の前

後撞着するをいふ。古、矛と盾とを鬪ぐ者あり、自らその矛の利きことを説き、又盾の堅きことを説く。或人語りて曰く、子が矛を以て子が盾を陥れんには如何と。その人乃ち窮せり云々。韓非子に見ゆ。○稽古。古の事實を稽へ明らむること。

嗚呼儒教也。佛教也。耶蘇教也。皆人之所捏造。而至於我神典。以神祭神。以誠報誠。不復見斧鑿之痕也。有罪則被之。有穢則清之。有德則報之。有災則禱之。是皆當然之理。人事之常也。聖王遵之。明主行之。以治天下。其設。至於以八十綱引四溟萬國之語。以爲極度而止。

其爲規模。豈不大乎。朝廷既以之臨民。民之視。猶視。天神。是民之所下以信。高天原而不疑也。如聞昔者西土。有彈五絃之琴。詠南風之詩。而天下治者。今也平心和氣。稽古以誦祝詞。則覺祥風。瑞氣。靈氣。起乎几案之間。嗚呼。使三千八百萬人之心。爲一人之心。以從事於斯道。則五絃南風之歌。豈足言焉哉。五絃南風之化。豈足論焉哉。

嗚呼儒教なり、佛教なり、耶蘇教なり、皆人の捏造する所なり。而るに我が神典に至りては、神を以て神を祭り、誠を以て誠に報い、復た斧鑿の痕を見ず。罪あれば、則ち之を被ひ、穢あれば則ち之を清め、徳あれば則ち之に報い、災あれば則ち之を禱ふ。是れ皆當然の理にして、人事の常なり。聖王之に遵ひ、明主之を行ひ、以て天下を治めたまへり。その心を設くること、八十綱を以て四海萬國を引くの語に至つて、以て極度と爲して止みぬ。その規模たること、豈に大ならずや。朝廷既に之を以て民に臨みたまへば、民の朝廷を視ること、猶天

神を視るがごとくなりき。是れ民の高大原を信じて疑はざる所以なり。聞くが如くんば、昔者西土に五絃の琴を弾じ、南風の詩を詠じて、天下治まる者ありと。今や平心和氣に古を稽へて以て祝詞を誦するとき、則ち祥風瑞氣の鶴々として几案の間に起るを覺ゆるなり。嗚呼三千八百萬人の心を集めて、一人の心と爲して、以て斯道に従事せしめたらんには、則ち五絃南風の歌も、豈に言ふに足らんや。五絃南風の化も豈に論ずるに足らんや。

〔釋義〕 斧鑿の痕。斧や鑿にて削れる痕跡、乃ち故につくり設けたる痕のありくと残れるをいふ。○八十綱云々。祝詞式祈年祭の詞に「狭き國は廣く、峻しき國は平げく、遠き國は、八十綱打掛けて、引き寄する事の如く云々」と見ゆ。八十綱とは數多き綱手をいふ。即ち幾千萬條の綱をうちかけて物を引き寄するやうに、外國々までも我が邦に朝貢せしむべしとの意な

り。○五絃の琴。南風の詩、舜、天子と爲りて、よく賢才に任じたりければ、常に五絃の琴を弾じ、南風(歌の名)の歌を詠じ、無爲にして天下よく治まりぬといへり。

祝詞式論下

軍國之諸政。取法於神代。借威於神明者。天下長久之本也。曰。有徵乎。曰。有。天孫之降臨也。神漏義、神漏美命。授以天都詞大詞事。豈非人事之儀則乎。凡事不詳源頭。則不可以行遠。古如朝廷之禮。悉取法於天上之儀者。爲此故也。今欲興廢繼絕以振

祝詞式論の下

軍國の諸政、法を神代に取り、威を神明に借る者は、天下長久の本なり。曰く、徵ありや。曰く有り。天孫の降臨したまふとき、神漏義、神漏美命。授くるに天都詞の大詞事を以てしたまへりしは、豈に人事の儀則に非ずや。凡そ事は源頭を詳にせずんば、則ち以て遠きに行ふべからざるなり。古に朝廷の禮の如き、悉く法を天上の儀に取りたまへる者は、此が爲の故なり。今廢を興し絶を繼ぎて、以て國體を振起せんと欲せば、則ち宜しく法令を一新して、以て人民の耳目を警醒すべきなり。

起 國體。則宜一ニ新法令。以警醒人民耳目也。

何謂警醒人民耳目。曰。天皇親祭。皇祖天神於齋場。以申大孝。宜依神武天皇鳥見山之例也。夫天御中主神者。惟祖惟宗。其尊無二。以天照大神之尊。猶親爲新嘗以祭之。神武帝追念祖德。故報賽之。其不加之於天社國社之例。亦可以見其特禮。

祝詞式論の下

〔釋義〕 天上の儀。高天原にて行はれし、諸般の儀式をいふ。是れ皆後世朝廷の大禮、大典となれるものなり。○廢を興し絶を繼ぐ。廢れたる大典を復興し、絶えたる儀禮を繼紹する意。○警醒。耳を警め目を醒さしむる意、人民の惰心を打破して、元氣を復活するをいふ。何をか人民の耳目を警醒すとは謂ふぞ。曰く。天皇 皇祖 天神を齋場に親祭して、以て大孝を申べたまはんには、宜しく神武天皇鳥見山の例に依りたまふべきなり。夫れ 天御中主神は、惟れ祖惟れ宗、その尊きこと二なく、天照大神の尊きを以てすら、猶親ら新嘗を爲して以て之を祭りたまへり。神武帝、祖德を追念したまひて、故らに之に報賽し、その之を天社國社の例に加へたまはざりしも、亦以てその特禮なることを見つべし矣。蓋し 崇神帝の世に、天照大神を倭笠鏡邑

矣。蓋自 崇神帝世。遷 天照大神於倭笠縫邑。爾來。以 孝 崇 伊勢大神。爲 事。而鳥 見山之例。絕無聞矣。豈不 大闕 典乎。

に遷したまひしより、爾來 伊勢の大神を奉崇するを以て事と爲たまへり。而るに鳥見山の例は、絶えて聞ゆることなし矣。豈に大闕典ならずや。

〔釋義〕 齊場。祭場のこと。○鳥見山の例。書紀神武天皇四年の詔に今諸虜已に平ぎ、海内事なし、以て天神を郊祀りて大孝を申べたまふべきなりと、乃ち靈時を鳥見の山中に立て、用て皇祖天神を祭りたまふと見ゆ。○報養。無事成功の後、神恩に報謝すること。○天社(アマツヤシロ)。は天神を祀りし社をいひ、國社(クニツヤシロ)は地祇を祀りし社をいふ。神武皇戊午年九月長髓彥征伐の時、靈夢により天社國社を祀りたまふ。但し天社國社の別、明確に制定せられたるは崇神天皇の御代なり。○倭笠縫邑云々。崇神天皇六年、神威を畏みて、天照大神(即ち神鏡)を宮中より奉遷して倭笠縫の邑に

祀りたまへり。

今夫洋匪之奉 耶蘇。傲然臨 於 我。曰。彼 伊勢大神宮者。何物。太陽者。空中一大燈耳。我造化眞神。製以惠衆庶焉。何足以神之。聞者不察。眞以爲然。殊不知。我 天御中主神者。即是 造化主神。而我 天皇所奉以 君臨宇内也。今果明此大禮。則豈唯 大八洲之民。一洗耳目而已哉。五大洲之民。亦將拭目以仰我 日城之光也。曰。如是而已乎。曰否。軍中宜祀軍神焉。何謂軍神。曰

祀りたまへり。今夫れ洋匪の耶蘇を奉ずる、傲然として我に臨みて曰く、彼の伊勢大神宮といふ者は、何物ぞ。太陽は、空中の一大燈耳。我が造化の眞神、製りて以て衆庶を惠みたり。何ぞ以て之を神とするに足らんと。聞く者察せずして、眞に以て然りとせり。殊に知らず、我が 天御中主神は、即ち是れ 造化の主神にして、我が 天皇の奉じて以て宇内に 君臨したまふ所なるを。今果て此の大禮を明にしたまはし、則ち豈に唯に 大八洲の民、耳目を一洗するのみならんや。五大洲の民も、亦將に目を拭うて以て我が 日城の光を仰がんとするならん。曰く是の如きのみか。曰く否。軍中には宜しく軍神を祀るべし。何をか軍神と謂ふ。曰く、武甕槌神、經津主神是れなり。師出づるときは則ち祭り、凱還するときは則ち祭り、慶あるときは則ち告げて以て之を賞し、

武靈槌神。經津主神是也。師出則祭。凱還則祭。有慶則告以賞之。有罰則告以斬之。暇日則講三神之功德。以飽聞之。則百萬批蘇之士。將知死。王事之榮矣。

白。如是而已乎。曰否。宜明大祓之式。以制刑法焉。國家既有大祓。又何式之講也。曰。全未。全未也。夫祓者。將祓除其罪。以謝神明也。是故。刑死也。贖刑也。自首也。皆是祓已。大祓之與刑法。固不異其趣。則不可岐而別之者。理之當然

罰あるときは則ち告げて以て之を斬り、暇日には則ち二神の功德を講じて以て之に飽まで聞かさば、百萬批蘇の士、將に王事に死することの榮を知らんとす矣。

〔釋義〕 洋匪。西洋の徒輩をいふ。○凱還。凱旋に同じ、凱歌を奏して戦地より還ること。又、凱陣ともいふ。○百萬批蘇の士。解既に古語拾遺論の下に出づ。

曰く、是の如きのみか。曰く否。宜しく大祓の式を明かにして、以て刑法を制すべし。國家既に大祓といふことあり。又何の式を講ずといふぞ。曰く、全く未しきなり。全く未しきなり。夫れ祓は、將にその罪を祓除して、以て神明に謝せんとするものなり。是の故に刑死にまれ、贖刑にまれ、自首にまれ、皆是れ祓のみ。大祓と刑法とは、固よりその趣を異にせざるときは、則ち岐して之を別つべからざる者は、理の當然なり、蓋し刑死は、死を以て

也。蓋刑死者。以死謝罪也。贖刑者。以財謝罪也。自首者。以自首謝罪也。既謝罪矣。而刑各有所當。於是乎。祓以清之。則死者其靈以安。生者其魂以濟。得以爲全人矣。是大祓之道也。不然。以所謂奸母奸子之罪。唱祝詞以祓之。徒法耳。太古雖朴。豈有是迂遠之事乎。如素盞鳴尊之剪髮拔爪。可以徵其非徒法矣。今果用此法。則天下億兆之民。將知天地神明之不可欺矣。

罪を謝するなり。贖刑は、財を以て罪を謝するなり。自首は、自首を以て罪を謝するなり。既に罪を謝して矣、而も刑各々當る所あり。是に於てか、祓以て之を清むるときは、則ち死者は、その靈以て安く、生者はその魂以て清まりて、以て全人たることを得。是れ大祓の道なり。然らずんば、謂はゆる母を奸し子を奸する罪を以て、祝詞を唱へて以て之を祓はんは、徒法ならんのみ。太古朴なりと雖も、豈に是の迂遠の事あらんやは。素盞鳴尊の髪を剪り爪を抜くが如きも、以てその徒法に非ざりしことを徵すべし矣。今果して此の法を用ひたまは、則ち天下億兆の民、將に天地神明の欺くべからざること知らんとす矣。

〔釋義〕 刑死。或人云ふ、「下の贖刑自首と相對する名詞なれば、刑死は宜しく死刑に作るべきこと字義に於て妥當とす」と、されど今叨りに改めず。○母を姦し子を姦す云々。大祓の祝詞

曰如是而已乎。曰未也。官民
 葬祭。宜一切依神代之式。以
 于祭父者。古今之通義也。而又
 何疑焉。朝廷既有定禮。嚴
 法律以臨之。違者有罰。公卿
 處流。士賜自盡。庶人當斬。亦
 一時之宜也。果如此。則天下
 無不孝之子矣。然則如是而

の文中に、「己母犯せる罪。己が子犯せる罪。母と子と犯せる罪。子と母と犯せる罪、云々。」と見ゆ。これ罪惡の尤も大なるもの。故に嚴に之を罰したるなり。○髪を剪り爪を抜く云々。素盞鳴尊高天原にて暴惡の擧あるや、諸神大に之を責めて、千座置戸の被具を科せ、又髪を剪り手足の爪を抜かしめて、放逐ひたること、記紀に見ゆ。是れ名は大被にして、實は體刑の始なり。曰く、是の如きのみか。曰く未しきなり。官民の葬祭は、宜しく一切神代の式に依らしむべし。子を以て父を祭る者は、古今の通義なり。而も又何ぞ疑はん。朝廷既に定禮あり。法律を嚴にして以て之に臨みたまひ、違ふ者は罪ありとし、公卿は流に處し、士は自盡を賜ひ、庶人は斬に當つるも、亦一時の宜しきなり。果して此の如くならんには、則ち天下不孝の子無らん矣。然らば則ち是の如きのみか。曰く、否否。猶言はずんばあるべからざる

已乎。曰否否。猶有不可不
 言者焉。宜特尊崇出雲大社。一
 切遵皇祖天神之詔也。
 宮殿未復古焉。人民未知信
 焉而生死之海。茫無畔涯。不
 得不仰朝廷出慈航以救之
 也。果如是則天下之民。庶幾
 不迷乎顯幽之二途矣。

者あり。宜しく特に出雲大社を尊崇して、一切皇祖天神の詔に遵ふべし。宮殿未だ古に復せず、人民未だ信ずることを知らず。而して生死の海、茫として畔涯なし。朝廷より慈航を出して以て之を救ふを仰がざることを得ざるなり。果して是の如くならんには、則ち天下の民、庶幾は、顯幽の二途に迷はざらん矣。

〔釋義〕 自盡。即ち切腹をいふ。○出雲大社。大國主神を祀る、今は官幣大社に列す。大國主神は神代に國土を天孫に獻じ給へる神にして、國土經營の功多く、忠誠の念深くまします。されば朝廷にても之を待つに殊禮を以てし給ひ、その宮殿の制の如き、一切皇居に準せり。宮殿の高さ、初めは三十二丈、後には十六丈となり、近古以來更に降りて八丈となりぬ、然れども他の神社に比するに猶宏壯なり。今本論に宮殿いまだ古に復

せずといへるは、之を慨嘆せるなり。又大國主神は、避國の時、今より以後、皇孫は顯事(現世の事)を治め給へ、吾は幽事(幽冥の事)を治めんと答へ申し、言によりて、永く幽冥界を掌りませることとなりたれば、古に我が國民は、人々死後の魂魄歸安する所は、出雲大社の幽府なりとの信念を有したりき。後佛敎徒の爲に葬祭の權を奪はれ、死後の安心をその手に委ねしより、此の義遂に闇昧となり了れり、今本論に人民いまだ信ずることを知らずといひ、又慈航云々といへるは即ち此の意なり。

○慈航。生死の海に溺れんとして苦しめる者どもを救はんがために慈悲の深き舟を出して之を救ふこと、佛經に弘誓の船といへるも同意なり。世の天命を知らずして、徒に煩悶懊惱する者を憫みて、之を正理に導くをいふ。

猶未是而已乎。曰猶未也、宜

然らば則ち是の知きのみか。曰く、猶未しきなり。宜しく閩卷の

令閩卷小民。納戸籍於產土神社。以統轄之也。子生則告。人死則告。旅行則祭。歸郷則祭。受神符於社。以爲護身之靈。書姓名鄉貫年齡於符。以爲信。失符者。宜急告之於官。以復之符。偽造神符者有罰。不肯帶符者處斬。果如是。則雖其轉死於溝壑者。可審其鄉貫姓名矣。況於亡命乎。

小民をして戸籍を産土神社に納めて、以て之を統轄せしむべし。子生まるゝときは則ち告げ。人死するときは則ち告げ、旅行するときに則ち祭り、郷に歸るときは則ち祭り、神符を社に受けて、以て護身の靈となさしめ、姓名・鄉貫・年齢を符に書して、以て信と爲し、符を失へる者は、宜しく急に之を官に告げて、以て更に符を乞ふべし。神符を偽造する者は罰あり。符を帶ぶること肯せざる者は斬に處せん。果して是の如くば、則ちその溝壑に轉死せし者と雖も、以てその鄉貫・姓名を審にすべし。況や亡命に於てをや、

〔釋義〕 産土神社。人民初生の地にある神社。子生まるゝや、先づ産土神に参りて、その前途を祝福すると、古今の習俗なり。

○鄉貫。原籍地の意味、○亡命。その鄉國を去つて逃亡せる者。大凡以上論する所、天下の諸政、之を祭祀に寓して、人民の耳目

大凡以上所論、天下諸政。寓之於祭祀。以警醒人民耳目者。大略如此。而事無不原於天都。詞大詞事者。焉。蓋上世簡易。故詞亦頗簡易。故今敷衍其意。引伸之。觸類而長之。以施之於軍國之用。亦所以祖述

神漏義神漏美命之神意也。如德拘泥古例。而必曰古無是事。則恐不免乎膠柱刻斲之腐態矣。其何以在祝詞式之爲經國之大法哉。

を警醒する者、大略此の如くにして、而も事、天都詞太詞事に原づかざる者無し。蓋し上世は簡易なり。故に祝詞も亦頗る簡易なりき。故に今その意を敷衍して、引いて之を伸べ、類に觸れて之を長くし、以て之を軍國の用に施さば、亦神漏義、神漏美命の神意を祖述する所以なり。如し徒に古例に拘泥して、必ず古に是の事なしと曰はい、則ち恐くは膠柱刻斲の腐態を免れざらん。それ何を以てか祝詞式の經國の大法爲るに在らんや。

〔釋義〕 膠柱刻斲の腐態。常則に拘泥して變通なき迂腐の態をいふ。琴柱は、調子を合はるために往來さするもの。若し膠もて固着すれば琴を鼓くこと能はず。又、舟より劍を墮したるに、縦令舷に刻をつけて、その處を記しおきたらんも、舟は既に移動して、何處までも故所に止まらざれば、劍は遂に獲ること能はず。世俗往々此等の事例に似たることあり。

固本策卷之五

豊前 中津 渡邊重石丸著

萬葉集論上

原文對照 固本策卷之五 和譯註解

豊前 中津 渡邊重石丸著
常陸 鹿島 峯間鹿水譯註

萬葉集論の上

〔大意〕 萬葉集二十卷、雄略天皇より淳仁天皇の御代に渉れる御製、並に諸家の吟詠を蒐録せるものにて、我が國の歌集中最も古し。此の撰者に就きては、古來諸説あれど、大伴家持が隨意蒐録せるものなりと説、或は然らんか。蓋し此の時、古を距ること猶未だ遠からず、その吟詠大率真情を吐露し、實事を揮灑せしものなれば、毫も後世の咏歌者流の如き虚構假設の弊ある

欲造大日本之人於大日本
 國者莫善於知大日本之言
 焉欲知大日本之言者莫
 便於誦萬葉集焉或問大日
 本既有其人矣何謂造人曰世

ことなく、一誦の際、風神面目、紙上に躍如し、これによりて
 當時の人情風習の一斑をも窺ふことを得べく、眞に歴史の好材
 料たり。且つ歌は國民の言語を以ていひ現せるもの、而して我
 が古道は言語の間に含蓄せられたること多ければ、歌を觀て國
 民の思想も解し得らるゝなり。更に文藝の上より之を觀るも、
 その着想の雄大なる、修辭の古雅なる、材料の富瞻なる、眞に
 天衣無縫の妙あり、固より後世の歌の比にあらざるなり。抑々
 歌は國民が咨嗟咏嘆の聲を發すべき必須の具のみ、豈に謂はゆ
 る好色家、乞食徒の專業ならんや。是れ本論の大意なり。
 大日本の人を 大日本國に造らんと欲する者ならば、大日本の言
 を知るより善きはなし。大日本の言を知らんと欲する者ならば、
 萬葉集を誦するより便なるはなきなり。或人問ふ、大日本には
 既に人あり矣。何をか人を造ると謂ふ。曰く、世に善く古事記を

有善讀古事記者乎。曰。未
 也。世有善讀神代記者乎。
 曰。未也。曰。記記者。大日本之
 古史也。記紀且不能讀焉。以
 誦其祖謂之。大日本之人可
 乎。今之讀書者。始於漢籍洋
 書。則其腸漢人耳。其心洋人耳。
 以漢洋之腸。讀記紀。文義晦
 澁。意味不曉。宛如墻面之人
 也。其哉。言語之急於國家
 也。夫漢籍者何。以漢文。記載
 虞夏商周之事者是也。洋書者
 何。以歐文。記載歐米各國之
 事者是也。而虞夏商周。歐米各
 國之人。皆各以自國之語。學自

讀む者ありや。曰く、未だしきなり。世に善く 神代紀を讀む者
 ありや。曰く、未だしきなり。曰く、記紀は 大日本の古史なり。
 記紀すら且つ讀むこと能はずして、以てその祖を誦ふるものあり。
 之を 大日本の人と謂ふて可ならんや。今の書を讀む者は、漢籍
 洋書より始むるときは、則ちその腸は漢人なるのみ、その心は洋
 人なるのみ。漢洋の腸を以て、記紀を讀むとも、文義晦澁、意味
 不曉、宛も墻面の人の如きなり。甚だしきかな。言語の 國家に
 急なることや。夫れ漢籍とは何ぞ。漢文を以て、虞夏商周の事を
 記載する者是なり。洋書とは何ぞ。歐文を以て、歐米各國の事を
 記載する者是なり。而るに虞夏商周、歐米各國の人は、皆各々自
 國の語を以て、自國の事を學ぶ。入り易く知り易く、悟り易く解
 き易し。故にその學士。徳を成し材を達して、卓然觀るべき者あり。
 且つ、支那に歐米各國の學無きに非ず、歐米各國も、支那の學無

國之事。易入。易知。易悟。易解。故其學士。成德達材。卓然有可觀者焉。且支那。非無歐米各國之學焉。歐米各國。非無支那之學焉。然未嘗聞有舍自國之學。而專力於外國之學者也。

獨我神州則異於是。其養士於學也。捨此從彼。而背國誣祖之人。盡出於庠序矣。吁。何其古今賢哲之士之味於謀國也。老狐之魅人。必先乘氣之虛。而憑之也。氣不虛。則老狐何爲焉。古人之醉漢學。今人之濶洋學。蓋因其忘自國之學

きには非ざるなり。然れども未だ嘗て自國の學を捨て、力を外國の學に専らにすることを聞かざるなり。

〔釋義〕 晦澁。文義が晦く澁りて、よく解し得ぬことなり。

○不豐。意味が豊びずして、流暢にすらくく讀み下し得ぬことなり。○牆面。土屏に面を向けて立つが如く、前方の見えぬことを云ふ。

獨り我が神州のみは、則ち是に異なり。その士を學に養ふに、此を捨て、彼に従ひて、而して國に背き祖を誣ふるの人は、盡く庠序より出づるなり。吁、何ぞそれ古今賢哲の士の國を謀るに味きぞ。老狐の人を魅かすは、必ず先づ氣の虛なるに乗じて之に憑るなり。氣虛ならざれば、則ち老狐何をか爲むや。古人の漢學に醉へるも、今人の洋學に濶るも、蓋しその自國の學を忘れたるに因れるなり。乃ち氣虛の老狐を招くと類を同じくすること

也。母乃與氣虛之招。老狐同類乎。予視漢洋學者所爲。則憚憚然。低首屈膝。以獻媚於外國之奴之爲。務非狐憑何乎。不然。何不翻然躍起。以思振國威之道也。世之憎洋學者。未能免漢辭。而談周孔者。甘爲周孔之奴隸。則要之。以五十步笑百步之人矣。則決不得謂之純然。大日本之人也。

なからんや。予漢洋學者の爲る所を視るに、則ち憚々然として、首を低れ膝を屈して、以て媚を外國の奴に獻するをのみ之務とせり。狐憑に非ずして何ぞや。然らずんば、何ぞ翻然躍起して、以て國威を振ふの道を思はざるぞ。世の洋學を憎む者も、未だ漢辭を免るゝこと能はずして、而して周孔を談する者は、甘んじて周孔の奴隸となるときは、則ち之を要するに、五十歩を以て百歩を笑ふ人なり。則ち決して之を純然たる大日本の人と謂ふことを得ざるなり。

〔釋義〕 庠序。學校のこと。○魅する。たぶらかす、即ちだますこと。○狐憑。俗に謂はゆる狐つきなり。○憚々然。ビクビクして、懼るゝ貌。○五十歩百歩。戰に臨みて五十歩逃れ走りし者が百歩退きし者を笑へども、その臆病なるに於ては殆ど同一なり。因つて事の大差なきをいふ。

吾意。言語之道。古人重之。古言不明。則古書不可講焉。是故。明言語之道。而後。神皇之典可詳矣。神皇之典可詳。而後所謂。大日本魂者立矣。嗚呼。大日本之國。無大日本魂之人久矣。故今欲新造大日本魂之人。則無他術。惟曰。從固有之賦性。以講言語之道而已矣。神州言語。存於古歌。而古言之叢。萬葉集爲之最。則初學之士。不可不以誦習也。誦習之久。日記月語。則習與性成。視古言。猶視俗言。學問之道。何假訓詁。豈不至

便乎。吾觀世之學漢字。習洋語者。信屈弊牙。侏儻鳩舌。尤不可不以不經過歲月也。苦心焦思。蓋亦勞矣。嗚。豈當苦心焦思而已哉。其傷心術於冥冥之中。蓋不爲諒矣。

如古事記 神代紀。則不然。其書。盡付假名於字傍。則書無險字。文無澁句。其辭入耳通心。蟹戶嵯丁。荷識四十七字。期月可通。天人之大道。況精神之士乎。則自今以往。朝野不復有變音漢語。以腐敗其腸之

吾意ふに、言語の道は、古人之を重んぜり。古言明かならざれば、則ち古書は以て講ずべからざるなり。是の故に、言語の道を明かにして、而る後に、神皇の典は詳にすべきものぞ矣。神皇の典詳にすべくして、而る後に謂はゆる。大日本魂といふものは立ちぬ矣。嗚呼。大日本の國には、大日本魂の人無きこと久しかりき矣。故に今新に。大日本魂の人を造らんと欲せば、則ち他の術なし。唯々固有の賦性に從ひて、以て言語の道を講せんと曰はんのみ。神州の言語は、古歌に存せり。而して古言の叢は、萬葉集を之が最と爲す。則ち初學の士は、以て誦習せざるべからざるなり。誦習の久しき、日に記し月に誦するときは、則習性と成りて、古言を視ること、猶俗言を視るがごとくならん。學問の道、何ぞ訓詁を假らん。豈に至便ならずや。吾世の漢字を學び、洋語を習ふ者を觀るに、信屈弊牙、侏儻鳩舌、尤も以て歲

月を経過せざるべからず。心を苦しめ思を焦して、蓋し亦勞しぬ矣。噫。豈に曾に心を苦しめ思を焦すのみならんや。その心術を冥々の中に傷つくること蓋しと爲ざるなり矣。

〔釋義〕 固有の賦性。人々が固より身に所有せる天賦の性をいふ。○信屈弊牙。文字艱澁にして解し難きをいふ。○侏儻。缺舌。蠻夷の語聲は、缺の轉るが如く分明ならぬをいふ。○心術。心の用ひかたをいふ。

古事記 神代紀の如きは。則ち然らず。その書には、盡く假名を字傍に付したれば、則ち書に險字なく、文に澁句なく、その辭耳に入りて心に通じぬ。蟹戶嵯丁すら、荷も四十七字を識れる者ならば、期月にして以て天人の大道に通すべし。況や精神の士をや。則ち今より以往、朝野には復た變音漢語、以てその腹を腐敗する人はあらし矣。且つ夫れ萬葉集の書たるや。字は漢なりと雖も、

人矣。且夫萬葉集之爲書也。字雖漢乎。辭即假名也。幼童稚女之從事於萬葉集。如誦所謂百人一首。則其爲學。莫易焉。事在易。而求諸難。學者之通病也。吾故曰。欲造大日本魂之人。則自言語始。欲知言語之遺者。自萬葉集始焉。雖終身吾觀世之治。萬葉集者。終身役役。拘泥語學。技止此耳。曾不知神典之爲何物也。其言猥瑣。其行鄙劣。源語以爲枕。花柳以爲伴。毫無益於天下國家。吾豈以此望於後學矣哉。果如此。則亦惡在其爲大日本

辭は則ち假名なり。幼童稚女の萬葉集に従事するに、謂はゆる百人一首を誦するが如くせば、則ちその學たる、これより易きはなし。事は易きに在りて諸を難きに求むるは、學者の通病なり。吾故に曰く、大日本魂の人を造らんと欲せば。則ち言語より始まる。言語の道を知らんと欲する者は、萬葉集より始まる。然りと雖も、吾世の萬葉集を治むる者を觀るに、終身役々、語學に拘泥し、技、此に止まるのみ。曾て神典の何物たることを知らざるなり。その言猥瑣、その行鄙劣、源語以て枕と爲し、花柳以て伴と爲して、毫も天下國家に益なきなり。吾豈に此を以て後學に望まんや。果して此の如くならば、則ち亦惡ぞその大日本の人たるに在らんや。

〔釋義〕 險字。けはしき字即ち讀み惡き文字をいふ。○濫句しよりたる句、即ち解し難き言句をいふ。○疊句。上は漁

本之人也。

萬葉集論中

或曰。萬葉集。爲古言之影。則吾既得聞命矣。敢問。集之益。止於此乎。吾應之曰。不然。讀萬葉集者。其益或多於歷史焉。曰。萬葉集者。零々碎碎。一時之矢口耳。而何謂其益多於歷史乎。曰。無聲而有形者畫也。

萬葉集論の中

萬葉集論の中

或人曰く、萬葉集は、古言の叢たることは、則ち吾既に命を聞くことを得たり矣。敢て問ふ、集の益は此に止るか。吾之に應へて曰く、然らず。萬葉集を讀む者は、その益或は歴史より多からん。曰く、萬葉集は、零々碎々、一時の矢口のみ。而るに何ぞその益歴史よりも多しと謂ふや。曰く、聲無くして形ある者は畫なり。形無くして聲ある者は歌なり。畫は無聲の形なり、歌は有聲の畫

無形而有聲者歌也。畫者無聲之形也。歌者有聲之畫也。無聲之形。謂之寫瘖。有聲之畫。謂之傳精神。古之詠歌者。其言出於自然。絕無假設之事。其平生欲言之言。臨時觸感。則永言而發之。其言有曲節。以悅人耳。故心之發於言者。莫真於歌焉。言之感於人者。亦莫善於歌焉。古人以是傳心。今人以是知古。非歷史何乎。且夫歷史。以他人之筆。述他人之跡者也。其事或出於想像。而其心或有未必然者焉。歌者以自己之口。吐自己之心情。者

なり。無聲の形は、之を瘖を寫すと謂ひ、有聲の畫は、之を精神を傳ふと謂ふ。古の歌を詠する者は、その言自然より出で、絶えて假設の事なかりき。その平生言はんと欲するの言、時に臨んで感に觸るれば、則ち永言して之を發しぬ。その言曲節ありて、以て人耳を悦ばしむ。故に心の言に發する者は、歌より真なるはなく、言の人を感ずる者も、亦歌より善はなし。古人は是を以て心を傳へ、今人は是を以て古を知りぬ。歴史に非ずして何ぞや。
〔釋義〕 零々碎々。些雜の意。○矢口。口頭に陳述すること、即興。口ずさみなどの意。○瘖。オシ。聲音の出ぬもの。○曲節。抑揚緩急高低などある面白き調子をいふ。且つ夫れ歴史は、他人の筆を以て、他人の跡を述べたる者なり。その事或は想像より出で、而してその心は或は未だ必ずしも然らざる者あらん。歌は自己の口を以て、自己の心情を吐きたる者

也。其爲真也。出於天。而不由人。作者雖死乎。心情不死。可傳萬世矣。豈非歷史之真者歟。而歌之所叙列。其倫則君臣。父子。夫婦。兄弟。朋友。賓主。男女。其事則歌舞。戰鬪。飲食。葬祭。羈旅。慶賀。哀傷。叙別。存問。饒別。祥瑞。上之則有天地。風雨。日月。星辰。寒暑。霧露。煙霞。霜雪。雷霆之變。中則有山川。湖海。道路。坂嶮。林野。郊坰。春花。秋葉之樂。下之則有三神社。佛寺。堂塔。伽藍。宮殿。樓閣。仙家。田舍。鳥吟。鹿鳴之事。而四時之觀。天地之美備矣。而謂之歷史之寫真者。其誰謂不然也。如夫忠孝之辭。淫奔之

なり。その真たるや、天に出で、而も人に由らず。作者は死したりと雖も、心情は死せず、以て萬世に傳ふべし矣。豈に歴史の真なる者に非ずや。而も歌の叙列する所。其倫は、則ち君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友・賓主・男女なり。其の事は則ち歌舞・戰鬪・飲食・葬祭・羈旅・慶賀・哀傷・叙別・存問・饒別・祥瑞なり。之を上にして、は、則ち天地・風雨・日月・星辰・寒暑・霧露・煙霞・霜雪・雷霆の變あり。之を中にしては、則ち山川・湖海・道路・坂嶮・林野・郊坰・春花・秋葉の樂しみあり。之を下にしては則ち神社・佛寺・堂塔・伽藍・宮殿・樓閣・仙家・田舍・鳥吟・鹿鳴の事ありて。而して四時の觀、天地の美備はりぬ矣。而して之を歴史の寫真ちふ者ぞと謂はんも、其れ誰か然らずと謂はん。如し夫れ忠孝の辭、淫奔の篇、漢土の故事、佛氏の舊套、並に採り互に録して、玉石混淆する者は、譬へば造化の萬物を遺さずして、以て人目を悦ばしむるが如し。その

篤。漢土之故事。佛氏之舊套。並探互錄。而玉石混淆者。譬如造化之不遺萬物。以悅人目。其間意智。不亦大乎。

然則集之益。止於此乎。曰。不然。古之人。善言語之道。故其辭雅訓。諷詠述志。所言合古。以養風俗於冥冥之中。如東歌。及常陸國防人歌。可以觀國之光矣。學者不可不知也。何謂東歌。曰。昔者。天祖之重民命也。願齋庭之穗於皇孫。以播之下土。而躬自爲新嘗。以報其本。是國名之所以爲瑞穗。而朝禮之所以有。

意智を開くも亦大ならずや。

〔釋義〕 舊套。故事といふに同じ。

然らば則ち集の益は、此に止まるか。曰く、然らず。古の人は言語の道を善くせり。故にその辭雅訓にして、諷詠志を述べぬ。言ふ所古に合うて、以て風俗を冥々の中に養へりき。東歌、及び常陸國防人の歌の如き、以て國の光を観るべし矣。學者知らずんばあるべからず。何をか東歌と謂ふ。曰く、昔者、天祖の民命を重んじたまふや、齋庭の穂を皇孫に頒ちて、以て之を下土に播したまひ、而も躬自ら新嘗を爲して、以てその本に報いたまふ。是れ國名の瑞穗爲る所以にして、而も朝禮の新嘗ある所以なり。而して匹夫匹婦の言を發するに、造次にも敢て戒懼恐懼の意を忘れざりしなり。何ぞそれ古俗の忠厚を存するや。

萬葉集。東歌に云ふ。誰ぞ此の、屋の戸おそぶる、新嘗に、吾

翁管一也。而匹夫匹婦之發言。造

次不致忘戒懼恐懼之意。何其古俗之存忠厚一也。

(萬葉集。東歌云。多禮曾許能。屋能戸於曾夫流。爾布奈未爾。和家世乎夜里氏。伊波布許能。戸乎。)

夫を遣りて。齋ふ此の戸を。

〔釋義〕 雅訓。典雅の訓をいふ。即ち品格正しき言詞づかひ

の意なり。○東歌。萬葉集の中に、東歌とて、東國の者の詠める歌を擧げたり。右に引けるは、その内の一なり。○民命。人民の生命をいふ。○齋庭の穂。齋庭は神祭の場所をいひ、穂とは稻穂をいふ。天祖天照大神が新嘗聞食して神に奉りし所の稻穂を、皇孫に授けて持ち降らせ給ひき。○東歌の大意。誰が来て此の吾が屋の戸を推して、(推すといふ詞を延ばして、おそぶるといへり。)入らんとはするぞ。吾夫の君を、新嘗する場所に遣はして、その留守中、妻たる吾も齋ひ慎める此の戸を、明に推すことごとて、他より入り來る者を咎めたる意なり。古は民間に於ても新嘗する時は、殊に齋ひ慎めるさま、此の一賤婦の歌に徴して、その一斑を窺ひ知るべし。

何謂防人歌。曰。昔者鴻荒之世。暴神邪鬼。充滿中國。以妨皇化。於是乎。降武甕槌神。以平定之。武甕槌神。留跡於鹿島。神威赫赫。千歲如在。故人民之從王師者。不敢忘擲屍山海之義。何其古俗之存。勇武也。

〔萬葉集。常陸國。防人歌云。阿良例布理。可志麻能可美乎。伊能利都都。須米良美久佐爾。和例波伎爾之乎。〕

何をか防人の歌と謂ふ。曰く、昔者、鴻荒の世、暴神邪鬼、中國に充滿して、以て皇化を妨げたりき。是に於て乎、武甕槌神を降して、以て之を平定せしめたまひき。武甕槌神、跡を鹿嶋に留めたまひ、神威赫々として、千歲在すが如くなりき。故に人民の王師に従へる者も、敢て屍を山海に擲つゝの義を忘れざりしなり。何ぞそれ古俗の勇武を存するや。

萬葉集。常陸國、防人の歌に云ふ、霰降、鹿嶋の神を、祈りつゝ、皇軍に、吾は來にしを。

〔釋義〕防人。王朝時代、西海邊要の地を守る兵士にして、諸國より徵集發遣せらるゝものなり。此處に常陸國防人とあるは、常陸より發遣せられたるものをいふ。○屍を山海に擲つゝの義云々。萬葉集、大伴家持の歌に「海往かば水漬く屍、山往かは草蒸す屍、大君の邊にこそ死なめ、長閑には死なじ云々」と

見ゆ。○防人の歌の大意。霰降(かしまの枕詞、霰ふれば喧囂しく音を立つる故に然いへるまでにて、別に深き意なし)鹿嶋の神即ち武甕槌神に詣りて、武運長久を祈りつゝ、皇御軍に吾は來たことよ、(下の乎は與と同意)。然らば吾々は神明の加護を蒙りて、勇み勵みつゝ、皇軍のために勇往邁進すべし、何の懼れ憚ることかあらんとの意なり。當時防人たる一兵士が、その門出に臨みて、神明を信じ、皇室を敬ひ奉れる忠勇義烈の精神は、此の歌に徴して、その一斑を窺ひ知るべし。

然らば則ち大道の古歌に存する、之を東歌に徴しても彼が如く、之を防人の歌に驗しても此の如し。決して忽諸にすべからざるなり。嗚呼、東歌をして之を天下に擴めしめば、則ち以て王者の民を今日に見るべし矣。防人の歌をして之を闔國に擴めしめば、則ち弘安の風濤も、豈に言ふに足らんや。歌の國家に裨

然則大道之存於古歌。徵之東歌。如レ彼。驗之防人歌。如レ此。決不可忽諸也。嗚呼。使東歌擴之天下。則可三以見。王者之民於今日矣。使防人歌擴之闔國。則弘安之風濤。豈足レ

言哉。歌之有裨益於國家也。如是。亦何憚而不弘乎。是故。半陳以歌。宴集以歌。君臣情。賢愚性見。古之道也。不然。以戎馬倥傯之際。神武帝。發歌於伊那佐之山。以震怒斬首之威。雄略帝。擲刀於三重。震之。豈果爲無謂哉。紀貫之曰。歌者動天地。感鬼神。噫。信矣。

益あるや、是の如くなれば、亦何を憚りて弘めざらんや。是の故に軍陣にも歌を以てし、宴集にも歌を以てして、君臣情通じ、賢愚性見えたり、古の道なり。然らずんば、戎馬倥傯の際を以て、神武帝は、歌を伊那佐の山に發したまひ、震怒斬首の威を以て、雄略帝は、刀を三重の歌に擲ちたまひき。豈に果して謂なしと爲んや。紀貫之曰く、歌は天地を動し、鬼神を感ぜしひと。噫信なり矣。

〔釋義〕 忽諸。輕忽にすること。○弘安の風濤。後宇多天皇弘安四年夏五月、元兵大舉入寇せり、之を弘安の役といふ。風濤とは四海騷擾せる謂なり。○神武帝歌を伊那佐の山に發したまひ云々。神武天皇戊午年十二月、兄磯城を征伐し給ふ時、伊那佐の山にて、一首の御歌を製して、之を諷謠し、以て將卒を慰撫激勵したまひしによりて、士氣大に振ひ、遂に賊を平ぐ

ることを得たりき。右古事記、書紀に見ゆ。○戎馬倥傯。軍國の事繁劇なるをいふ。○震怒斬首の威。大に怒りまして首を斬り棄てんと爲給ふほどの御威勢をいふ。○三重の歌云々。雄略天皇、大和國に幸まして長谷の百枝槻の下に宴し給ふ時、伊勢國の三重、大御蓋を獻じたるに、槻の葉墜ちて蓋の中に浮きてありければ、天皇大に怒りまして、刀を以て斬らんとし給ふ。是の時、第一の長歌を詠じて、天皇の御功德を稱賛し奉りければ、天皇もいたくその才に感で、覺えず刀を擲ちまして、その罪を救し給ひぬ。姦は後宮に侍する宮女にして天皇の飯饌を掌る者をいふ。三重の歌とは伊勢國より召し出されし姦なるべし。右、古事記に見ゆ。

萬葉集論下

吾讀萬葉集。然後知詩之可廢。然後知廢焉。知詩之可廢。然後知萬葉集之益尊也。儒者曰。詩者孔丘所重。故曰。小子何莫學夫詩。詩之果可廢。則何爲勸之。曰。是乃詩之所以可廢也。何哉。曰。神州自有神州之言語。漢土自有漢土之言語。永言而發之。有曲節。有音調。是即歌也。歌與言語。不可析而別焉。不可析而別焉。則詩者漢土之歌已。豈得不廢乎。譬諸春林之嘤嘤。秋山之呦呦。牛犢之牟牟。蛩蟲之唧唧。其音各有所當。以呼其友。有牝牡。有雌雄。感時而動情。歌之道也。雖然。嘤嘤非蛩蟲之伴也。呦呦非牛犢之侶也。使鳴鹿聞牟牟。亦猶使啼鶯聞唧唧。均之變耳。是其意非不哀。其情非不深。然物不同類。言語不通之使然也。由是言之。詩之不可用於神州之人。猶歌之不可用於漢土之人。假使其能通。僅僅乎百人中之一人耳。不得謂之無用也。

萬葉集論の下

吾萬葉集を讀みて、然る後に詩の以て廢すべきことを知れり。詩の以て廢すべきことを知りて、然る後に萬葉集の益尊きことを知れり。儒者曰く、詩は孔丘の重する所なり。故に曰く、小子何ぞ夫の詩を學ぶこと莫きといへり。詩の果して廢すべくんば、則ち何爲ぞ之を勸めたる。曰く、是れ乃ち詩の廢すべき所以なり。何ぞや。曰く、神州には自ら神州の言語あり、漢土には自ら漢土の言語あり、永言して之を發すれば、曲節あり。音調あり、是れ即ち歌なり。歌と言語とは析きて別つべからず。析きて別つべからざるときは、則ち詩は漢土の歌のみ。豈に廢せざることを得んや。諸を春林の嘤々、秋山の呦々、牛犢の牟々、蛩蟲の唧々たるに譬ふ。その音各々當る所ありて、以てその友を呼ぶ。牝牡あり、雌雄あり、時に感じて情を動すは、歌の道なり。然りと雖も、嘤々は蛩蟲の伴に非ず、呦々は牛犢の侶に非ず、鳴鹿をして牟々を聞かしむるは、亦猶啼鶯をして唧々を聞かしむるが如し。均しく變のみ。是れその意哀しからざるにあらず、その情深からざるにあらず、然れども物類を同じくせず。言語通せざるの然らしむるなり。是に由りて之を言へば、詩の神州の人に用ふべからざるは、猶歌の漢土の人に用ふべからざるがごとし。假ひそれをして能く通せしむとも、僅々乎として、百人中の一ならん耳。之を無用と謂はざることを得ず。

〔釋義〕 小子何莫學夫詩。孔子の語、論語に見ゆ。○嘤々。鶯の啼く聲。○呦々。鹿の鳴く聲。○牟々。牛の鳴く聲。○唧々。蟲の鳴く音。

吾世の詩を作る者を觀るに、平仄を之れ正し、韻字を之れ叶へしむ。勤めたりと謂ふべし矣。然れどもその言、徒に漢人に擬する

前。則與鳥言禽語。奚擇焉。吁亦盡下用。神州之語。以思代作。詩之法也。蓋詩之爲用也。要不過悅漢人之耳目。其無益於風教。固無論也已。嗚呼。豈曾無益而已哉。愚亦甚矣。何則日夜焦思。險韻奇句。以漢其腹也。問地名。則曰。楚水吳山。問人物。則曰。李白杜甫。而問芳野泊瀨。人丸赤人。則曰。吾不知也。且也使孔丘聞洋樂。何至三月忘肉味。而儒者不思此義。豈不迂遠之極乎。

のみの。試に之を小人女子の前に唱ふるときは、則ち鳥言禽語と奚ぞ擇ばんや。吁亦盡ぞ 神州の語を用ひて、以て詩を作るの法に代へんことを思はざる。蓋し詩の用たる、要は漢人の耳目を悦ばしむるには過ぎし。その風教に益無きことは。固より論無きのみ。嗚呼豈に管に益無きのみならんや。愚も亦甚だしきなり矣。何となれば、則ち日夜に思を焦がして、險韻奇句、以てその腹を漢にすればなり。地名を問へば則ち曰く、楚水・吳山と。人物を問へば則ち曰く、李白・杜甫と。而も芳野・泊瀨、人丸・赤人を問へば、則ち曰く、吾は知らずと。且や假に孔丘をして洋樂を聞かしむとも、何ぞ三月肉の味を忘るゝに至らんや。而るに儒者此の義を思はざるなり。豈迂遠の極ならずや。

〔釋義〕 平仄韻字。詩を作るに、每字平聲仄聲を錯綜して語調を諧へ、又毎句の最終字には必ず同聲の韻字を叶へて、聲調

を助け、以て一篇を成す、凡そ此等には種々嚴密繁雜なる法式ありて、寸言のよく悉す所にあらず、今は初學のために、唯々その大要を擧ぐるのみ。○險韻奇句。險艱にしてひつかしき韻字に頭を惱まし、奇妙なる句を獲んとして思を焦すをいふ。○楚水・吳山。楚吳共に支那の國名、其處にある山水の美に憧憬れて、詩人多く之を材料に取れり。○李白・杜甫。李白、字は太白青蓮と號す。杜甫、字は子美、少陵と號す、共に唐代の人、有名なる詩の大家なり。後世仰ぎて詩宗となす。○芳野・泊瀨(長谷、初瀨皆同じ)共に大和國の地名、古來春花・秋葉の美、及び山水の勝を以て世に知られ、歌人の吟咏頗る多し。○人丸・赤人。柿本人麻呂、持統文武の兩朝に仕へ、聖駕に陪從して到る處に咏吟を遣せり。山部赤人も亦人丸と大抵時を同じくす。神龜の朝、屢々聖駕に扈從せしことありて吟囊の富、人丸に下らず。後

蓋詩之盛。則漢學之盛也。漢學

之盛。則 皇道之衰也。當

天智帝時。大擬唐風。以此釐

革天下。而大津皇子之作詩賦

亦始於此時。一葉初下。天下知

秋。乃不得謂之 神州

之黍離也。儒者曰。如作詩。則

管公亦爲之。詩何害於 國

乎。曰。予不欲以名取人。也

且如管公之事。謂之漢才。則

可。謂之和魂。則未也。蓋公在

延喜 聖帝。制式作格之世。

世此の二人を稱して歌仙といふ。○肉の味を忘る。論語に「子在齊聞韶(樂の名)三月不知肉味。曰、不圖爲樂之至於斯也」

と見ゆ。

蓋し詩の盛なるは、則ち漢學の盛なるなり。漢學の盛なるは、則ち

皇道の衰へたるなり。 天智帝の時に當りて、大に唐風に擬

し、此を以て天下を釐革したまひき。而して大津皇子の詩賦を作

りたまひしも、亦此の時より始まりき。一葉初めて下りて、天下

秋を知りぬ。乃ち之を 神州の黍離と謂はざることを得ざるな

り。儒者曰く、詩を作るが如きは、則ち管公も亦之を爲せり。詩

何ぞ 國に害あらんやと。曰く、予は名を以て人を取ることを欲

せざるなり。且つ管公の事の如き、之を漢才と謂はば可ならん。

之を和魂と謂はば則ち未だしきなり。蓋し公は延喜の 聖帝、

式を制し格を作りたまへる世に在りて、大義を唱へて、以て異端

不能唱大義。以擯斥異端。舉世佞佛。則佞佛好儒。則好儒而使。聖帝百官相率以拜。趨漢聖佛之前。則馴致今日。神州陸沈之俗。所謂王夷甫諸人。不得不在其責也。公之巧於詩。其跡可レ知已。

を攘斥すること能はず、舉世、佛に佞すれば、則ち佛に佞したまひ、儒を好めば則ち儒を好みたまへり。而して 聖帝百官をし

て、相率ゐて以て漢聖蠻佛の前に拜趨せしめて、則ち今日 神

州陸沈の俗を馴致せしは、謂はゆる王夷甫の諸人、その責に任せざ

ることを得ざるなり。公の詩に巧なりしも、その跡知るべきのみ。

〔釋義〕 大津皇子作詩賦云々。皇子は、天武帝の長子なり、

博學文才あり、好みて詩賦を作りたまふ。後逆謀に與して誅せ

られぬ。その作は懷風藻に收載せり。古來之を我が朝作詩の始

とすといへり。されど國史略には大友皇子の作詩を以て初詩と

せり。如何、○一葉初めて下りて、天下秋を知る。前兆により

て豫め將來を卜知するをいふ。○黍離。殷の大夫、故殷の墟を

過ぎ、離々として禾黍の生するを見て、黍離の歌を作り、嘆き

悲しみきといふ、その詩は詩經に載せたり。今此の故事を引い

て我が神州も最早亡國同様なりとの意なり。○王夷甫云々。晋の王衍、字は夷甫、盛名あり。朝に立ちて天下の事を憂へず、遂に五胡十六國の大亂あり、萬民塗炭に苦しみ、晋室も亦傾覆するに至りぬ。桓温、洛陽に入り嘆じて曰く、神州をして陸沈(衰亡する意)せしめたる者は、王夷甫の諸人その責に任せざるを得ず云々。右通鑑晋紀に見ゆ。

曰。然則詩可盡廢乎。曰。以吾觀之。漢學猶可廢也。況詩乎。代詩以歌。即所以作詩也。子獨不見所謂小唄。淨琉璃。能狂言。芝居之類乎。皆歌也。非詩也。而其所三以鼓舞愚俗者。其功用如彼。非復說教演說之比也。今夫使天下之人。盡誦

曰く、然らば則ち詩は盡く廢すべき乎。曰く、吾を以て之を觀れば、漢學も猶廢すべきなり、況や詩をや。詩に代ふるに歌を以てするは、即ち詩を作る所以なり。子獨り謂はゆる小唄、淨琉璃、能、狂言、芝居の類を見ずや、皆歌なり、詩には非るなり。而るにその愚俗を鼓舞する所以の者、その功用は彼が如し。復た說教演說の比に非るなり。今夫れ天下の人に、盡く萬葉集を誦して、口を萬葉の口爲らしめ、耳を萬葉の耳爲らしめ、腹を萬葉の腹爲

萬葉集。口爲萬葉之口。耳爲萬葉之耳。腹爲萬葉之腹。俗爲萬葉之俗。人人誦詠。視古言猶俗言。則復古之政。可得而施也。於是乎。所謂小唄。淨琉璃。能。狂言。芝居之類。以漸革之。作樂章。以用之於廟堂。施之於軍國。則其所以陶冶天下。藁俞黎庶。以成神州金湯之固者。將實於是乎在也。

らしめ、俗を萬葉の俗爲らしめ、人人誦詠して、古言を視ること、猶俗言の如くならしめば、則ち復古の政、得て施すべし。是に於て乎、謂はゆる小唄、淨琉璃、能、狂言、芝居の類、漸を以て之を革め、樂章を作りて、以て之を廟堂に用ひ、之を軍國に施さば、則ちその天下を陶冶し、黎庶を藁俞して、以て神州金湯の固を成す所以の者も、將に實に是に於て在らんとす。

〔釋義〕藁俞。ファイゴ、冶工が金鐵を熔かすに風を送る具。天下の人民を悉く坩堝の中に投じて熔化する意なり。○黎庶。人民をいふ。○金湯の固。金城湯池の意、その國家を守る極めて堅固なるをいふ。

固本策卷之五大尾

固本策附録

豊前 中津 渡邊重石丸著

讀論語上

原文對照
和譯註解
固本策附録

豊前 中津 渡邊重石丸著

常陸 鹿島 峯間鹿水譯註

讀論語の上

〔大意〕 論語。二十篇、孔子の言行録にして、その門弟子等の筆録せるもの、謂はゆる四書の一に位し、和漢の儒者之を尊奉して措かず、我が國儒者某の如きは、論語を以て宇宙第一の書と爲すに至れり。抑々孔子は有徳の君子なり、而してその佳言善行は、詢に人道の標準となすに足る者あり。然に著者は論語を以て神州の毒物に比す。世人或はその言の過激にして不當な

讀論語の上

るに驚く者あらん。然れどもその言自ら道理あり。それ孔子が忠孝を説けるは、その君父に忠孝を爲よと勧めし者にて、自家の君父を棄て、他國の君父に事へよと云ひしにはあらず。是れ正當の教なり。然るに我が國儒者等、此の義を思はず、孔子を尊信するの餘、遂に我が祖宗の經典を無視し、我が國家に背き、我が君父を棄て、一に支那を宗とし、孔子を師とし、甚だしきは、日本國の夷人を以て自ら居るに至る。是れ固より孔子の罪にあらずと雖も、畢竟論語などいふ贅物が、我が國に渡來したるからに、國民がそれに心酔して、祖宗の大經大法をも忘却するに至りしなり。世人は論語によりて國民の道德思想が發達せる如く思ふめれど、實は、論語によりて神州の大道が墮滅せることを知らず。故に著者が毒物の嘆ある所以なり。然りと雖も著者は決して徒らに孔子の人格を無視して、自尊誇張する

者にあらず、我が祖宗の大經大法を執つて、天ドにその義を知らしめ、世の孔子に倣するは。反つて孔子のために叱斥せらるゝ所以の理を警告せんと欲してなり。讀者、言を以て意を害すること勿れ。

天下之事。有理有勢。理不可制。勢不可存。吾讀論語。然後有以知之矣。蓋見理推勢。見勢考理。則神州之毒物。未有不劇於論語者也。何謂理不可制勢。曰。彼立孝弟忠信之目。以教人。設禮樂刑政之法。以經世。甄君子小人之別。以定方。明事天奉之義。以修政。正華夷内外之

天下の事、理あり勢あり。理は勢を制すべからず、勢は理を存すべからず。吾論語を讀みて、然る後に以て之を知ることありき矣。蓋し理を見て勢を推し、勢を見て理を考ふるときは、則ち神州の毒物、未だ論語より劇しき者は非るなり。何をか理、勢を制すべからずとは謂ふぞ。曰く、彼れ孝弟忠信の目を立て、以て人に教へ、禮樂刑政の法を設けて以て世を経し、君子小人の別を甄かにして以て方を定め、天に事へ祖に奉ずるの義を明かにして以て政を修め、華夷内外の分を正して以て國を紀し、禮義廉耻の教を設けて以て俗を勵ましき。而るを誰か之を倫理に非すと謂は

分以紀國。設禮義廉恥之教。以勵俗。而誰謂之非倫理也。倫理既如此。則我利而用之。果無害於國乎。曰。不然。聖人之於。神州猶鴉片之於支那。病入骨髓。人人不自知其爲已累也。何也。

凡我臣民之學於彼者。仰所謂堯舜禹湯文武周公孔子者。以爲天人鬼神。皆曰。孝弟忠信。是吾聖人之教也。禮樂刑政。是吾聖人之制也。君子小人之別。是吾聖人所設也。事天奉祖之義。是吾

聖人所創也。華夷内外之分。吾聖人既定之。日本之爲東夷。誰敢議之。禮義廉恥。日本所無也。敬聖人。則吾其爲野蠻矣。大抵儒者所言。不期而同。

昔日川常行之理。而儒者所講。非虞夏商周。則唐宋元明。如神州。祖宗之典。措而弗問。焉學問徒爲海外之笑。豈非字內怪事。人間奇辱歟。而學世茫然。不知悔悟。是之謂不理不

ん。倫理既に此の如くなるときは、則ち我利して之を用ひんに、果して國に害なき乎。曰く、然らず。聖人の神州に於ける、猶鴉片の支那の於けるがごとし。病骨髓に入りて、人人自らその己が累と爲れることを知らざりしなり。何ぞや。

〔釋義〕 理は勢を制すべからず。縦令道理ありとも、天下の大勢を制止すること能はずとの意なり。○勢は理を存すべからず。滔々たる大勢は道理を存在せしむること能はずとの意なり。

凡そ我が臣民の彼に學ぶ者、謂はゆる堯舜・禹・湯・文・武・周公・孔子といふ者を仰ぎて、以て天人鬼神と爲せり。皆曰く、孝弟忠信は、是れ吾が聖人の教なり。禮樂刑政は、是れ吾が聖人の制なり。君子小人の別は、是れ吾が聖人の設けし所なり。天に事へ祖に奉ずるの義は、是れ吾が聖人の創めし所なり。華夷内外の分は、吾

が聖人既に之を定めたり。日本の東夷たること、誰か敢て之を議せんや。禮義廉恥は、日本の無き所なり。聖人微りせば、則ち吾それ野蠻たらんのみといへり矣。大抵、儒者の言ふ所は、期せずして同じかりき。

〔釋義〕 天人鬼神。敬すべく畏るべし者の謂なり。是に於て乎、天下民心の彼に向ふ者、譬へば水の下に就くが如く。大勢滔々として、復た回すべからざるなり。是れその書、日用常行の理を言はざるには非ず。而も儒者の講ずる所、虞・夏・商・周に非ざれば、則ち唐宋元明なり。神州。祖宗の典の如きは、措いて問はず。學問徒に海外の笑と爲れり。豈に字内の怪事、人間の奇辱といふ者に非ずや。而るに舉世茫然として、悔悟すること知らざりき。是を之れ理、勢を制すべからずとは謂ふなり。

〔釋義〕 字内の怪事。天地間に於ける奇怪千萬なる事。○人

可制勢也。
 何謂勢不可存理。曰。鳳凰鳴。對陽。冬嶺秀。孤松。聰明特達之士。何世無之。但世之昏迷。既已如此。則其人疾呼大聲。欲以警醒之。或筆之乎書。或發之乎言。以爲周公仲尼之教人。決不如是。引以春秋。微以論語。以喻我。神皇之道。而聞者不省。我如充耳。譬諸掬水。投之猛火。火勢焔焔。不音不可救。反或激動之。遂使忠君愛國之人。不容於世。至於目以爲異端邪說。豈非所謂魚目爲玉。

問の奇辱。世の中に於ける、奇妙な恥辱といふ事。
 何をか勢理を存すべからずと謂ふぞ。曰く、鳳凰朝陽に鳴き、冬嶺孤松秀づ。聰明特達の士も、何れの世にか之無らんや。但し世の昏迷せること、既に已に此の如くなれば、則ち其の人疾呼大聲して、以て之を警醒せんと欲す。或は之を書に筆し、或は之を言に發して、以爲く、周公仲尼の人を教へしことは、決して是の如くならずとて、引くに春秋を以てし、徴するに論語を以てして、以て我が神皇の道を喻せども、而も聞く者は省みず、裏として充耳の如くなりき。諸を水を掬して猛火に投ずるに譬へんに、火勢焔々として、雷に救ふべからざるのみならず、反つて或は之を激動せむ。遂に忠君愛國の人をして、世に容れられざらしめ、自して異端邪説とさへ爲すに至りぬ。豈に謂はゆる魚目を玉と爲し、正宗を鈍とする者にあらずや。是を之れ勢理を存すべからず

正宗爲鈍者歟。是之謂勢不可存理也。

とは謂ふなり。

隣家育父。其人甚聖。欣欣含笑。來入我室。教以孝弟之道。其子不察。以爲隣父賢於吾父。而親愛之。其子終爲不孝之子。是其隣父非不聖也。然來代我父。以奪教育之權。則其勢亦宜乎。彼孔丘尼父者。隣家之父也。一旦突然。入我

〔釋義〕 鳳凰朝陽に鳴く。極めて稀有の事をいひ、以て濁世の賢人に喩ふ。○冬嶺孤松秀づ。陶淵明の詩句。貞操勁節の士に喩ふ。○裏として充耳の如し。裏は多笑の貌。充耳は耳を塞ぐこと。宛も聾人が何も解らずに、ニヤ／＼と笑うてゐるやうな有様なり。
 隣家に父あらん、其の人甚だ聖なり。欣欣として笑を含み、來りて我が室に入り、教ふるに孝弟の道を以てせしに、其の子察せずして、以て隣父は吾が父より賢なりと爲て、之を親愛し、其の子は終に不孝の子となりぬとなり。是れ其の隣父は聖ならざるには非ず。然れども來りて我が父に代りて、以て教育の權を奪へりしからに、則ちその勢卒に此に至れるも、亦宜ならずや。彼の孔丘尼父といふ者は、隣家の父なり。一旦突然として、我が神

神州以横奪我 神聖教
 官之權。民之仰之如日月。親
 之如父母。至於不復念
 皇祖 天神之大德矣。是其
 害。與隣父來晤。人子之耳者。
 奚異乎。今世之學西洋者。曰。
 拿破崙。曰。彼得。曰。歷山王。曰。
 耶蘇。曰。馬哈麥。猶之隣父也耳。
 其號稱欽慕者。與曩時儒流。仰
 堯舜禹湯文武周公孔子者。同
 勢。而其背。內向。外之意。如
 合符節也。夫苟知背。內向
 外之爲弊。則志於道者。亦可
 以知所戒矣。何違擇隣父之
 賢與否乎。

州に入りて、以て我が 神聖教育の權を横奪せしからに、民の
 之を仰ぐこと日月の如く、之を親しむこと父母の如くして、復た
 皇祖 天神の大德を念はざるに至りしなり矣。是れその害、隣
 父の來りて人子の耳を聒しうする者と、奚ぞ異ならんや。今世の
 西洋を學ぶもの、曰く、拿破崙。曰く、彼得。曰く、歷山王。曰
 く、耶蘇。曰く、馬哈麥。猶之隣父なるのみ。その號稱欽慕する
 者も、曩時の儒流、堯舜禹湯文武周公孔子を仰ぎし者と勢を
 同くして、而もその 内に背き外に向へる意は、符節を合するが如
 し。それ苟も 内に背き外に向ふの弊爲ることを知らば、則ち道
 に志す者、亦以て戒むる所を知るべきなり矣。何ぞ隣父の賢と否
 ざるを擇ぶに違あらんや。

〔釋義〕

欣々。ニコ／＼と笑を含む貌。○孔丘尼父。孔子の
 字は仲尼、因つて世に之を敬愛して尼父といふ。○拿破崙。佛

獲公之斯。衛之善射者也。其臨
 戰也。抽矢扣輪。背君向師。
 其言曰。我不忍以夫子之道。
 反害夫子。嗚呼。今之爲洋學
 者。盡獲公之斯也。曩時之爲漢
 學者。何獨不然。而使 神
 州國之民。翕向海外。以爲

蘭西の皇帝ナポレオン第一世にして、一時歐洲に強大の威を振
 ひて、列國を震駭せしめたるもの、世人普く知る所なり。○彼
 得。露國皇帝、第一世、大帝と稱す、近代の英主なり。その事
 業功績頗る多し。○歷山王。マセドニヤ王、フィリッポ二世の
 子。有名なる歷山大王是なり。四方に遠征して大に偉績を擧げ
 たり。○馬哈麥。亞刺比亞のメツカに生れたる行商人なりしが
 回々教を創め、遂にその教祖となる。○耶蘇。解既に出づ。
 庾公之斯は、衛の射を善くせし者なり。其の戰に臨むや、矢を抽
 き輪を叩き、君に背き師に向へり。曰く、我は夫子の道を以て、
 反つて夫子を害するに忍びずといひき。嗚呼。今の洋學を爲る者は、
 盡く庾公之斯なり。曩時の漢學を爲し者も、何ぞ獨り然らざらん。
 而して 神州國の民をして、翕然として海外に向ひ、以て庾
 公之斯爲らしめし者は、孔丘之が脩を爲せしにあらずして誰ぞや。

欲引^二先王^一。以底^レ孔丘^上者也。其矣哉。慣習之難^レ破也。人認^二隣父^一爲^レ父。他日有^レ引^レ父來告^レ實者。其人^レ不信。怒以爲^二不孝^一。誰不^レ笑^レ之。今疾^レ臣子^一之講^二祖宗^一之典^一者。豈不^レ幾^レ乎。怨^レ引^レ父來告^レ實者乎。論語者隣父之教誨也。抑俚諺有^レ云。孩兒之魂。百歲猶存。嗚呼。漢籍之入^二神州^一尙矣。其染^二人心^一。非^二一朝一夕^一之故。則認^二隣父^一之教誨。以爲^二家傳^一也亦宜。雖然。家有^二成法^一。世世傳^レ之。則隣父之言。或有^レ往往與^二家法^一齟齬者焉。則寧如^レ捐^二隣父^一。而從^二家法^一之爲^レ得計^上乎。

父を認めて父と爲るに、他日父を引いて來りて實を告ぐる者あり。其の人信せず。怒りて以て不孝と爲さば、誰か之を笑はざらんや。今臣子の 祖宗の典を講ずる者を疾むは、豈に父を引いて來りて實を告げし者を怨むるに幾からずや。論語は隣父の教誨なり。抑俚諺に云へることあり。孩兒の魂、百歲猶存すと。嗚呼、漢籍の 神州に入りしことは尙し矣。その人心を染むることは、一朝一夕の故に非ざれば、則ち隣父の教誨を認めて、以て家傳と爲るも亦宜なり。然りと雖も、家に成法ありて、世世之を傳ふるときは、則ち隣父の言、或は往往家法と齟齬する者あらんも、則ち寧ろ隣父を捐て、家法に従ふの得計爲るに如かんや。

〔釋義〕 孩兒の魂、百歲猶存す。伊呂波喩に、「三歲兒の魂、百まで」。といへるを譯せるなり。○齟齬。齒の出入せること。因つて事物のクヒチガヒて、よく合はざるをいふ。

夫我 帝系之出^二於 天神^一。則天人合一焉。固不^レ與^二唐虞三代^一配^二祖^一。千天^一者^レ同^也。而三器之尊。亦不^レ可^レ與^二所謂九鼎者^一同^レ日而語^也。伊弉諾。伊弉册尊之生^二成萬物^一。大名持。少彥名命之經^二營 國土^一。天照大神之立^二鴻基^一。素盞鳴尊之創^二航海^一。神武之東伐。景行之西征。倭武之平^二四裔^一。神后之服^二三韓^一。盛徳大業。民到^二于今^一。受^二其賜^一。而儒者徒以^レ禹稷之治^二水土^一。武王周公之驅^二蛇龍猛獸^一者爲^レ功。豈非^レ忘^二家法^一之甚者^上乎。

夫れ我が 帝系の 天神より出でたまへりとするれば、則ち天人合一なり。固より唐虞三代の祖を天に配する者と同じからざるなり。而して 三器の尊きも、亦謂はゆる九鼎といふ者と日と同じくして語るべからざるなり。伊弉諾 伊弉册尊の萬物を生成したまへる、大名持・少彥名命の 國土を経營したまへる、天照大神の鴻基を立てたまへる、素盞鳴尊の航海を創めたまへる、神武の東伐したまへる、景行の西征したまへる、倭武の四裔を平けたまへる、神后の三韓を服したまへることき、盛徳大業、民今に至るまで、その賜を受けたり。而るを儒者は徒らに禹稷の水土を治め、武王周公の龍蛇猛獸を驅りし者を以て、功ごのみ爲せるは、豈に家法を忘るゝことの甚だしき者に非ずや。

〔釋義〕 祖を天に配す。支那にて天子は、天命を受けたる子